

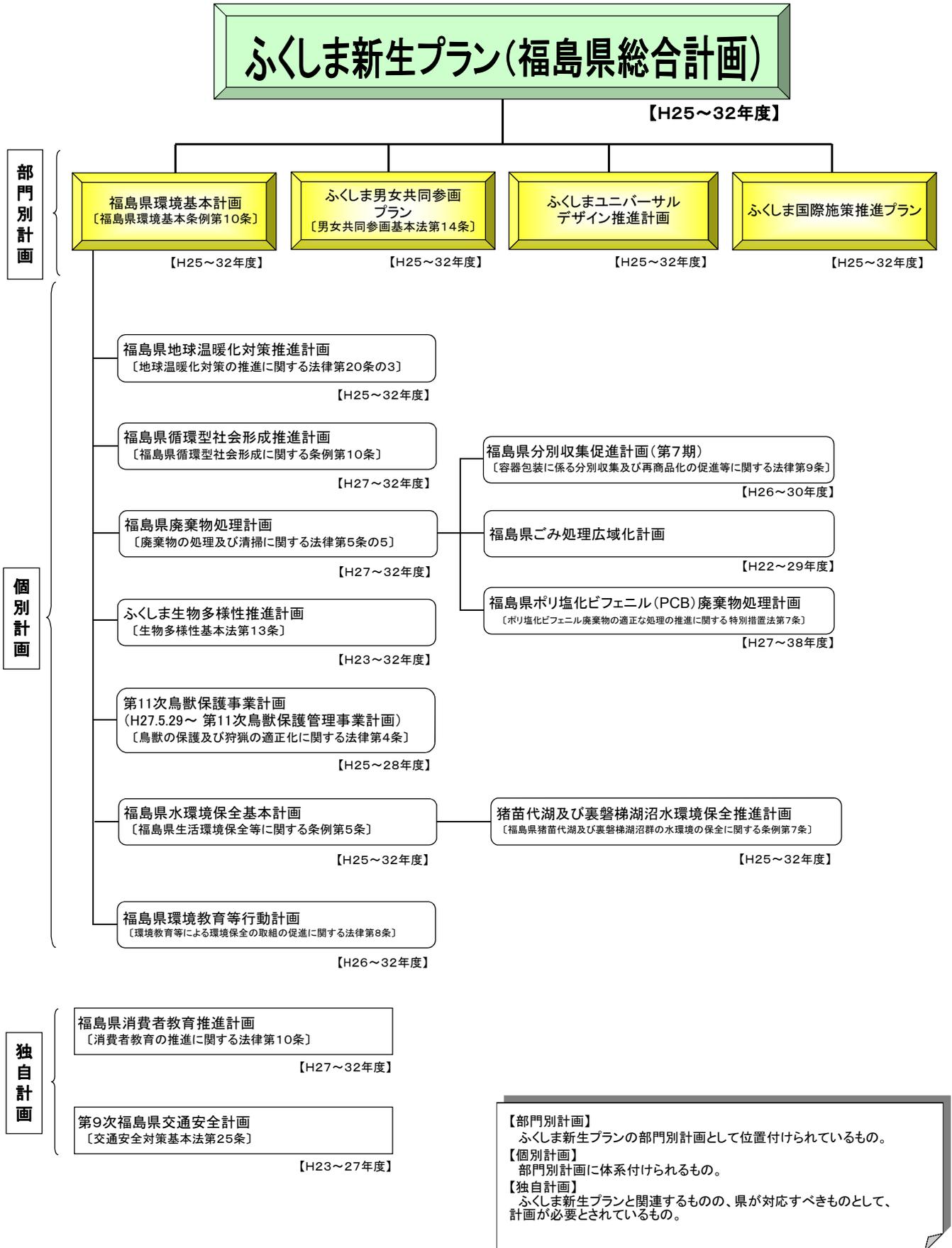


# 平成27年度 事業計画書

福島県生活環境部



# 生活環境部における福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の 部門別計画等の体系図(平成27年4月現在)



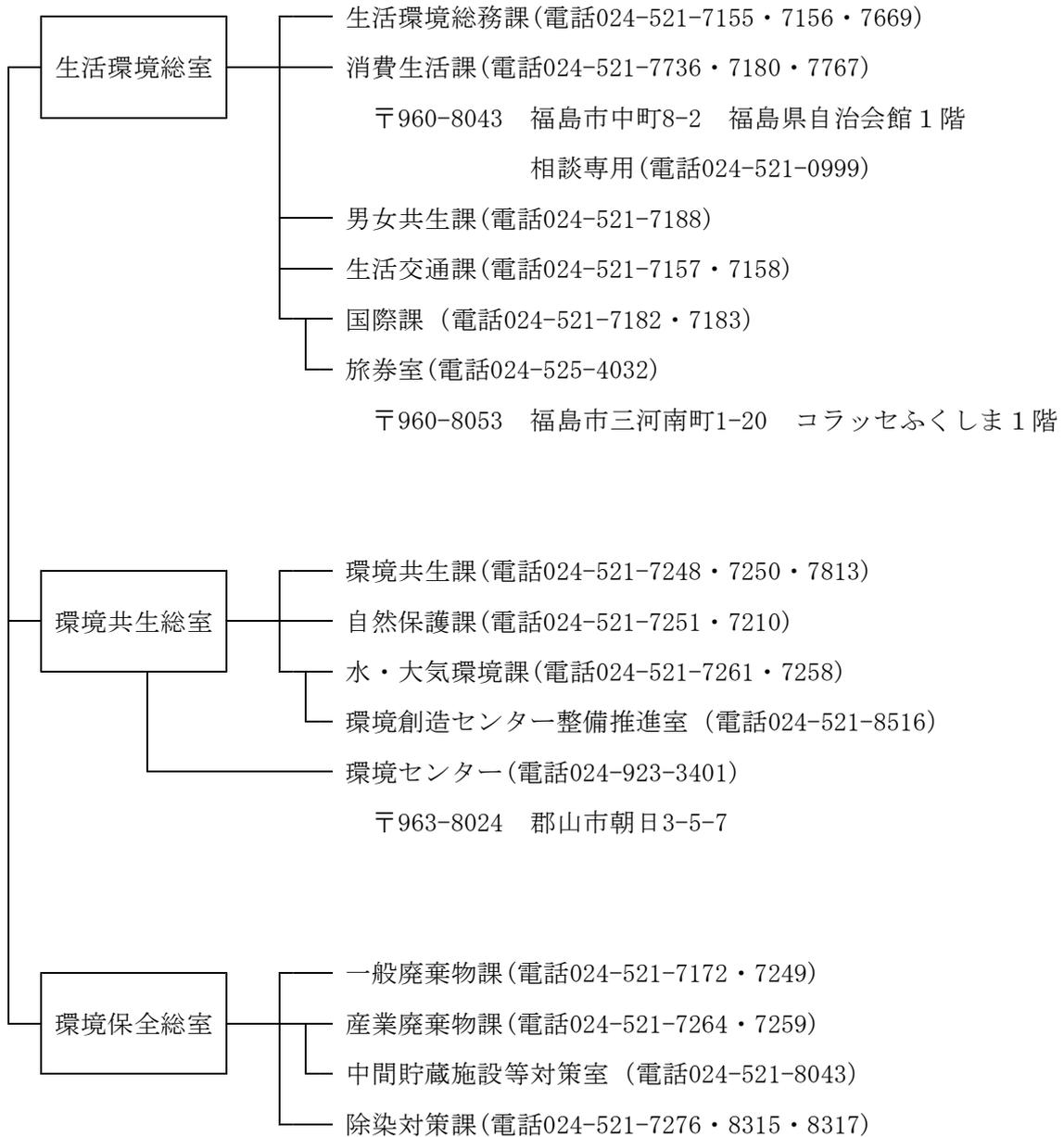
# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| <b>1 生活環境部の組織</b>        |    |
| ○ 組織                     | 2  |
| ○ 分掌事務                   | 3  |
| <b>2 生活環境部の基本方針と重点施策</b> |    |
| ○ 平成27年度基本方針             | 6  |
| ○ 平成27年度重点施策             | 7  |
| ○ 中・長期計画                 | 10 |
| ○ 平成27年度重点事業等            | 16 |
| ○ 平成27年度産業廃棄物税充当事業       | 19 |
| ○ 平成27年度主要な大会・行事予定       | 20 |
| <b>3 生活環境部予算の概要</b>      |    |
| ○ 平成27年度当初予算と前年度予算の比較    | 24 |
| <b>4 各総室事業計画</b>         |    |
| <b>(1) 生活環境総室</b>        |    |
| ○ 事務分掌                   | 26 |
| ○ 事業計画                   | 29 |
| <b>(2) 環境共生総室</b>        |    |
| ○ 事務分掌                   | 50 |
| ○ 事業計画                   | 52 |
| <b>(3) 環境保全総室</b>        |    |
| ○ 事務分掌                   | 72 |
| ○ 事業計画                   | 74 |
| <b>5 資料</b>              |    |
| ○ 関係法令・所管条例等             | 84 |
| ○ 関係団体・出資団体              | 89 |
| ○ 附属機関等                  | 93 |
| ○ 統計データ                  | 99 |

# 1 生活環境部の組織

# ○ 組 織

平成27年4月1日現在



## ○ 分 掌 事 務

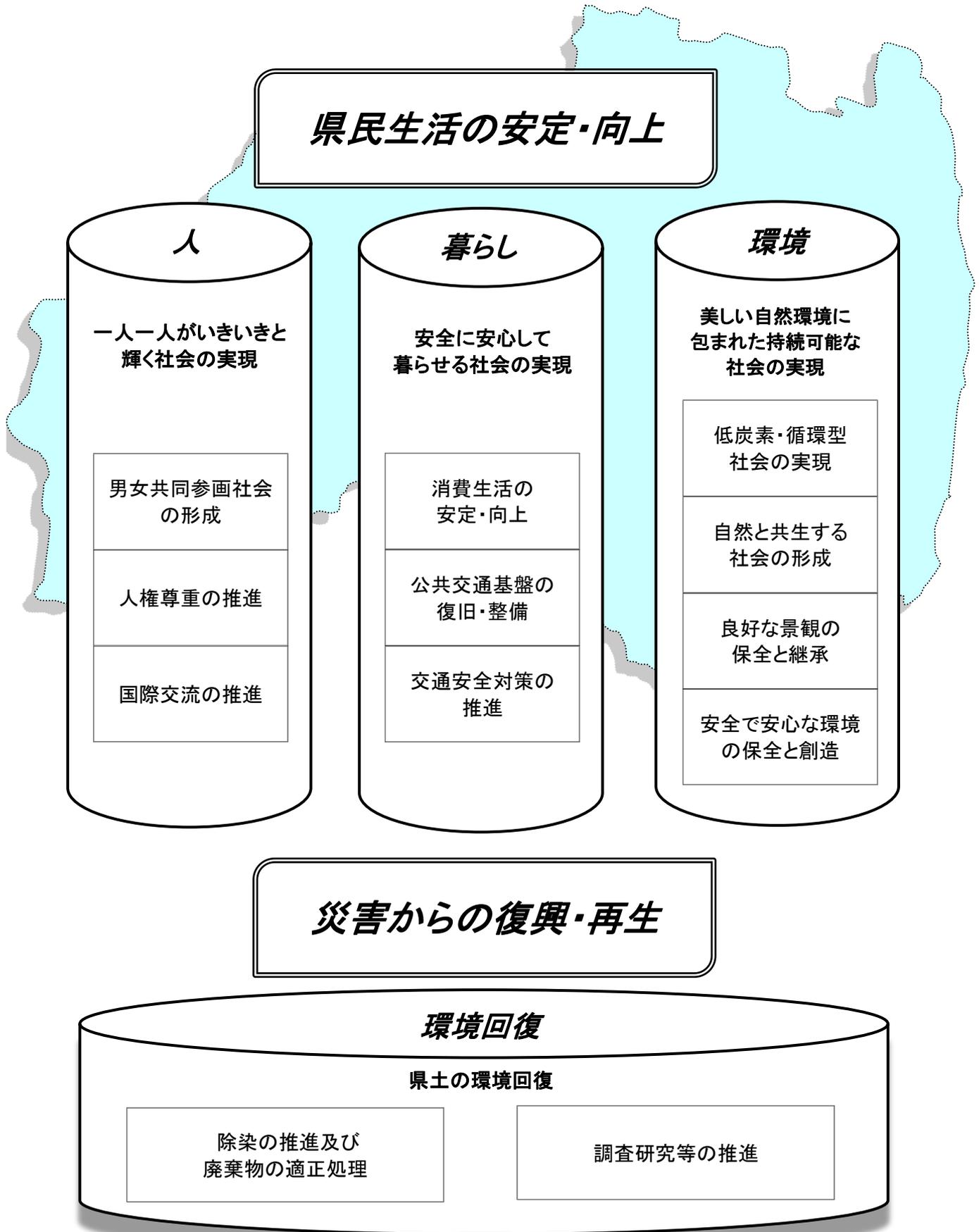
| 総室名    | 課（室）名   | 分 掌 事 務   |
|--------|---------|---|
| 生活環境総室 | 生活環境総務課 | 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。                           |
|        |         | 部内における人事、予算及び経理に関すること。                          |
|        |         | 環境基本法（平成5年法律91号）の施行に関すること。                      |
|        |         | 環境センター及び男女共生センター並びに消費生活センター（組織に係るものに限る。）に関すること。 |
|        |         | 部内他総室の所掌に属しない事務に関すること。                          |
|        | 消費生活課   | 消費者施策の総合企画及び調整に関すること。                           |
|        |         | 消費者の安全確保及び取引等の適正化に関すること。                        |
|        |         | 生活関連物資の確保に関すること。                                |
|        |         | 消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第1項各号に掲げる事務に関すること。        |
|        |         | 消費生活センターに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。                |
|        |         | 生活協同組合その他消費者団体の育成指導に関すること。                      |
|        | 男女共生課   | 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び調整に関すること。                |
|        |         | 人権に係る施策の総合企画及び調整に関すること。                         |
|        |         | ユニバーサルデザインに係る施策の総合企画及び調整に関すること。                 |
|        | 生活交通課   | 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。                        |
|        |         | 生活路線バスの運行及び維持対策に関すること。                          |
|        |         | 交通安全対策の総合企画及び調整に関すること。                          |
|        |         | 交通安全運動の推進に関すること。                                |
|        | 国際課     | 国際化施策の企画及び調整に関すること。                             |
|        |         | 国際交流事業の推進に関すること。                                |
|        |         | 海外移住に関すること。                                     |
|        | 旅券室     | 海外渡航に関すること。                                     |

| 総室名           | 課(室)名                            | 分 掌 事 務  |
|---------------|----------------------------------|--|
| 環境共生総室        | 環境共生課                            | 地球温暖化対策の総合企画及び調整に関すること。  |
|               |                                  | 循環型社会形成の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。  |
|               |                                  | 環境保全活動の推進に関すること。   |
|               |                                  | 環境影響評価に関すること。  |
|               | 自然保護課                            | 自然環境の保護に関すること。   |
|               |                                  | 自然環境に係る施設の整備、管理及び改善指導に関すること。   |
|               |                                  | 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。   |
|               |                                  | 野生生物の保護及び狩猟に関すること。   |
|               |                                  | 景観形成施策の総合企画及び調整に関すること。   |
|               | 水・大気環境課                          | 大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止並びにその指導に関すること。   |
|               |                                  | ダイオキシン類、フロン類等化学物質の対策に関すること。  |
|               |                                  | 環境汚染の防止のために必要な監視及び測定に関すること。  |
|               |                                  | 公害に係る紛争、苦情等の処理に関すること。  |
| 環境創造センター整備推進室 | 環境創造センターの整備並びに運営に係る企画及び調整に関すること。 |  |
| 環境保全総室        | 一般廃棄物課                           | 一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること。  |
|               |                                  | 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。   |
|               |                                  | 容器包装リサイクルに関すること。   |
|               |                                  | 家電リサイクルに関すること。   |
|               |                                  | 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）の施行に関すること（一般廃棄物に係るものに限る。）。 |
|               | 産業廃棄物課                           | 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること。  |
|               |                                  | 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。  |
|               |                                  | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関すること（特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。）。  |
|               |                                  | 自動車リサイクルに関すること。  |
|               |                                  | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（産業廃棄物に係るものに限る。）。   |
|               | 中間貯蔵施設等対策室                       | 中間貯蔵施設に関すること。  |
|               |                                  | 放射性物質汚染対処特別措置法第十九条に規定する指定廃棄物に関すること。  |
|               |                                  | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。  |
|               | 除染対策課                            | 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。   |
|               |                                  | 除染技術の評価及び研究に関すること。   |
|               |                                  | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（放射性物質汚染対処特別措置法第二条第三項に規定する土壌等の除染等の措置に係るものに限る。）。   |

## 2 生活環境部の基本方針と重点施策

## ○ 平成27年度基本方針

生活環境部は、「東日本大震災を始めとする災害からの復興・再生」に最優先で取り組むとともに、「県民生活の安定・向上」を図るため、3つの柱を掲げて各種施策に部の総力を挙げて取り組んでいきます。



## ○ 平成27年度重点施策

### 東日本大震災を始めとする災害からの復興・再生

#### ◆県土の環境回復

##### ○ 除染の推進及び廃棄物の適正処理

(除染の推進)【除染対策課、中間貯蔵施設等対策室】

- 1 除染については、市町村との緊密な連携の下、引き続き、現地調査等を行い取組・進捗状況等を確認するとともに、円滑な施工監理に向けた支援を行うなど、市町村の課題にきめ細かに対応し、県内除染の迅速かつ着実な推進を図ってまいります。
- 2 国が行う中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに施設への除去土壌等の収集及び運搬に当たっては、県、大熊・双葉両町、国とで締結した安全協定の適正な運用を図るとともに、市町村等の意見を伺いながら、安全・安心の確保に取り組んでまいります。

(廃棄物の適正処理)【一般廃棄物課、中間貯蔵施設等対策室】

- 1 災害廃棄物の処理について、国代行制度の活用や再生利用の促進などにより、国・市町村・事業者と連携を図りながら適正な処理を進めます。
  - 2 国直轄で処理する8,000Bq/kg超の指定廃棄物について、安全を確認するとともに、国・市町村と連携し、住民理解を促進します。
- ##### ○ 調査研究等の推進【環境創造センター整備推進室】

国内外の英知を結集して、除染技術の研究開発、きめ細かなモニタリング、子どもたちへの環境教育等を行う福島県環境創造センターを整備・運営します。

また、IAEA、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所と連携・協力の下、本県の環境回復・創造のための調査研究に取り組みます。

### 県民生活の安定・向上

#### ◆一人一人がいきいきと輝く社会の実現

##### ○ 男女共同参画社会の形成【男女共生課】

性別にかかわらず誰もが個人として尊重される社会の形成に向け、女性が活躍しやすい環境の整備を図るための取組や男女共生センターを拠点とした啓発・実践活動を進めます。

##### ○ 人権尊重の推進【男女共生課】

ともに生きる社会の実現に向け、人権への理解を深めるための各種啓発事業の実施、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に取り組みます。

○ 国際交流の推進【国際課】

- 1 国際的な広い視野を持った人材の育成を図るとともに、県民、民間団体、市町村など多様な主体と連携しながら様々な国際交流・協力活動を促進します。
- 2 震災及び原発事故の風評を払拭するため、国際会議等の誘致に取り組むとともに、海外における復興PRや、在外県人会等とのネットワークを活用するなど、本県の正しい情報や魅力を世界に向けて発信します。

◆安全に安心して暮らせる社会の実現

○ 消費生活の安定・向上【消費生活課】

- 1 年々複雑、多様化する消費者被害を未然に防止し、消費者の安全を確保するため、消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を図るほか、県及び市町村の相談体制等の強化や市町村の取組の支援など、消費者行政の充実を図ります。
- 2 県民の食品の安全・安心を確保するため、市町村に配備した600台余の放射性物質検査機器の活用に必要な経費を補助し、あわせて住民自らが検査し確認できる体制の構築に向けて放射能の正しい知識や検査機器の操作法に関する研修会等を開催します。
- 3 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、食の安全への関心が高まっていることから、放射能や食の安全性をテーマとしたリスクコミュニケーションに関する取組を実施し、消費者の理解を深めます。
- 4 食と放射能に関して、自らの判断で正しく食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図るなど風評被害の払拭に資する取組を実施・支援します。

○ 公共交通基盤の復旧・整備【生活交通課】

- 1 鉄道・バスなど県民生活の足の確保・維持を図るため、第三セクター鉄道の施設整備及び経営安定化を支援するほか、交通対策事業に取り組む市町村やバス事業者に対する支援を行います。
- 2 JR常磐線の復旧について、地元自治体やJR東日本と連携し、早期運転再開を目指します。
- 3 JR只見線については、粘り強く国・JR東日本に対し早期復旧や財政支援を強く要望していきます。

○ 交通安全対策の推進【生活交通課】

昨年の交通事故死者87人のうち65歳以上の割合は49%と、依然として高齢者の死亡事故が多発するなどしており、子どもから高齢者まで全ての県民が安心して暮らせる交通社会を実現するため、関係機関・団体等と連携しながら交通安全対策に取り組めます。

◆美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

○ 低炭素・循環型社会の実現【環境共生課、産業廃棄物課】

- 1 温室効果ガスの排出削減のため、地球温暖化が地域に与える影響を評価するとともに、「福島議定書」による節電や節水、廃棄物の発生抑制などの取組により、県民、事業者等の環境に配慮した主体的な活動を促進します。
- 2 災害時に防災拠点となる公共施設や民間施設への再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光パネルや蓄電池などの設置経費を支援します。
- 3 廃棄物の排出抑制や減量化、適正処理を総合的に推進していくため、産業廃棄物の排出事業者がリサイクル等の推進を目的として実施する先進的な施設整備等を支援します。

○ 自然と共生する社会の形成【自然保護課、水・大気環境課】

- 1 尾瀬や裏磐梯など優れた自然環境を有する県内の自然公園の保護と適正利用を促進するため、公園計画に基づき公園施設の整備を図ります。
- 2 本県の豊かな生物多様性を保全し将来に引き継ぐため、野生動物の保護及び管理を進め、希少野生動植物等に関する生息・生育情報の収集に努めるほか、子ども達を対象にした自然環境学習に取り組みます。
- 3 原発事故により、野生鳥獣の肉から国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されているため、モニタリング調査を継続して実施し、県民へ自家消費に対する注意喚起を行います。
- 4 猪苗代湖の水環境保全のため高度処理浄化槽の整備促進、流入水路への除塵スクリーンの設置、清掃活動など県民と一体となった総合的な対策に取り組みます。

○ 良好な景観の保全と継承【自然保護課】

景観法及び福島県景観条例の適切な運用により、本県の地域特性を生かした優れた景観の保全と継承を図ります。

○ 安全で安心な環境の保全と創造【水・大気環境課、一般廃棄物課】

- 1 ダイオキシン類等の化学物質などから健康で安心して快適に暮らせる環境を守るため、引き続き大気や水質、土壌等の監視・調査を実施するとともに、事業者等に対する適切な指導を行います。
- 2 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽整備事業を実施する市町村の取組を支援します。

## ○ 中 ・ 長 期 計 画

| 計 画 名 称                                   | 計画期間 (年度) | 担当課室             |
|---|-----------|------------------|
| 福島県環境基本計画 (第4次)                           | H25～H32   | 生活環境総務課          |
| 福島県環境教育等行動計画                              | H26～H32   | 生活環境総務課          |
| 福島県消費者教育推進計画                              | H27～H32   | 消費生活課            |
| ふくしま男女共同参画プラン                             | H25～H32   | 男女共生課            |
| ふくしまユニバーサルデザイン推進計画                        | H25～H32   | 男女共生課            |
| 第9次福島県交通安全計画                              | H23～H27   | 生活交通課            |
| ふくしま国際施策推進プラン                             | H25～H32   | 国際課              |
| 福島県地球温暖化対策推進計画                            | H25～H32   | 環境共生課            |
| 福島県循環型社会形成推進計画                            | H27～H32   | 環境共生課            |
| ふくしま生物多様性推進計画                             | H23～H32   | 自然保護課            |
| 第11次鳥獣保護事業計画<br>(H27.5.29～第11次鳥獣保護管理事業計画) | H25～H28   | 自然保護課            |
| 福島県水環境保全基本計画                              | H25～H32   | 水・大気環境課          |
| 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画                      | H25～H32   | 水・大気環境課          |
| 福島県廃棄物処理計画                                | H27～H32   | 一般廃棄物課<br>産業廃棄物課 |
| 福島県分別収集促進計画 (第7期)                         | H26～H30   | 一般廃棄物課           |
| 福島県ごみ処理広域化計画                              | H22～H29   | 一般廃棄物課           |
| 福島県ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理計画                | H27～H38   | 産業廃棄物課           |

## ○ 福島県環境基本計画（第4次）

本計画は、環境基本条例に基づく本県の環境保全に関する基本的な計画であり、また県総合計画の環境保全に関する部門別計画でもあります。

平成24年度、喫緊の課題である除染、廃棄物処理等の災害対策を「Ⅰ環境回復の推進」として新たに柱立てを行うとともに、自然環境保全、温室効果ガスの排出抑制などの従来の取組を「Ⅱ美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」として再編・強化しました。

基本目標を「福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」として、県民、事業者、行政など様々な方々の連携、さらには国内外の英知を結集して本県の環境回復に取り組み、震災前以上の美しく豊かな自然環境と共生する社会を創り上げることを目指していきます。

## ○ 福島県環境教育等行動計画

この計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条の規定に基づく行動計画として策定したものです。

持続可能な社会の実現と県土の環境回復を図るためには、県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体が自ら、また、連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要になっており、そうした行動を広げるために環境教育等を推進することが必要であるため、本行動計画に基づき環境教育等の推進に取り組めます。

## ○ 福島県消費者教育推進計画

この計画は、消費者教育の推進に関する法律第10条に基づき、国の基本方針を踏まえて策定したものです。

消費者が自ら考え自ら行動する自立した消費者となることを目的とし、消費者教育を総合的・一体的に行っていくため、本計画に基づき、国、市町村、関係団体等との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進し、消費者が、安全に安心して、豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指します。

## ○ ふくしま男女共同参画プラン

この計画は、すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野に共に参画し、責任を担う社会を基本理念とした本県の男女共同参画社会の形成の推進を目的としています。

この計画に基づき、行政、県民、事業者等と連携・協力しながら、基本理念を反映した本県の復興と男女共同参画社会の実現を図るための施策を展開していきます。

## ○ ふくしまユニバーサルデザイン推進計画

この計画は、すべての人が安全・安心・快適に暮らすことができる社会の実現に向け、「思いやりをシステム化」をキーワードに、ユニバーサルデザインの考え方をものづくりやまちづくりはもちろんのこと、制度やサービスなどのソフト面を含めたあらゆる分野に浸透させる「ふくしま型ユニバーサルデザイン」の普及推進を図ることを目的に策定しています。

この計画に基づき、県民、NPO、事業者、市町村等と連携・協力し、計画的・体系的な推進を図るとともに、特に復興における取組においては、ユニバーサルデザインの考え方を重視しようとするものです。

## ○ 第9次福島県交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、平成23年度から平成27年度までの陸上交通の安全に関する県及び本県の区域を所管する指定行政機関等が実施する施策の大綱を定め、平成27年までの目標を設定して、県、市町村及び指定行政機関等が、交通安全に関する施策を積極的に実施しようとするものです。

## ○ ふくしま国際施策推進プラン

このプランは、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門別計画で本県の国際関係施策を総合したものです。

このプランでは、「人や地域とともに、世界に輝く『新生ふくしま』の実現」という基本目標の下、2つの目指すべき国際化の姿と4つの基本戦略（①地球市民の育成と多文化共生社会の推進、②世界とふくしまをつなぐネットワークと情報発信の強化、③多様な国、地域との国際交流の推進、④ふくしまブランドの再発信と新機軸の展開）を定め、総合的な施策を推進することとしています。

## ○ 福島県地球温暖化対策推進計画

この計画は、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するために策定したものです。

この計画では、「県民の総意と参加による環境と経済が調和した地球温暖化対策の推進」を基本目標とし、「県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開」、「復興と共に進める地球温暖化対策」及び「県民の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策」を基本姿勢として地球温暖化対策の推進を図ります。

現計画では、基準年（平成2年度）と比較し、中期目標（平成32年度）として10～15%、また長期目標（平成52年度）として80%の温室効果ガス排出を削減することを目指しています。

この目標達成のため①県民総ぐるみの省エネルギー対策、②再生可能エネルギーの飛躍的な推進、③持続的な吸収源対策、④環境・エネルギー産業の活性化、⑤未来のための環境・エネルギー教育、⑥目標達成に向けた推進体制の6つの視点から施策を展開し、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策を推進しようとするものです。

なお、事業者としての県の取組みとして、「ふくしまエコオフィス実践計画」により、環境負荷の低減、地球温暖化の防止など環境保全に関する職員の取組を推進します。

## ○ 福島県循環型社会形成推進計画

この計画は、福島県循環型社会形成に関する条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもので、現計画は、平成27年度から平成32年度までを計画期間としています。

この計画では、「福島県が目指す循環型社会」として、①多様な自然環境が保全された社会の実現、②地域循環システムが形成された社会の実現、③賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現、の3つのビジョンを掲げ、県民、民間団体、事業者及び行政の役割を明示するとともに、各主体が連携しながら県民総参加で推進していくこととしています。

## ○ ふくしま生物多様性推進計画

生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や施策などを定めた計画で、平成22年度に策定（平成25年度に改定）し、平成32年度を目標年度としています。この計画に基づいて、本県の豊かな生物多様性を将来に引き継いでいくための各種施策を総合的に推進していくこととしています。

## ○ 第11次鳥獣保護事業計画

（平成27年5月29日から 第11次鳥獣保護管理事業計画）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護管理に関して知事が定める計画で、平成25年度から平成28年度までの4ヶ年を計画期間としています。この計画に基づいて、鳥獣保護区の指定や、愛鳥モデル校の指定、特定鳥獣保護管理計画の策定などを行い、野生鳥獣の保護管理を通じた自然と人との共生を推進することとしています。

※ 鳥獣保護法の改正に伴い、平成27年5月29日から鳥獣保護管理事業計画に改定し、新たに、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保や指定鳥獣の管理に関する事項を追加して、野生鳥獣の生息数や生息域の適正化を図ることとします。

## ○ 福島県水環境保全基本計画

この計画は、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくため、水質や水量などの水、水辺地や生物多様性などの水を取巻く環境を包括的にとらえ、本県の水環境保全の基本方針等を定めたものであり、東日本大震災後の情勢を踏まえ、県内水環境の安全・安心を確保していくため、平成24年度に計画の改定を行いました。

この計画に基づいて、県内各地域の特性を生かしながら、県民、事業者、民間団体及び行政などのそれぞれが自発的かつ連携、協力して県内水環境の保全・回復に取り組むこととしています。

## ○ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

この計画は、平成13年度に制定した福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例に基づき、水質の悪化が懸念されている猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の良好な水質を長期的に維持することはもとより、水辺地の生態系の維持や流域の水循環などを総合的に捉え、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めたものであり、東日本大震災後の情勢を踏まえ、猪苗代湖・裏磐梯湖沼の水環境の安全・安心を確保していくため、平成24年度に計画の改定を行いました。

計画の水環境保全目標である「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けて、放射性物質による環境汚染からの回復と猪苗代湖の水質日本一復活のための施策を推進していくこととしています。

## ○ 福島県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために平成26年度に策定したもので、廃棄物の減量やその適正な処理の基本的事項、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制、産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項を定めています。

## ○ 福島県分別収集促進計画（第7期）

一般廃棄物の中で約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクルを目的として、平成7年度に公布された容器包装リサイクル法第9条の規定に基づき、市町村が策定した分別収集計画の数値を基に、本県の分別収集量を掲出するとともに、分別収集促進のための方策を定めています。

## ○ 福島県ごみ処理広域化計画

ダイオキシン類の削減問題を契機として、廃棄物の減量化・再生利用の推進等一般廃棄物の適正処理を推進するため平成21年度に策定したもので、一般廃棄物処理事業のうち特にごみ処理事業を中心に、市町村等における広域的な対応の枠組みや一般廃棄物処理施設の整備に係る基本的な方針を定めたものです。

## ○ 福島県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画

PCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図るために策定したものです。

計画期間を、平成27年度から平成38年度までとし、PCB廃棄物の広域処理体制の確保に関する事項やPCB廃棄物の適正処理の推進方策に関する事項を定め、PCB廃棄物の適正処理を推進することとしています。

# ○ 平成27年度重点事業等

【平成27年度重点事業：福島県総合計画「13の重点プロジェクト」を推進するための主要事業】

(単位：千円)

| 重点プロジェクト                | 区分                     | 事業名                   | 終期                      | 事業費       | 担当課室        | 予算財源                 | 備考                          | 頁  |    |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|-------------|----------------------|-----------------------------|----|----|
| 人口減少・高齢化対策プロジェクト        | 一部新規                   | 鳥獣被害対策強化事業            | 32                      | 79,216    | 自然保護課       | 【国庫】 【復興】            |                             | 60 |    |
|                         | 継続                     | 市町村生活交通対策のための補助       | 27                      | 165,244   | 生活交通課       | —                    |                             | 42 |    |
|                         | (継続)                   | (生活路線バス運行維持のための補助)    | 27                      | (467,561) | (生活交通課)     | —                    | 再掲                          | 41 |    |
|                         | (一部新規)                 | (チャレンジふくしま世界への情報発信事業) | 28                      | (54,625)  | (国際課)       | 【復興】                 | 再掲                          | 45 |    |
|                         | (一部新規)                 | (J R只見線復旧推進事業)        | 28                      | (19,806)  | (生活交通課)     | 【只見線】                | 再掲                          | 39 |    |
|                         | 一部新規                   | 女性活躍促進事業              | 28                      | 6,742     | 男女共生課       | 【復興】                 |                             | 36 |    |
| 環境回復プロジェクト              | 除染の推進                  | 継続                    | 野生動物環境被害対策推進事業          | 28        | 26,014      | 自然保護課                | 【健康】                        |    | 60 |
|                         |                        | 継続                    | 除染推進体制整備事業              | 28        | 229,065     | 除染対策課                | 【健康】 【除染】                   |    | 81 |
|                         |                        | 継続                    | 除染対策推進事業                | 28        | 13,104,576  | 除染対策課                | 【除染】                        |    | 81 |
|                         |                        | 継続                    | 市町村除染対策支援事業             | 28        | 200,066,529 | 除染対策課                | 【健康】 【除染】                   |    | 80 |
|                         | 食品の安全確保                | 継続                    | 自家消費野菜等放射能検査事業          | 27        | 1,104,812   | 消費生活課                | 【健康】 【除染】<br>【消費】           |    | 32 |
|                         |                        | 継続                    | 食の安全・安心推進事業             | 27        | 37,499      | 消費生活課                | 【消費】                        |    | 32 |
|                         |                        | 継続                    | チャレンジふくしま消費者風評対策事業      | 27        | 165,879     | 消費生活課                | 【消費】<br>【地域振興】              |    | 33 |
|                         |                        | 継続                    | 野生鳥獣放射線モニタリング調査事業       | 30        | 2,695       | 自然保護課                | 【健康】                        |    | 60 |
|                         | 廃棄物等の処理                | 継続                    | 災害廃棄物処理基金事業             | 27        | 1,154,960   | 一般廃棄物課               | 【廃棄物】                       |    | 74 |
|                         |                        | 継続                    | 放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業      | 27        | 51,046      | 産業廃棄物課<br>中間貯蔵施設等対策室 | 【産廃税】                       |    | 79 |
|                         |                        | 継続                    | 避難区域内化学物質等処理促進事業        | 27        | 4,500,000   | 産業廃棄物課               | 【加速化】                       |    | 77 |
|                         |                        | 継続                    | 中間貯蔵施設立地町地域振興交付金        | 28        | 5,000,000   | 中間貯蔵施設等対策室           | —                           |    | 80 |
|                         | 拠点の整備                  | 継続                    | 環境創造センター整備事業            | 27        | 7,051,984   | 環境創造センター<br>整備推進室    | 【復興】 【除染】<br>【温暖化】<br>【産廃税】 |    | 67 |
|                         |                        | 一部新規                  | 環境創造センター運営事業            | 32        | 391,021     | 環境創造センター<br>整備推進室    | 【復興】                        |    | 68 |
| 生活再建支援プロジェクト            | 県内避難者支援                | 継続                    | 生活路線バス運行維持のための補助        | 27        | 467,561     | 生活交通課                | —                           | 41 |    |
|                         |                        | 継続                    | 仮設住宅等交通事故防止対策事業         | 27        | 900         | 生活交通課                | 【施設整備】                      |    | 43 |
| 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト     | 生き抜く力を育む人づくり           | 継続                    | ふくしま子ども自然環境学習推進事業       | 28        | 20,885      | 自然保護課                | 【産廃税】<br>【環境】               | 57 |    |
| 再生可能エネルギー推進プロジェクト       | 再生可能エネルギーの導入拡大         | 継続                    | 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 | 27        | 5,419,017   | 環境共生課                | 【温暖化】                       | 53 |    |
| ふくしま・きずなづくりプロジェクト       | ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信 | 一部新規                  | チャレンジふくしま世界への情報発信事業     | 28        | 54,625      | 国際課                  | 【復興】                        | 45 |    |
| ふくしまの観光交流プロジェクト         | 観光と多様な交流の推進            | 新規                    | 太平洋・島サミット関連事業           | 27        | 24,054      | 国際課                  | 【復興】                        | 46 |    |
|                         |                        | 一部新規                  | 国際会議等誘致推進事業             | 27        | 5,809       | 国際課                  | 【地域振興】                      | 45 |    |
| 県土連携・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト | JR常磐線・只見線の早期復旧         | 一部新規                  | J R只見線復旧推進事業            | 28        | 19,806      | 生活交通課                | 【只見線】                       | 39 |    |
|                         |                        | 継続                    | 只見線復旧復興基金積立事業           | 28        | 672,254     | 生活交通課                | —                           | 40 |    |

| 区分   | 事業数 | 事業費(千円)     |
|------|-----|-------------|
| 新規   | 1   | 24,054      |
| 一部新規 | 6   | 557,219     |
| 継続   | 19  | 239,240,920 |
| 計    | 26  | 239,822,193 |

※平成26年度2月補正で平成27年度に実施する主な事業

(単位：千円)

| 重点プロジェクト                 | 区分             | 事業名        | 終期              | 事業費    | 担当課室    | 予算財源         | 備考   | 頁  |
|--------------------------|----------------|------------|-----------------|--------|---------|--------------|------|----|
| 人口減少・高齢化対策プロジェクト         | 新規             | 鳥獣被害対策強化事業 | 32              | 90,720 | 自然保護課   | 【国庫】<br>【復興】 |      | 61 |
| 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト | JR常磐線・只見線の早期復旧 | 新規         | 奥会津観光拠点ネットワーク事業 | 30     | 223,634 | 生活交通課        | 【国庫】 | 40 |

※予算財源

- 【国庫】 : 国庫支出金
- 【復興】 : 原子力災害等復興基金
- 【健康】 : 県民健康管理基金（健康管理）
- 【除染】 : 県民健康管理基金（除染対策）
- 【消費】 : 消費者行政活性化基金
- 【温暖化】 : 地球温暖化対策等推進基金
- 【廃棄物】 : 東日本大震災災害廃棄物処理基金
- 【加速化】 : 福島再生加速化交付金
- 【施設整備】 : 小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金
- 【産廃税】 : 産業廃棄物税基金
- 【森林税】 : 森林環境税基金
- 【環境】 : 環境保全基金
- 【只見線】 : 只見線復旧復興基金
- 【中山間】 : 中山間ふるさと水と土基金
- 【地域振興】 : 福島特定原子力施設地域振興交付金

【平成27年度生活環境部の重点施策に基づく主な事業：重点事業以外の主要事業】

(単位：千円)

| 重点施策         | 区分                        | 事業名                                | 終期        | 事業費     | 担当課室    | 予算財源                    | 頁             |
|--------------|---------------------------|------------------------------------|-----------|---------|---------|-------------------------|---------------|
| その他の<br>主要事業 | 一人一人が<br>いきいきと輝く<br>社会の実現 | 男女共生センター管理運営委託事業                   | 30        | 174,772 | 男女共生課   | —                       | 36            |
|              | 安全に安心して<br>暮らせる社会の<br>実現  | 消費者行政体制強化事業                        | 27        | 186,452 | 消費生活課   | 【消費】                    | 31            |
|              |                           | 鉄道軌道輸送対策事業費補助事業                    | 27        | 57,474  | 生活交通課   | —                       | 39            |
|              |                           | 野岩鉄道経営安定化補助事業                      | 27        | 69,174  | 生活交通課   | —                       | 40            |
|              |                           | 会津鉄道経営安定化補助事業                      | 27        | 120,630 | 生活交通課   | —                       | 41            |
|              |                           | 阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業                | 27        | 20,946  | 生活交通課   | —                       | 41            |
|              |                           | 美しい自然環境<br>に包まれた<br>持続可能な社会<br>の実現 | 地球温暖化対策事業 | 30      | 36,977  | 環境共生課                   | 【産廃税】<br>【環境】 |
|              | エコ・リサイクル製品普及拡大事業          |                                    | 27        | 25,155  | 環境共生課   | 【産廃税】                   | 54            |
|              | 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業         |                                    | 28        | 31,921  | 水・大気環境課 | 【産廃税】<br>【森林税】<br>【中山間】 | 65            |
|              | 室素りん浄化槽普及拡大プロジェクト         |                                    | 27        | 168     | 水・大気環境課 | 【環境】                    | 66            |
|              | 国立公園等施設整備事業               |                                    | 31        | 77,227  | 自然保護課   | 【国庫】                    | 58            |
|              | 浄化槽整備事業                   |                                    | 27        | 178,167 | 一般廃棄物課  | —                       | 75            |

※予算財源

- 【国庫】：国庫支出金
- 【復興】：原子力災害等復興基金
- 【健康】：県民健康管理基金（健康管理）
- 【除染】：県民健康管理基金（除染対策）
- 【消費】：消費者行政活性化基金
- 【温暖化】：地球温暖化対策等推進基金
- 【廃棄物】：東日本大震災災害廃棄物処理基金
- 【加速化】：福島再生加速化交付金
- 【施設整備】：小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金
- 【産廃税】：産業廃棄物税基金
- 【森林税】：森林環境税基金
- 【環境】：環境保全基金
- 【只見線】：只見線復旧復興基金
- 【中山間】：中山間ふるさと水と土基金
- 【地域振興】：福島特定原子力施設地域振興交付金

# ○ 平成27年度産業廃棄物税充当事業

## 【県事業】

### I 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による減量

単位:千円

| No | 区分   | 事業名   | 終期 | 予算額<br>(充当額) | 担当課室               |
|----|------|---|----|--------------|--------------------|
| 1  | 新規   | 産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業（未利用農産物の機能性成分を活かした加工技術の開発） | 27 | 807          | （商工労働部）<br>ハイテクプラザ |
| 2  | 継続   | 環境にやさしいモデル工事推進事業                              | 27 | 10,000       | （土木部）<br>技術管理課     |
| 3  | 一部新規 | エコ・リサイクル製品普及拡大事業                              | 27 | 25,151       | 環境共生課              |
| 4  | 継続   | 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業                          | 28 | 90,276       | 産業廃棄物課             |
| 5  | 継続   | 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業                             | 28 | 6,559        | 水・大気環境課            |
| 6  | 継続   | 資源活用！食品リサイクル推進事業                              | 27 | 2,892        | （農林水産部）<br>環境保全農業課 |
|    |      |   | 小計 | 135,685      | （6事業）              |

### II 適正な処理の促進

単位:千円

| No | 区分   | 事業名                        | 終期 | 予算額<br>(充当額) | 担当課室                 |
|----|------|----------------------------|----|--------------|----------------------|
| 7  | 継続   | 産業廃棄物処理業務研修会開催事業           | 28 | 3,937        | 産業廃棄物課               |
| 8  | 継続   | 産業廃棄物業者情報提供環境整備事業          | 28 | 1,967        | 産業廃棄物課               |
| 9  | 継続   | 産業廃棄物排出処理状況確認調査事業          | 27 | 7,829        | 産業廃棄物課               |
| 10 | 継続   | ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業       | 27 | 7,420        | 産業廃棄物課               |
| 11 | 一部新規 | 放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業         | 27 | 63,031       | 産業廃棄物課<br>中間貯蔵施設等対策室 |
| 12 | 継続   | アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業       | 27 | 2,954        | 水・大気環境課              |
| 13 | 継続   | 産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業     | 27 | 4,785        | 水・大気環境課              |
| 14 | 継続   | 産業廃棄物排出事業場等土壌汚染対策推進事業      | 27 | 1,174        | 水・大気環境課              |
| 15 | 継続   | ダイオキシン類発生源総合調査事業           | 27 | 24,599       | 水・大気環境課              |
| 16 | 新規   | 化学物質安全・安心社会づくり促進事業         | 32 | 3,993        | 水・大気環境課              |
| 17 | 継続   | 産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業        | 28 | 36,753       | 水・大気環境課              |
| 18 | 継続   | 公共用水域におけるノニルフェノール調査事業      | 28 | 3,469        | 水・大気環境課              |
| 19 | 継続   | 不法投棄防止総合対策事業               | 29 | 131,253      | 産業廃棄物課               |
| 20 | 継続   | 産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業         | 27 | 723          | 産業廃棄物課               |
| 21 | 継続   | 産業廃棄物管理票報告書受付管理事業          | 27 | 12,865       | 産業廃棄物課               |
| 22 | 継続   | 産業廃棄物税管理事業                 | 27 | 585          | 産業廃棄物課               |
| 23 | 継続   | 地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業 | 28 | 5,501        | 環境共生課                |
| 24 | 継続   | ふくしまエコオフィス推進事業             | 27 | 1,961        | 環境共生課                |
| 25 | 継続   | 地球温暖化防止のための新「福島議定書」事業      | 30 | 10,462       | 環境共生課                |
| 26 | 継続   | 環境創造センター整備事業               | 27 | 450,953      | 環境創造センター<br>整備推進室    |
| 27 | 継続   | ふくしま子ども自然環境学習推進事業          | 28 | 10,900       | 自然保護課                |
| 28 | 継続   | 環境教育等促進事業                  | 28 | 2,268        | 生活環境総務課              |
|    |      |                            | 小計 | 789,382      | （22事業）               |

## 【交付金事業】

単位:千円

| No | 区分 | 事業名        | 終期 | 予算額<br>(充当額) | 担当課室   |
|----|----|------------|----|--------------|--------|
| 29 | 継続 | 産業廃棄物税交付事業 | 28 | 25,000       | 産業廃棄物課 |
|    |    |            | 小計 | 25,000       | （1事業）  |

合計 950,067（29事業）

○ 平成27年度主要な大会・行事予定

| 月          | 大会等名称 ※()内は実施日・期間              | 開催場所   | 参集範囲         | 担当課・室         |
|------------|--------------------------------|--------|--------------|---------------|
| H27年<br>4月 | 新入学(園)児童・園児の交通事故防止運動(4/6～4/12) |        |              | 生活交通課         |
|            | みどりの月間(4/15～5/14)              |        |              | 自然保護課         |
|            | 猪苗代湖クリーンアクション2015(4/18)        | 猪苗代町   | ボランティア       | 水・大気環境課       |
| 5月         | 愛鳥週間(5/10～5/16)                |        |              | 自然保護課         |
|            | 春の全国交通安全運動パレード(5/11)           | 福島市    | 交通安全関係機関・団体等 | 生活交通課         |
|            | 春の全国交通安全運動(5/11～5/20)          |        |              | 生活交通課         |
|            | 交通事故死ゼロを目指す日(5/20)             |        |              | 生活交通課         |
|            | 第7回太平洋・島サミット(5/22・5/23)        | いわき市   | 日本政府、太平洋島嶼国等 | 国際課           |
|            | ごみゼロの日(5/30)                   |        |              | 一般廃棄物課        |
|            | ごみ減量・リサイクル推進週間(5/30～6/5)       |        |              | 一般廃棄物課        |
|            | 地球にやさしい“ふくしま”県民会議(未定)          | 福島市    | 民間団体、事業者団体等  | 環境共生課         |
|            | クールビズ(5月～10月)                  |        |              | 環境共生課         |
|            | 消費者月間                          |        |              | 消費生活課         |
| 6月         | 尾瀬ゴミ持ち帰り運動(6月上旬)               | 尾瀬国立公園 | 公園利用者        | 自然保護課         |
|            | 環境の日(6/5)                      |        |              | 環境共生課         |
|            | ライトダウンキャンペーン(6/22～7/7)         |        |              | 環境共生課         |
|            | 男女共同参画週間(6/23～6/29)            |        |              | 男女共生課         |
|            | “うつくしま、ふくしま。”環境顕彰表彰式(未定)       |        |              | 環境共生課         |
|            | 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議(未定)          | 猪苗代町   | 民間団体、学識経験者等  | 水・大気環境課       |
|            | ふくしま子ども自然学習環境推進事業(6月上旬～9月下旬)   | 尾瀬国立公園 | 県内小中学生等      | 自然保護課         |
|            | 不法投棄防止強調月間(6月、9月)              |        |              | 産業廃棄物課        |
|            | 暴走族等根絶推進月間                     |        |              | 生活交通課         |
|            | シートベルト着用強化月間                   |        |              | 生活交通課         |
| 環境月間       |                                |        | 環境共生課        |               |
| 7月         | クールアースデー(7/7)                  |        |              | 環境共生課         |
|            | 夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動(7/16～7/26)    |        |              | 生活交通課         |
|            | 自然に親しむ運動(7/21～8/20)            |        |              | 自然保護課         |
|            | 環境創造センター本館開所式(未定)              | 三春町    | 関係機関         | 環境創造センター整備推進室 |
| 8月         | 自然公園クリーンデー(8/2)                |        | 公園利用者        | 自然保護課         |
|            | 尾瀬サミット(8/31・9/1)               | 尾瀬国立公園 | 関係機関         | 自然保護課         |

| 月          | 大会等名称 ※()内は実施日・期間                    | 開催場所           | 参集範囲             | 担当課・室             |
|------------|--------------------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 9月         | 第27回「星空の街・あおぞらの街」<br>全国大会(9/12・9/13) | 福島市            | 関係自治体、一般参加者      | 水・大気環境課           |
|            | 秋の全国交通安全運動<br>(9/21～9/30)            |                |                  | 生活交通課             |
|            | 交通事故死ゼロを目指す日(9/30予定)                 |                |                  | 生活交通課             |
|            | 不法投棄防止強調月間(6月、9月)                    |                |                  | 産業廃棄物課            |
| 10月        | 浄化槽の日(10/1)                          |                |                  | 一般廃棄物課            |
|            | 第36回全国地域安全運動福島県民大会<br>(10/16)        | 二本松市<br>(市民会館) |                  | 生活環境総務課           |
|            | 交通安全県民大会(未定)                         | 未定             | 交通安全関係機関・<br>団体等 | 生活交通課             |
|            | 猪苗代湖クリーンアクション2015<br>(未定)            | 猪苗代町           | ボランティア           | 水・大気環境課           |
|            | マイバッグ推進デーキャンペーン(未定)                  |                |                  | 環境共生課             |
|            | グリーン購入推進月間                           |                |                  | 環境共生課             |
|            | 全国・自然歩道を歩こう月間                        |                |                  | 自然保護課             |
|            | リデュース・リユース・リサイクル<br>推進月間             |                |                  | 一般廃棄物課            |
|            | うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間                  |                |                  | 一般廃棄物課            |
| 11月        | 女性に対する暴力をなくす運動<br>(11/12～11/25)      |                |                  | 男女共生課             |
|            | 犯罪被害者週間(11/25～12/1)                  |                |                  | 男女共生課             |
|            | 環境創造センター環境放射線センター<br>開所式(未定)         | 南相馬市           | 関係機関             | 環境創造センター整備<br>推進室 |
|            | PM4ライトオン運動(11月～2月)                   |                |                  | 生活交通課             |
|            | ウォームビズ(11月～3月)                       |                |                  | 環境共生課             |
|            | 消費者教育強化月間                            |                |                  | 消費生活課             |
| 12月        | 第67回人権週間(12/4～12/10)                 |                |                  | 男女共生課             |
|            | 北朝鮮人権侵害問題啓発週間<br>(12/10～12/16)       |                |                  | 男女共生課             |
|            | 年末年始地域安全県民総ぐるみ運動<br>(12/10～1/7)      |                |                  | 生活環境総務課           |
|            | 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動<br>(12/10～1/7)   |                |                  | 生活交通課             |
|            | 多重債務者相談強化キャンペーン                      |                |                  | 消費生活課             |
|            | 地球温暖化防止月間                            |                |                  | 環境共生課             |
|            | 大気汚染防止月間                             |                |                  | 水・大気環境課           |
| H28年<br>2月 | 福島議定書表彰式(未定)                         | 福島市            | 受賞者              | 環境共生課             |
|            | 省エネルギー月間                             |                |                  | 環境共生課             |

| 月  | 大会等名称 ※()内は実施日・期間           | 開催場所 | 参集範囲 | 担当課・室 |
|----|-----------------------------|------|------|-------|
| 毎月 | 交通事故ゼロ・歩行者優先の日（1日）          |      |      | 生活交通課 |
|    | バス・鉄道利用促進デー<br>（1日、11日、21日） |      |      | 生活交通課 |
|    | 省エネルギーの日（1日）                |      |      | 環境共生課 |
|    | マイバッグ推進デー（8日、9日）            |      |      | 環境共生課 |
|    | シルバー交通安全の日（15日）             |      |      | 生活交通課 |
|    | 踏切事故防止の日（23日）               |      |      | 生活交通課 |
|    | 交通安全話し合いの日（第3日曜日）           |      |      | 生活交通課 |

### 3 生活環境部予算の概要

○ 平成27年度当初予算と前年度予算の比較

【総額】

(単位:千円)

|       | 年 度         | 当初予算額         | 当初予算額<br>対前年度比 | うち一般財源     |
|-------|-------------|---------------|----------------|------------|
| 合 計   | 平成27年度      |               |                |            |
|       | 生活環境部分      | 405,617,747   | 108.0%         | 10,051,834 |
|       | ※危機管理部への移行分 | 8,704,523     | —              | 1,016,194  |
|       | ※企画調整部への移行分 | 10,077,009    | —              | 2,330,132  |
|       | ※保健福祉部への移行分 | 86,324        | —              | 58,313     |
|       | (参考:合計)     | 424,485,603   | (113.0)        | 13,456,473 |
|       | 平成26年度      | 375,513,629   |                | 8,898,010  |
| 県 全 体 | 平成27年度      | 1,899,421,000 | 110.8%         |            |
|       | 平成26年度      | 1,714,513,000 |                |            |

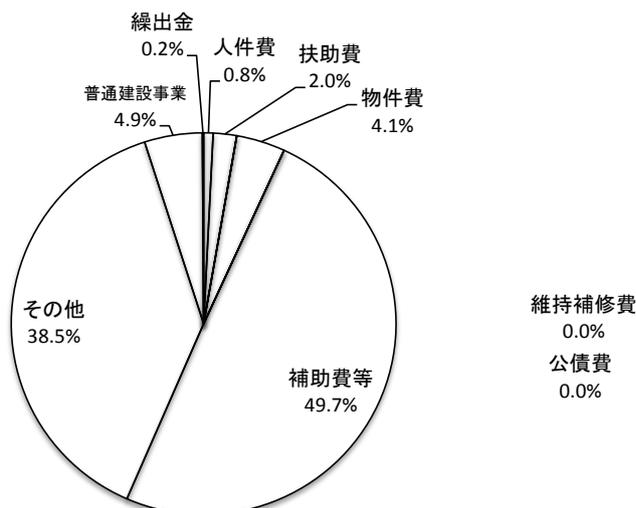
|           |             |  |        |
|-----------|-------------|--|--------|
| 生活環境部／県全体 | 平成27年度      |  | 21.4%  |
|           | (他部への移行分含む) |  | (22.3) |
|           | 平成26年度      |  | 21.9%  |

【性質別内訳（他部への移行分含む）】

(単位:千円)

| 性質別区分  | H27当初       | H26当初       | 対前年比   |
|--------|-------------|-------------|--------|
| 義務的経費  | 11,733,613  | 14,420,070  | 81.4%  |
| 人件費    | 3,358,970   | 3,307,769   | 101.5% |
| 扶助費    | 8,337,355   | 11,080,244  | 75.2%  |
| 公債費    | 37,288      | 32,057      | 116.3% |
| 一般的経費  | 391,665,657 | 347,787,229 | 112.6% |
| 物件費    | 17,402,539  | 13,487,673  | 129.0% |
| 維持補修費  | 18,456      | 17,119      | 107.8% |
| 補助費等   | 210,823,468 | 208,251,191 | 101.2% |
| その他    | 163,421,194 | 126,031,246 | 129.7% |
| 投資的経費  | 20,622,217  | 12,706,922  | 162.3% |
| 普通建設事業 | 20,622,217  | 12,706,922  | 162.3% |
| 繰出金    | 464,116     | 599,408     | 77.4%  |
| 計      | 424,485,603 | 375,513,629 | 113.0% |

【割合】



## 4 各総室事業計画

### (1) 生活環境総室

## ○ 事 務 分 掌

### 【生活環境総務課】

- (1) 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 部の組織及び定数に関すること。
- (3) 部内の人事に関すること。
- (4) 部内の県議会関係事務に関すること。
- (5) 部内の政府予算対策に関すること。
- (6) 部内の重点事業に関すること。
- (7) 部内の事業評価に関すること。
- (8) 部内の陳情、要望への対応に関すること。
- (9) 部内の公共事業の執行計画に関すること。
- (10) 部内の事務の広報に関すること。
- (11) 部内の叙位、叙勲、褒賞及び表彰の進達等に関すること。
- (12) 部内の公務災害及び事故等の処理に関すること。
- (13) 部内の予算及び経理に関すること。
- (14) 部内の財産の取得及び処分並びに管理に関すること。
- (15) 部内の物品の購入及び管理に関すること。
- (16) 環境基本条例に関すること。
- (17) 環境基本計画に関すること。
- (18) 環境審議会に関すること。
- (19) 環境白書に関すること。
- (20) 環境教育・学習の推進に関すること。
- (21) 防犯に関すること。
- (22) その他庶務一般に関すること。

### 【消費生活課】

- (1) 消費者施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 消費者の安全確保及び取引等の適正化に関すること。
- (3) 生活関連物資の確保に関すること。
- (4) 消費生活に関する相談に関すること。
- (5) 消費者教育の推進に関すること。
- (6) 消費生活に関する情報の提供に関すること。

- (7) 消費生活に係る商品の試験、検査等に関する事。
- (8) 事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理に関する事。
- (9) 消費生活センターの施設及び附属設備の利用に関する事。
- (10) 生活協同組合その他消費者団体の育成指導に関する事。
- (11) 自家消費野菜等の放射能検査に関する事。
- (12) 食品と放射能に関する情報の普及・啓発に関する事。
- (13) 消費者風評対策に関する事。

#### **【男女共生課】**

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る条例に関する事。
- (3) ふくしま男女共同参画プランに関する事。
- (4) 男女共生センターに関する事。
- (5) 人権に係る施策の総合企画及び調整に関する事。
- (6) 人権啓発活動地方委託事業に関する事。
- (7) ユニバーサルデザインに係る施策の総合企画及び調整に関する事。
- (8) ふくしまユニバーサルデザイン推進計画に関する事。

#### **【生活交通課】**

- (1) 生活交通体系の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 第三セクター鉄道の運営対策に関する事。
- (3) 鉄道の輸送力強化に関する事。
- (4) 地方生活バス路線の維持対策に関する事。
- (5) バス・鉄道の利用促進に関する事。
- (6) 交通バリアフリーに関する事。
- (7) 運輸事業振興助成事業に関する事。
- (8) 常磐線の復旧・復興に関する事。
- (9) 只見線の復旧・復興に関する事。
- (10) 交通安全対策の総合企画及び調整に関する事。
- (11) 交通安全の推進に関する事。
- (12) 交通安全関係団体の指導育成に関する事。
- (13) 交通遺児対策に関する事。
- (14) 暴走族対策に関する事。

## 【国際課】

- (1) ふくしま国際施策推進プランの推進に関する事。
- (2) 地球市民の育成に関する事。
- (3) 多文化共生社会の推進に関する事。
- (4) 地域間交流等、国際交流の推進に関する事。
- (5) 外国賓客等の儀礼接遇に関する事。
- (6) 国際協力の推進に関する事。
- (7) 在外県人会及び移住事務に関する事。
- (8) 留学生交流に関する事。
- (9) 国際交流員（英語圏、中国）に関する事。
- (10) 英語・中国語の翻訳・通訳に関する事。
- (11) 国際交流、協力団体等との調整に関する事。
- (12) 国際会議等の誘致推進に関する事。
- (13) 海外への情報発信に関する事。
- (14) 語学指導等を行う外国青年招致事業に関する事。
- (15) 公益財団法人福島県国際交流協会及び公益法人に関する事。
- (16) 一般財団法人自治体国際化協会に関する事。
- (17) 公益財団法人日本国際連合協会に関する事。
- (18) 独立行政法人国際協力機構との連絡調整に関する事。

## 【旅券室】

海外渡航に関する事。

## ○ 事業計画

### 1 環境保全対策（生活環境総務課）

| 事業名                    | 予算額<br>(単位：千円)    | 内 容  |
|------------------------|-------------------|--|
| 【環境】<br>環境保全対策事務<br>経費 | 1,856<br>(繰入 339) | 1 福島県環境審議会の開催<br>2 福島県環境白書の作成<br>3 環境アドバイザー等派遣事業 |

### 2 環境教育の推進（生活環境総務課）

| 事業名                       | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容   |
|---------------------------|---------------------|---|
| ①【環境】<br>せせらぎスクール<br>推進事業 | 1,434<br>(繰入 1,411) | 本県で行う全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者養成等を行い、水環境保全活動の活性化を図る。<br>1 水環境教育指導者総合講座の開催（2回）<br>2 せせらぎスクール教材の提供 |
| ②【産廃税】<br>環境教育等促進事<br>業   | 2,268<br>(繰入 2,268) | 環境教育等を促進することで、環境問題に関する理解の促進を図り持続可能な社会を実現するため、環境教育等を促進するための事業（環境教育副読本作成）を実施する。                 |
| 合 計                       | 3,702<br>(繰入 3,679) |   |

### 3 県民生活企画（生活環境総務課）

| 事業名              | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|------------------|----------------|--|
| ①防犯事業事務経費        | 96             | 防犯に係る事務を円滑に執行するための経費。  |
| ②くらしと環境の県<br>民講座 | －              | 県民等からの依頼に基づき、県職員が集会や職場などに出向き、ユニバーサルデザインや国際交流、消費生活、温暖化防止、猪苗代湖、産業廃棄物などに関する当部関連の施策や事業についての講演や意見交換を行う。 |
| 合 計              | 96             |  |

#### 4 消費者保護対策（消費生活課）

##### （1） 消費者行政の推進

| 事業名                 | 予算額<br>(単位：千円)                 | 内 容  |
|---------------------|--------------------------------|--|
| ①【消費】<br>消費者行政事務経費  | 2,949<br>(繰入 603)<br>(諸収 600)  | 1 消費生活審議会等の運営（条例に基づく訴訟資金の貸付を含む）<br>2 法令に基づく立入検査<br>特定商取引法、景品表示法、割賦販売法等<br>3 学校消費者教育推進資料の作成<br>4 消費生活協同組合に対する指導<br>5 物価対策<br>(1) 生活関連物資の価格及び需給動向の調査<br>(2) 物価に関する啓発、情報提供<br>6 金融広報の推進<br>7 消費生活センターの運営経費<br>8 消費生活に係る啓発活動経費<br>出前講座（講師派遣事業） |
| ②消費生活苦情処理<br>体制整備事業 | 17,711<br>(諸収 76)              | 消費生活相談員の配置（8名）<br>(※消費者行政体制強化事業とあわせて11名)   |
| 合 計                 | 20,660<br>(繰入 603)<br>(諸収 676) |  |

##### （2） 消費者保護の推進

| 事業名                     | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容   |
|-------------------------|-----------------|---|
| 【消費】<br>消費生活取引適正化<br>事業 | 2,175<br>(諸収 9) | 1 不当取引専門指導員の設置（1名）<br>2 県消費生活条例に基づく不当な取引行為にかかる業者指導<br>3 特定商取引に関する法律及び割賦販売法による業者の指導<br>監督<br>4 不当景品類及び不当表示防止法に基づく業者提供景品と表示の適正化による公正な競争の維持・促進 |

### (3) 消費者行政体制の強化

| 事業名                                  | 予算額<br>(単位：千円)                              | 内 容  |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>〈主要〉【消費】<br/>消費者行政体制強化<br/>事業</p> | <p>186,452<br/>(繰入 182,003)<br/>(諸収 38)</p> | <p>年々複雑、多様化する消費者被害を未然に防止し、消費者の安全を確保するため、各世代の消費者被害の特性に応じた教育・啓発事業を推進し、自立した消費者の育成に努める。また、消費者行政の機能強化を図る市町村に対し、財政的・技術的支援を行う。</p> <p>1 消費者行政機能強化事業</p> <p>(1) 県消費者行政推進会議の設置・運営</p> <p>(2) 消費生活相談員の配置（3名）</p> <p>(3) 食品安全相談員の配置（1名）</p> <p>(4) 消費生活相談窓口機能強化事業<br/>消費生活センター、地方振興局（県中・県南・会津）へ定期的に法律専門家等を配置</p> <p>(5) 休日無料法律相談の実施（月1回）</p> <p>(6) 相談員レベルアップ等経費</p> <p>(7) 相談電話設備管理経費</p> <p>2 消費者教育・啓発強化事業</p> <p>(1) 見守りサポート事業</p> <p>(2) 自立した消費者育成のための啓発強化</p> <p>(3) 児童・生徒・学生向け消費者教育強化事業</p> <p>(4) 消費者教育周知事業</p> <p>(5) 景品表示法普及啓発事業</p> <p>3 消費者行政活性化計画策定事業<br/>消費者との意見交換会の開催</p> <p>4 市町村体制強化支援事業</p> <p>(1) 消費生活相談員による市町村への技術的支援</p> <p>(2) 県内消費生活センターとの連携強化</p> <p>(3) 方部別市町村消費者相談窓口強化担当者研修</p> <p>(4) 市町村への財政的支援（消費者行政活性化交付金）</p> |

#### (4) 消費者行政活性化基金積立事業

| 事業名      | 予算額<br>(単位：千円)                       | 内 容                                    |
|----------|--------------------------------------|--|
| ①基金積立事業  | 581,116<br>(国庫581,116)               | 国から交付される地方消費者行政活性化交付金を基金に積み立てる。        |
| ②基金運用益積立 | 6,366<br>(財収 6,366)                  | 積み立てを行った基金について、資金運用により発生する利子を基金に積み立てる。 |
| 合 計      | 587,482<br>(国庫581,116)<br>(財収 6,366) |  |

#### 5 食の安全・安心の推進（消費生活課）

| 事業名                         | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|-----------------------------|-----------------------|---|
| 《重点》【消費】<br>食の安全・安心推進<br>事業 | 37,499<br>(繰入 37,499) | 放射能や食品等の安全性について、消費者の関心が高まっていることから、放射能や食の安全性をテーマとしたリスクコミュニケーションを行うなどにより、消費者の理解を深める。<br>食の安全・安心アカデミーの開催、食と放射能に関する説明会の開催 |

#### 6 食品等の安全・安心の確保（消費生活課）

| 事業名  | 予算額<br>(単位：千円)                 | 内 容   |
|--|--------------------------------|---|
| 《重点》【健康】<br>【除染】【消費】<br>自家消費野菜等放射<br>能検査事業 | 1,104,812<br>(繰入<br>1,104,812) | 市町村に配備した放射能簡易分析装置の活用にあたり、市町村へ操作員の人件費など必要な経費を補助する。あわせて、住民自らが検査し確認できる体制の構築に向けて、放射能の正しい知識や、検査機器の操作法に関する研修会を開催する。 |

## 7 消費者風評対策（消費生活課）

| 事業名  | 予算額<br>(単位：千円)                         | 内 容  |
|--|--|--|
| 《重点》【消費】<br>【地域振興】<br>チャレンジふくしま<br>消費者風評対策事業 | 165,879<br>(繰入 60,012)<br>(国庫 105,867) | 1 消費者と生産者等の理解・交流促進事業<br>(1) 首都圏等消費者交流事業<br>(2) 「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業<br>2 市町村支援事業 |

## 8 消費者生活協同組合の育成（消費生活課）

| 事業名  | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|------|-----------------------|---|
| 貸付事業 | 30,000<br>(諸収 30,000) | 消費生活協同組合に対する経営安定資金の貸付<br>経営安定資金 30,000千円<br>(1) 預託制度による貸付総枠 150,000千円<br>(2) 預託利率 0%<br>(3) 貸付利率 2.0% |

## 9 人権尊重の推進（男女共生課）

| 事業名                | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容  |
|--------------------|---------------------|--|
| ①「人権への気づき」<br>推進事業 | 4,157<br>(国庫 4,094) | 「人権への“気づき”」キャンペーン事業<br>広く県民に「人権への“気づき”」の機会を提供し、理解を深めてもらうため、啓発事業を実施する。<br>(1) 人権のつどいの開催<br>開催予定地 矢吹町<br>(2) スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動<br>連携先（予定）福島ファイヤーボンズ |

| 事業名                | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容  |
|--------------------|-----------------------|--|
| ②地域人権啓発活動<br>活性化事業 | 8,613<br>(国庫 8,604)   | <p>1 人権啓発活動市町村委託事業<br/>地域の実情に応じたきめ細かい啓発活動を行うため、法務省からの委託事業である人権啓発活動地方委託事業の一部を市町村に再委託する。</p> <p>2 人権の花運動<br/>児童・生徒の情操を育み、優しさと思いやりの心を体得させるため、法務省からの委託事業である人権の花運動を市町村に再委託することにより、県内小学校へ花の種等を配布する。</p> <p>3 犯罪被害者施策研修会<br/>犯罪被害者等施策の推進のため、市町村職員等を対象とした研修会を実施する。</p> |
| 合 計                | 12,770<br>(国庫 12,698) |  |

## 10 ユニバーサルデザインの推進（男女共生課）

| 事業名                    | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容   |
|------------------------|---------------------|---|
| ①ふくしま型ユニバーサルデザイン実践強化事業 | 2,560<br>(国庫 2,477) | <p>ふくしま型ユニバーサルデザインの理念普及と実践促進を図るため、また、震災からの復興の取組にユニバーサルデザインの視点を取り入れるための事業を実施する。</p> <p>(1) (新) UDワークショップ事業</p> <p>ア 目的 身近なUDについて関心を持ってもらい、人材育成を図るとともに学生、NPO団体等の連携強化へ繋げる。</p> <p>イ 対象 学生、NPO、市町村職員</p> <p>ウ 内容 講義、ワークショップ、成果発表会</p> |
| ②ふくしま型UD実践発信事業         | 313                 | <p>1 ふくしまユニバーサルデザイン推進会議<br/>多様な実務の立場から委員を構成する本会議を開催し、活動状況の報告や情報・意見の交換をとおして、より実践的な施策に反映させる。</p> <p>2 ふくしま型UD実践発信事業<br/>関連イベントに出展することにより、より広く一般にユニバーサルデザインに関する知識と理解を深め、普及を図る。</p>   |

| 事業名                       | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容  |
|---------------------------|---------------------|--|
| ③ふくしま「もっと！ユニバーサルデザイン」推進事業 | －                   | 「UDメールマガジンの発行」「UD出前講座の実施」「UDメーリングリストの活用」「NPO等との連携強化」により、県民と県との双方向的普及啓発活動を展開する。 |
| 合 計                       | 2,873<br>(国庫 2,477) |  |

## 1 1 男女共同参画の推進（男女共生課）

| 事業名                         | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容  |
|-----------------------------|-----------------|--|
| ①男女共同参画推進<br>条例・プラン推進<br>事業 | 268<br>(国庫 206) | <p>「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」推進のための事業を実施する。</p> <p>(1) 男女共同参画推進員設置事業<br/>男女共同参画推進員を設置し、県の男女共同参画に関する施策等に対する県民からの意見申し出に対する調査等を行う。</p> <p>(2) 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業<br/>県内の小中高等学校や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより学校や企業等の男女共同参画推進に関する取組を支援し、また、受講者等の意識の向上を図る。</p> |
| ②人権男女共生事務経費                 | 800             | 福島県男女共同参画審議会の開催等   |

| 事業名                     | 予算額<br>(単位：千円)                  | 内 容  |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| ③<<重点>>【復興】<br>女性活躍促進事業 | 6,742<br>(繰入 6,742)             | <p>男女共同参画社会の実現に向け、企業・市町村、関係機関等とネットワークを構築し連携を図りながら、知事フォーラムの開催や女性活躍ポータルサイトの開設を行い、女性活躍促進を図る。</p> <p>(1) (新) 女性活躍促進知事フォーラム</p> <p>ア 対象<br/>一般県民</p> <p>イ 内容<br/>県内で活躍する地域の実践者等と知事との公開座談会</p> <p>(2) (新) 地域における女性活躍促進ネットワーク会議</p> <p>ア 構成メンバー<br/>商工会議所連合会、商工会連合会、労働局、市町村、男女共生センター 等</p> <p>イ 内容<br/>年3回開催</p> <p>(3) (新) 女性活躍促進ポータルサイト<br/>女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や各地域で活躍する女性等の情報を一元化するとともに、男女ともに生活しやすい環境をつくるための取り組みを紹介する。</p> |
| 合 計                     | 7,810<br>(国庫 206)<br>(繰入 6,742) |  |

## 1.2 男女共生センターの管理・運営（男女共生課）

| 事業名                           | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|-------------------------------|----------------|--|
| ①〈主要〉<br>男女共生センター<br>管理運営委託事業 | 174,772        | <p>「男女共同参画社会」形成のための実践的活動拠点である男女共生センターの管理運営を行うとともに、普及啓発など各種事業を実施する。</p> <p>1 管理運営事業</p> |

| 事業名 | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|-----|----------------|---|
|     |                | <p>2 啓発及び研修事業</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、県民意識の変革を図るための講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため、各種講座等を開催する。</p> <p>(1) 啓発事業</p> <p>(2) 研修事業</p> <p>3 調査研究・情報事業</p> <p>男女共同参画社会の形成を促進するため、現状を把握し問題点を明らかにするとともに、問題解決への方策を探るための調査研究を行う。また、男女共同参画関連の図書等を備えた図書室の運営及び広報誌の作成等により、情報を発信していく。</p> <p>(1) 調査研究事業<br/>自主研究</p> <p>(2) 情報事業<br/>ア 図書室運営<br/>イ 広報活動</p> <p>4 相談事業</p> <p>男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるように、日常生活から生じる悩みや就業等に係る相談を行う。</p> <p>(1) 一般相談<br/>生活全般に係る相談</p> <p>(2) 専門相談<br/>法律問題や健康に係る相談（弁護士・臨床心理士が対応）</p> <p>(3) チャレンジ支援相談<br/>就業等を希望する女性に対する相談</p> <p>5 利用料金免除補助事業</p> <p>原子力災害に伴う避難指示区域とされた市町村に対し、指定管理者が研修室等県有施設の利用料金を免除した場合に、その免除金額を県が補助する。</p> <p>6 交流関連事業</p> <p>男女共同参画社会推進のため県内で活動している団体等の活動の場の提供や、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための講演会やシンポジウム等の事業を実施する。</p> <p>7 (新) 男女共生センター修繕調査</p> <p>計画的な修繕を行うため、施設設備の現状を調査し、修繕計画を策定する。</p> |

| 事業名                 | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容                                   |
|---------------------|----------------|---------------------------------------|
| ②男女共生センター<br>図書整備事業 | 254            | 最新の図書・資料等を購入し、男女共同参画等の専門図書室としての整備を図る。 |
| 合 計                 | 175,026        |                                       |

### 1 3 公共交通対策（生活交通課）

#### (1) 公共交通行政推進等

| 事業名                               | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|-----------------------------------|----------------|---|
| ①公共交通対策事務<br>経費                   | 1,083          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係事業の情報収集・整理</li> <li>2 国土交通省、宮城県、栃木県、関係市町村、鉄道事業者及びバス事業者等関係機関との連絡調整</li> <li>3 鉄道活性化対策の推進（鉄道関係協議会への参加、鉄道関係の各種要望活動の実施等）</li> <li>4 福島県生活交通対策協議会の運営</li> <li>5 地方生活バス運行対策に係るバス事業者及び関係市町村への指導調査</li> <li>6 バス乗降調査の実施</li> <li>7 公共交通機関の利用促進</li> <li>8 JR常磐線の復旧推進（関係機関との連絡調整、要望活動の実施等）</li> </ol> |
| ②うつくしま、ふくしま。公共交通機関利用促進企業等<br>認証制度 | —              | 福島県内の企業・団体で、職員及び取引業者に対して積極的にバス・鉄道等公共交通機関の利用促進に取り組み、要件を満たした場合、「うつくしま、ふくしま。公共交通機関利用促進企業・団体」として認証する。   |
| 合 計                               | 1,083          |   |

(2) 鉄道網整備対策事業

| 事業名                            | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|--------------------------------|-----------------------|---|
| ① <主要><br>鉄道軌道輸送対策<br>事業費補助事業  | 57,474<br>(県債 46,800) | 鉄道事業者(会津鉄道㈱、野岩鉄道㈱、福島交通㈱)が行う<br>保安度の向上及び輸送継続に資する設備整備に対して国と協調<br>して補助金を交付する。<br>補助率：1/6   |
| ② 《重点》【只見線】<br>JR只見線復旧推<br>進事業 | 19,806<br>(繰入 18,749) | 東日本大震災及び平成23年7月新潟・福島豪雨により甚大な<br>被害を受けたJR只見線の早期全線復旧を加速させるため各種事<br>業を行う。<br>1 JR只見線復興推進会議運営事業<br>地元自治体との連携・推進体制を維持・強化するため、福<br>島県JR只見線復興推進会議を設置運営し、財政面を含めた<br>支援策の検討を加速するほか、利活用促進事業の拡充を図る。<br>2 (新) 只見線沿線地域PR事業<br>沿線地域と連携をとった只見線利活用のための観光モデル<br>を作り、定期的、恒常的に観光客を呼び込む。<br>事業内容：旅行エージェント招聘、個人向けモニターツ<br>アー、PR冊子の作成<br>3 (新) 只見線利活用推進事業<br>只見線の復旧に心を寄せていただく応援団の会員を募る<br>とともに、只見線の利活用を促進するための広報を行う。<br>事業内容：旅行会社への只見線を使ったツアーの提案、<br>応援団への加入呼びかけ、会員向け情報発信、<br>只見線利活用のPR |

| 事業名                    | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容  |
|------------------------|---|--|
| ③《重点》<br>只見線復旧復興基金積立事業 | 672,254<br>(負担 199,219)<br>(財収 910)<br>(寄附 7,281)                               | J R 只見線の早期全線復旧に向け、復旧事業及び利活用促進事業を支援するための鉄道復旧復興基金への積立を行う。<br>1 只見線復旧復興基金積立事業 671,344千円<br>(内訳) 福島県 464,844千円<br>会津17市町村 199,219千円<br>寄附金 7,281千円<br>2 基金運用益積立事業 910千円<br>基金規模 2,125,000千円<br>(内訳) 福島県 1,487,500千円<br>会津17市町村 637,500千円 |
| 合 計                    | 749,534<br>(負担 199,219)<br>(財収 910)<br>(寄附 7,281)<br>(繰入 18,749)<br>(県債 46,800) |  |

※ 平成26年度2月補正で平成27年度に実施する事業

| 事業名                    | 予算額<br>(単位：千円)          | 内 容  |
|------------------------|-------------------------|--|
| (新)<br>奥会津観光拠点ネットワーク事業 | 223,634<br>(国庫 223,634) | 只見線応援団会員及び新規加入者に対し、共通商品券を交付し、地域における消費喚起を図るとともに、市町村が実施するバスやタクシー等を利用した観光拠点を結ぶ新たな二次交通の構築に対して県が積極的に支援することにより、交流人口の増大と雇用の創出を図る。 |

(3) 会津鬼怒川線運営対策事業

| 事業名                   | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容                                   |
|-----------------------|----------------|---------------------------------------|
| <主要><br>野岩鉄道経営安定化補助事業 | 69,174         | 野岩鉄道(株)の当該年度経常損失に対し補助金を交付し、経営の安定化を図る。 |

#### (4) 阿武隈急行線運営対策事業

| 事業名                                 | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|-------------------------------------|-----------------------|---|
| 〈主要〉<br>阿武隈急行緊急保全<br>整備事業費等補助事<br>業 | 20,946<br>(県債 20,900) | 阿武隈急行(株)が実施する緊急保全整備事業等に対し補助金を<br>交付し、安全運行の確保等を図る。 |

#### (5) 会津線対策促進事業

| 事業名                         | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| ①会津鉄道運営助成<br>基金事業           | 122<br>(財収 122)     | 会津鉄道(株)の運営助成に要する資金に充てるため設置した基<br>金の運用益を積み立てる。 |
| ② 〈主要〉<br>会津鉄道経営安定<br>化補助事業 | 120,630             | 会津鉄道(株)の当該年度経常損失に対し補助金を交付し、経営<br>の安定化を図る。     |
| 合 計                         | 120,752<br>(財収 122) |   |

#### (6) 地方生活バス路線維持対策事業

| 事業名                                  | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|--------------------------------------|----------------|--|
| ① 《重点》<br>生活路線バス運行<br>維持のための補助<br>事業 | 467,561        | <p>地域住民の日常生活の足を確保するため、乗合バス事業者が<br/>運行する生活交通路線(広域的・幹線的な路線)の欠損等に対し<br/>て、国の地域公共交通確保維持改善事業と協調して、補助金を<br/>交付する。</p> <p>1 運行費<br/>           (1) 補助先：福島交通(株)、会津乗合自動車(株)、磐梯東都バス(株)、<br/>宮城交通(株)、東北アクセス(株) 計57路線<br/>           (2) 補助率：1/2</p> <p>2 車両減価償却費等<br/>           (1) 補助先：福島交通(株) 計2台<br/>           (2) 補助率：1/2</p> |

| 事業名                                | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|------------------------------------|----------------|---|
|                                    |                | 3 車両取得事業<br>(1) 補助先：福島交通㈱、会津乗合自動車㈱ 計8台<br>(2) 補助率：1/2   |
| ②《重点》<br>市町村生活交通<br>対策のための補助<br>事業 | 165,244        | 1 運行費補助金<br>市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図るため、主体的に行う生活交通対策事業について、運行欠損額に対して補助金を交付する。<br>(1) 補助対象事業<br>ア 市町村が直営で行う事業<br>イ 市町村が交通事業者に委託して行う事業<br>ウ 市町村が関係団体に要請して行う事業<br>エ その他知事が必要と認める事業<br>(2) 補助率<br>財政力指数や過疎地域指定により2/3～1/12(8区分)<br>2 災害代替運行費補助金<br>災害時に市町村が実施する代替事業について、財政力指数などに応じて運行欠損額に対して補助金を交付する。 |
| 合 計                                | 632,805        |   |

### (7) 運輸事業振興助成事業

| 事業名               | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|-------------------|----------------|---|
| 運輸事業振興助成交<br>付金事業 | 546,447        | 営業用バス及びトラックの輸送力の確保、輸送コストの抑制等に資するため、(公社)県バス協会及び(公社)県トラック協会が行う事業に対して交付金を交付する。<br>補助率：定額 |

## 1.4 交通安全対策（生活交通課）

### (1) 交通安全企画指導事業

| 事業名                  | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|----------------------|----------------|---|
| ①福島県交通安全母の会連絡協議会補助事業 | 1,090          | 県内の母親の力を結集して家庭及び地域から交通事故を追放するため、交通安全母の会事業活動の推進を図る。<br>1 福島県交通安全母の会連絡協議会への補助<br>補助率：定額<br>2 交通安全母の会指導育成                        |
| ②交通安全対策運営経費          | 567            | 1 福島県交通安全対策会議の開催<br>2 交通白書の作成<br>3 道路環境整備技術調査委員会の開催<br>4 交通安全県民大会の開催<br>5 暴走族等根絶対策会議の開催<br>6 交通安全指導資料の作成配布<br>7 交通安全関係機関・団体指導 |
| 合 計                  | 1,657          |   |

### (2) 交通安全運動事業

| 事業名            | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|----------------|----------------|---|
| 福島県交通対策協議会補助事業 | 1,295          | 福島県交通安全対策協議会の交通事故防止等に関する事業について補助金を交付し、行政機関及び関係団体が一体となって総合的かつ効果的な交通事故防止対策を積極的に推進するとともに、広く県民運動を展開し交通事故の撲滅を図る。<br>補助率：定額 |

### (3) 交通マナーアップ運動推進事業

| 事業名                           | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容   |
|-------------------------------|-----------------|---|
| 《重点》【施設整備】<br>仮設住宅等交通事故防止対策事業 | 900<br>(繰入 900) | 仮設住宅等に入居している避難者の交通事故防止を図るため、福島県交通安全母の会連絡協議会に委託し、訪問指導活動等を実施する。 |

## 1 5 外事移住事業（国際課）

| 事業名    | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容   |
|--------|---------------------|---|
| 海外移住事業 | 6,989<br>(諸収 4,673) | <p>1 中南米国移住者子弟研修受入事業<br/>中南米国に移住した県人子弟を受入れ、県内視察や県民との交流を行うことで、本県への理解を深め、将来両国の交流の懸け橋となる人材を育成する。</p> <p>2 北米移住者子弟研修受入事業<br/>北米に移住した県人子弟を受入れ、県内視察や県民との交流を行うことで、本県への理解を深め、将来両国の交流の懸け橋となる人材を育成する。</p> <p>3 海外移住者支援事業<br/>海外に在住する本県出身者で、高齢に達した者に対し、その長寿を祝し、知事の賀寿を行い永年の労苦をねぎらう。</p> <p>4 県費留学生受入事業<br/>中南米在住の福島県出身者のうちから優秀な人物を選んで福島県内に留学させることにより、その者の帰国後、移住国の経済及び教育の振興に貢献させ、もって国際親善と文化の交流に寄与する。</p> |

## 1 6 多文化共生推進（国際課）

| 事業名         | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容  |
|-------------|---------------------|--|
| 多文化共生社会推進事業 | 3,446<br>(諸収 3,446) | <p>外国出身県民が抱える様々な問題に対応するため、多言語による相談窓口を開設する。</p> <p>(1) 多言語相談員等の配置<br/>中国語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、英語に対応できる相談員及び通訳員を配置する。</p> <p>(2) トリオフォンの設置<br/>三者通話可能な電話（トリオフォン）を設置し、行政窓口等での職員と外国出身県民との通訳サービスを行う。</p> |

## 1 7 国際企画（国際課）

| 事業名                              | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|----------------------------------|-----------------------|---|
| ①国際企画事業                          | 31,099<br>(諸収 29,780) | 1 自治体国際化協会負担金事業<br>国際交流推進拠点整備のための分担金<br>2 自治体国際化協会海外事務所派遣事業<br>国際化に対応できる人材を育成するとともに、韓国における本県の情報発信や観光振興等に資するため、自治体国際化協会ソウル事務所に職員を派遣する。   |
| ②県国際交流協会支援事業                     | 16,641                | 公益財団法人福島県国際交流協会を支援するため、運営費の一部を補助する。   |
| ③国際一般事務経費                        | 5,964<br>(諸収 14)      | 通訳員の設置及び国際交流事業に係る経常経費。  |
| ④《重点》<br>【地域振興】<br>国際会議等誘致推進事業   | 5,809<br>(国庫 5,201)   | 1 国際会議等の誘致活動事業<br>中央省庁や国際機関等への訪問活動を行い情報収集に努めるとともに、福島県内での国際会議等開催の要請等を行う。<br>2 復興福島PR事業<br>国際会議の開催前後に風評払拭のため、復旧・復興する福島を会議の参加者に見てもらい、正確な情報を対外的に発信する。<br>3 国際会議見本市への出展事業<br>国際ミーティングエキスポへ出展し、正しい情報の発信により風評の払拭を図るとともに、本県への国際会議等の誘致を行う。<br>4 国際会議等キーパーソン招へい事業<br>国際会議等の主催者等キーパーソンを対象としたツアーを開催し、本県での国際会議等の開催につなげる。<br>5 (新) 国際会議等誘致県内推進会議事業<br>県内の国際会議等誘致関係者によるネットワークを構築し、県全体としての誘致推進や受入体制向上を図る。 |
| ⑤《重点》【復興】<br>チャレンジふくしま世界への情報発信事業 | 54,625<br>(繰入 54,625) | 1 海外における福島復興PR事業<br>震災及び原発事故による風評を払拭するため、海外において、影響力のある者に対して、直接、本県の正しい情報を発信する。   |

| 事業名                                | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容  |
|------------------------------------|---|--|
|                                    |   | <p>2 (新)世界の県人会とのつなぐ・つたえるプロジェクト<br/>在外県人会を訪問し、本県の復興に取り組む姿や魅力を発信し、風評払拭を図るとともに、県人会ネットワークの強化による交流拡大を図る。</p> <p>3 ワールド県人会を活用した情報発信事業<br/>ワールド県人会会員に本県情報の発信を依頼し、海外における風評払拭及び本県イメージの向上等を図る。</p> <p>4 ふくしま絆ネットワーク事業<br/>JETプログラム参加者や県内の留学生及びJICA二本松の青年海外協力隊候補生を対象に県内のスタディツアー、駐日外交団の本県視察を実施し、福島の現状について理解を深めるとともに、海外への情報発信を行う。</p> <p>5 在外公館等を活用した情報発信事業<br/>在外公館やクレア海外事務所、JICA海外事務所等へパンフレット等を送付し、本県の情報を発信する。</p> <p>6 (新)地域間交流きずな復興事業<br/>県の地域間交流先において、本県とゆかりのある方々を通じて本県の風評払拭を図るとともに、今後のさらなる交流の足がかりとする。</p> |
| <p>⑥《重点》【復興】<br/>太平洋・島サミット関連事業</p> | <p>24,054<br/>(繰入 24,054)</p>                                 | <p>1 (新)太平洋・島サミット歓迎支援事業<br/>歓迎セレモニーや地元プログラム等、サミット参加各国首脳等の来県を歓迎する事業を実施する。</p> <p>2 (新)歓迎昼食会開催事業<br/>各国首脳の前を歓迎する知事主催の昼食会を開催する。</p> <p>3 広報事業<br/>太平洋・島サミットの開催気運醸成のため、広告掲出やキャラバン広報等を行う。</p> <p>4 (新)太平洋・島サミットフォローアップ事業<br/>太平洋・島サミットの成果を活かし、さらなる情報発信や県民の国際意識の育成等のため、留学生を招へいた視察等を実施する。</p>   |
| <p>合 計</p>                         | <p>138,192<br/>(諸収 29,794)<br/>(国庫 5,201)<br/>(繰入 78,679)</p> |  |

## 1 8 国際交流推進（国際課）

| 事業名            | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|----------------|-----------------------|---|
| ①国際交流推進事業      | 16,696<br>(諸収 13,262) | <p>1 語学指導等外国青年招致事業<br/>本県及び市町村招致の語学指導等外国青年(A L T、C I R)の招致調整、オリエンテーション、カウンセリング等を実施する。</p> <p>2 国際交流員設置事業<br/>国際交流員を設置し、国際交流事業の企画・立案及び実施に対する助言、国際理解講座の実施、外国語の情報誌やホームページの作成などを通じて、本県の国際化を推進する。<br/>設置数 3名<br/>・英語圏 2名(カナダB C州、ニュージーランド)<br/>・中国 1名</p> <p>3 ふくしまグローバルセミナー<br/>地域や学校において、環境、貧困、人権といった地球規模の問題について理解を深め、その解決に向けた取組みを行う人材を育成するため、J I C AやN G Oと連携しながらセミナーを開催する。</p> |
| ②国際交流員による出前講座  | —                     | 交流員の自国の紹介を中心とした国際理解出前講座を行う。   |
| ③ユース国際協力ミーティング | —                     | 県内の高校生がJ I C A二本松に宿泊し、2日間の講座を通して、国際協力、ボランティア活動、コミュニケーション、多文化共生等に関して学び、地球的視野を持った人材の育成を図る。  |
| ④地球体験キャラバン     | —                     | 県内在住の海外出身の外国人と青年海外協力隊帰国者が学校や社会教育施設等を訪問し、参加型で開発問題を学習するプログラムを実施する。  |
| 合 計            | 16,696<br>(諸収 13,262) |   |

## 19 旅券の発給（旅券室）

| 事業名    | 予算額<br>(単位：千円)                    | 内 容   |
|--------|-----------------------------------|---|
| 旅券発給事業 | 64,215<br>(手数 39,116)<br>(諸収 245) | 1 一般旅券発給申請の受理・審査及び旅券の作成・交付<br>(旅券法に基づく第一号法定受託事務)<br>2 海外渡航情報の提供 |

## (2) 環境共生総室

## ○ 事 務 分 掌

### 【環境共生課】

- ( 1 ) 地球温暖化対策の総合企画及び調整に関すること。
- ( 2 ) 地球温暖化防止活動の推進に関すること。
- ( 3 ) ふくしま地球温暖化対策推進本部に関すること。
- ( 4 ) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議（地球温暖化対策地域協議会）に関すること。
- ( 5 ) 循環型社会形成の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。
- ( 6 ) 循環型社会形成の推進に関すること。
- ( 7 ) うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度に関すること。
- ( 8 ) グリーン購入及び環境配慮契約の推進に関すること。
- ( 9 ) ふくしまエコオフィス実践計画の推進に関すること。
- (10) E S C O事業の推進に関すること。
- (11) 環境創造資金の融資に関すること。
- (12) 環境保全基金及び地球温暖化対策等推進基金に関すること。
- (13) 福島県クリーンふくしま運動推進協議会に関すること。
- (14) 環境影響評価法の運用に関すること。
- (15) 環境影響評価条例の運用に関すること。
- (16) 環境影響評価制度の普及啓発に関すること。
- (17) 環境影響評価審査会に関すること。
- (18) 総室の庶務及び予算に関すること。

### 【自然保護課】

- ( 1 ) 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園の指定及び公園計画の策定に関すること。
- ( 2 ) 自然環境保全法及び自然環境保全条例に基づく保全地域の指定及び保全計画の策定に関すること。
- ( 3 ) 自然環境保全法、自然環境保全条例、自然公園法及び県立自然公園条例に基づく許認可に関すること。
- ( 4 ) 自然環境保全審議会に関すること。
- ( 5 ) 自然保護思想の普及啓発及び自然とのふれあいの増進に関すること。
- ( 6 ) 自然公園、自然環境保全地域等の施設整備に関すること。
- ( 7 ) 自然公園等施設の整備、維持管理に関すること。
- ( 8 ) 自然公園等施設、東北自然歩道の利用に関すること。
- ( 9 ) 自然公園に係る各種協議会に関すること。
- (10) 野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物の保護施策の推進に関すること。

- (11) 外来生物に関する事。
- (12) 野生鳥獣の保護及び管理に関する事。
- (13) 傷病野生鳥獣の救護及び鳥獣保護思想の普及啓発に関する事。
- (14) 狩猟免許、狩猟者登録に関する事。
- (15) 生物多様性の保全とその恵みの持続可能な利用の推進に関する事。
- (16) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事。
- (17) 認定鳥獣捕獲等事業者に関する事。
- (18) 景観法の運用に関する事。
- (19) 景観審議会に関する事。
- (20) 景観条例の運用に関する事。
- (21) 景観形成に係る事業の推進及び連絡調整に関する事。
- (22) 景観形成に係る知識及び意識の普及及び啓発に関する事。

#### **【水・大気環境課】**

- ( 1) 大気汚染の監視測定、調査及び対策に関する事。
- ( 2) 大気汚染の規制及び防止技術の指導に関する事。
- ( 3) 水質汚濁の監視測定、調査及び対策に関する事。
- ( 4) 水質汚濁の規制及び防止技術の指導に関する事。
- ( 5) 生活排水対策に関する事。
- ( 6) 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策に関する事。
- ( 7) 土壌・地下水汚染の防止に関する事。
- ( 8) 地盤沈下の監視測定及び調査に関する事。
- ( 9) 騒音、振動及び悪臭に係る環境保全対策に関する事。
- (10) ダイオキシン類等化学物質対策に関する事。
- (11) 化学物質の適正管理に関する事。
- (12) フロン回収に関する事。
- (13) 公害に係る紛争及び苦情の処理に関する事。
- (14) 環境センターに関する事。

#### **【環境創造センター整備推進室】**

- ( 1) 環境創造センターの整備及び運営に関する事。
- ( 2) I A E Aとの協力に関する事。

## ○ 事業計画

### 1 地球温暖化対策の推進（環境共生課）

| 事業名                                 | 予算額<br>(単位：千円)                  | 内 容  |
|-------------------------------------|---------------------------------|--|
| ①〈主要〉【産廃税】<br>【環境】<br>地球温暖化対策<br>事業 | 36,977<br>(繰入 36,955)<br>(諸収 2) | <p>1 地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業<br/>事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営する。<br/>また、地球温暖化に関する講演会等の啓発事業を県内7方に設置した地方会議を中心に実施し、意識の啓発を図る。さらに、地域で活動する地球温暖化防止活動推進員を活用し、県民運動としての地球温暖化防止活動を推進する。</p> <p>2 地球温暖化防止のための新「福島議定書」事業<br/>学校や事業所等での節電・節水、廃棄物減量化やリサイクルなどの省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校の児童等や事業所等の職員が一丸となった取組を促す。</p> <p>3 復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業<br/>県民の環境負荷低減活動に対して、取組成果に応じた賞品を提供することにより、廃棄物減量や省エネルギーの取組意欲の向上を図る。特に家庭における省エネ・省資源活動を推進する。</p> <p>4 運輸部門における温暖化対策事業<br/>本県の排出量の2割を占める運輸部門での温室効果ガス排出削減に向け、エコドライブの講師派遣やエコドライブアドバイザー養成講習会を開催するとともに、マイカー通勤から公共交通機関利用へ誘導するなど、エネルギーの効率的利用を促進する。</p> <p>5 ライトダウンキャンペーン<br/>関係機関等に対し、夏至の日（6/22）からクールアースデー（7/7）までの期間、一定時間の消灯を呼びかけるほか、県庁舎においてもキャンペーンを実施し、地球温暖化や省エネルギーについて考える契機とする。</p> <p>6 （新）福島県地球温暖化影響評価事業<br/>地球温暖化への適応策を検討するため、福島県における気候変動量の推定及び各分野におけるリスク評価を専門家への委託により実施する。</p> |

| 事業名                                   | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容  |
|---------------------------------------|---|--|
| ②《重点》【温暖化】<br>再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 | 5,419,017<br>(繰入<br>5,419,017)                          | <p>災害時に防災拠点となり得る施設に、太陽光などの地域資源を活用した災害に強い自立・分散型再生可能エネルギーシステムを導入するために要する費用に助成し、安全・安心な地域づくりと地球温暖化対策を推進する。</p> <p>1 市町村公共施設支援事業</p> <p>(1) 補助対象 市町村が所有する、災害時に防災拠点となり得る施設</p> <p>(2) 補助率 10/10以内</p> <p>2 民間施設支援事業</p> <p>(1) 補助対象 災害時に防災拠点となり得る施設</p> <p>(2) 補助率 1/2, 1/3以内</p> <p>3 地域資源活用詳細調査事業</p> <p>上記事業を実施するために必要となる事務経費</p> <p>※各部局における当初予算計上状況（県施設）</p> <p>総務部 342,146千円<br/>生活環境部 193,787千円<br/>保健福祉部 182,059千円<br/>商工労働部 824,000千円<br/>土木部 103,200千円<br/>県警本部 38,619千円<br/>教育庁 4,907千円</p> |
| ③福島県地球温暖化対策等推進基金積立等事業                 | 12,156<br>(財収 12,156)                                   | 福島県地球温暖化対策等推進基金の運用益等を積み立てる。  |
| 合 計                                   | 5,468,150<br>(財収 12,156)<br>(繰入<br>5,455,972)<br>(諸収 2) |  |

## 2 循環型社会形成の推進等（環境共生課）

| 事業名  | 予算額<br>(単位：千円)                  | 内 容   |
|--|---------------------------------|---|
| ①【産廃税】<br>地球にやさしい<br>“ふくしま”ライ<br>フスタイル普及啓<br>発事業 | 5,503<br>(繰入 5,501)<br>(諸収 2)   | <p>「福島県循環型社会形成推進計画」の実行・実践に当たり、県民・事業者等に広く環境意識の普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援を行い、廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など、地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。</p> <p>1 ふくしま環境共生スタイル推進事業<br/>「地球にやさしい生活」をテーマとして以下の事業を実施する。</p> <p>① ふくしまエコライフ絵はがきコンテストの実施<br/>② ふくしまエコライフ啓発事業<br/>①の優秀作品をもとに啓発資材を制作し配布する。</p> <p>2 地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業<br/>容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、「マイバッグ推進デー協力店」の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及啓発を図る。</p>  |
| ②〈主要〉【産廃税】<br>エコ・リサイクル<br>製品普及拡大事業               | 25,155<br>(繰入 25,151)<br>(諸収 4) | <p>産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発等に総合的に取り組む。</p> <p>1 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定事業<br/>主として県内から排出された廃棄物等を利用して製造された優良な製品を認定することにより、廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図る。<br/>また、県民等に対して認定制度及び製品のPRや巡回展示等を行い周知を図る。</p> <p>2 うつくしま、エコ・リサイクル製品品質確認調査事業<br/>県民の安全・安心を確保し、認定製品の普及を図るため、県による認定製品の有害物質や放射線量の検査を行う。</p> <p>3 (新) うつくしま、エコ・リサイクル製品地域利用モデル事業<br/>認定製品の認知度向上と使用機会の拡大を図るため、市町村が認定製品を調達し、モデル事業を実施する場合に補助金を交付する。</p> <p>4 うつくしま、エコ・リサイクル製品販売促進事業<br/>認定製品の普及拡大のため、認定事業者による認定製品の販売促進、広報活動を支援する。</p> |

| 事業名                             | 予算額<br>(単位：千円)          | 内 容  |
|---------------------------------|-------------------------|--|
| ③環境創造資金融資事業                     | 120,000<br>(諸収 120,000) | <p>環境創造資金融資事業<br/>環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、必要な資金の融資をあっせんする。</p> <p>(1) 融資枠 180,000千円<br/>(2) 融資利率 年1.3%<br/>(3) 融資期間 7年以内<br/>(4) 融資限度額<br/>・個別環境保全資金 30,000千円<br/>・共同環境保全資金 60,000千円<br/>・工場等移転資金 37,500千円<br/>・産業廃棄物処理資金 30,000千円<br/>(5) 融資対象<br/>環境保全施設の整備、工場・事業場の移転、低公害車の新車購入、エネルギーの有効利用施設の整備、リサイクル施設の整備、ゼロエミッション推進施設の整備、アスベスト飛散防止設備の整備、温室効果ガス削減対策等</p> |
| ④【産廃税】<br>ふくしまエコオフィス推進事業        | 1,961<br>(繰入 1,961)     | <p>1 ふくしまエコオフィス実践事業<br/>県庁版「福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策やごみ減量化等の環境負荷低減の取組を行う。<br/>また、「うつくしまエコイベント」の普及啓発を進め各種イベント開催時のゴミ分別やリサイクルの取組を推進する。</p> <p>2 E S C O推進事業<br/>「福島県E S C O推進プラン」の取扱いについて研究する。</p>  |
| ⑤【環境】<br>環境顕彰事業                 | 266<br>(繰入 260)         | <p>“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰<br/>県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体等を顕彰し、功績を称え、広く紹介する。</p>   |
| ⑥【環境】<br>福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業 | 600<br>(繰入 600)         | <p>福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に要する経費に対して助成する。</p>  |
| ⑦環境共生推進事務経費                     | 2,214                   | <p>環境保全対策のための事業管理運営を行う。</p>  |

| 事業名             | 予算額<br>(単位：千円)                                     | 内 容                  |
|-----------------|--|----------------------|
| ⑧福島県環境保全基金積立等事業 | 613<br>(財収 613)                                    | 福島県環境保全基金の運用益を積み立てる。 |
| 合 計             | 156,312<br>(財収 613)<br>(繰入 33,473)<br>(諸収 120,006) |                      |

### 3 環境影響評価の推進（環境共生課）

| 事業名          | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|--------------|----------------|---|
| 環境影響評価推進事務経費 | 2,586          | 環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれのある大規模な事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。 |

### 4 良好な自然環境の保全（自然保護課）

| 事業名         | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容   |
|-------------|----------------|---|
| ①自然保護対策事務経費 | 9,586          | <p>自然公園等の保護と適正な利用を総合的に推進するため、保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発等を行う。</p> <p>また、自然環境保全審議会を開催し、県の自然環境の保全に関する重要事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然保護指導員の設置<br/>県内の自然公園等を巡回し、自然状態の把握、利用者指導などを行うため、115名を配置する。</li> <li>2 自然公園等の各種行為の規制、指導</li> <li>3 自然公園等の保全状況把握、学識経験者等による現地調査、保全計画の点検、標識の設置・管理等を行う。</li> </ol> |

| 事業名   | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容   |
|---|-----------------------|---|
|   |                       | <p>4 自然環境保全審議会の開催<br/>         県立自然公園、自然環境保全地域、野生鳥獣の保護等に関する重要事項を審議する。</p> <p>(1) 自然環境保全審議会全体会 1回<br/>         (2) 自然保護部会 2回<br/>         (3) 鳥獣保護部会 2回</p>  |
| ②自然公園保護管理<br>適正化事業                              | 7,230                 | <p>自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された関係団体の管理運営に参画するとともに、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援する。</p> <p>1 自然公園美化清掃事業<br/>         福島県自然公園清掃協議会に対する応分の負担</p> <p>2 裏磐梯自然体験活動推進事業<br/>         裏磐梯ビジターセンターを管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に対する応分の負担</p>  |
| ③【環境】<br>尾瀬地域保護適正<br>化事業                        | 1,340<br>(繰入 1,035)   | <p>本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。</p> <p>1 特殊植物等保全事業<br/>         尾瀬国立公園内の優れた自然環境を厳正に保全するため、貴重な植生の保護、荒廃した植生の復元を図る。</p> <p>(1) 尾瀬保護指導委員会の開催<br/>         (2) 植生復元作業の実施<br/>         (3) 環境等調査の実施</p> <p>2 尾瀬保護財団活動推進事業<br/>         尾瀬サミット、財団理事会・評議員会、ごみ持ち帰り運動等の公益財団法人尾瀬保護財団を中心として実施する諸活動を推進する。<br/>         なお、公益財団法人尾瀬保護財団へは職員を1名派遣している。</p> |
| ④《重点》<br>【産廃税】【環境】<br>ふくしま子ども<br>自然環境学習推進<br>事業 | 20,885<br>(繰入 20,778) | <p>子どもたちの生物多様性に対する意識の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を次世代に継承していくため、優れた自然環境を有する尾瀬において環境学習を実施する県内の小・中学校、特別支援学校にガイド料、交通費、宿泊費等の一部を支援する。</p>   |
| 合 計   | 39,041<br>(繰入 21,813) |   |

## 5 自然とふれあう環境の整備（自然保護課）

| 事業名                  | 予算額<br>(単位：千円)         | 内 容  |
|----------------------|------------------------|--|
| ①自然公園管理経費            | 19,256                 | 自然公園内等の県有公園施設を適正に維持、管理し、自然環境を保全しつつ快適で安全な利用促進を図る。     |
| ②〈主要〉<br>国立公園等施設整備事業 | 77,227<br>(国庫 38,250)  | 国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。     |
| ③自然公園等施設整備事業補助金      | 4,500                  | 自然公園等における優れた自然環境の保全とその利用増進を図るため、施設整備を行う市町村に対して補助を行う。 |
| 合 計                  | 100,983<br>(国庫 38,250) |  |

## 6 野生動植物の保護及び管理（自然保護課）

| 事業名                 | 予算額<br>(単位：千円)      | 内 容   |
|---------------------|---------------------|---|
| ①狩猟適正化事業            | 6,301<br>(手数 6,301) | 狩猟免許試験、免許更新に係る事務及び本県に狩猟者登録を申請する者に対する登録証交付等を行う。  |
| ②（新）<br>狩猟者確保総合対策事業 | 6,846<br>(手数 6,846) | <p>狩猟者及び狩猟者団体への支援の強化を図り、新たな狩猟者の確保や技術の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域連携・狩猟者技術研修事業<br/>鳥獣の捕獲技術等に関する実践的な研修を実施する。</li> <li>2 狩猟事故防止・安全管理等事業<br/>狩猟事故や法令違反防止のための研修会や普及啓発活動に対して支援を行う。</li> <li>3 狩猟免許試験（初心者）講習事業<br/>新規に狩猟免許を取得する者に対して行う初心者講習会を支援する。</li> <li>4 第一種銃猟免許新規取得者支援事業<br/>新規に第一種銃猟免許を取得した者の銃砲所持許可取得等に係る必要経費の一部を支援する。</li> <li>5 若手狩猟者確保事業<br/>新規に免許取得した若年者に対して初年度必要経費の一部を支援する。</li> </ol> |

| 事業名             | 予算額<br>(単位：千円)                            | 内 容  |
|-----------------|---|--|
| ③【環境】<br>鳥獣保護事業 | 46,015<br>(繰入 163)<br>(諸収 22)<br>(手数 696) | <p>傷病野生鳥獣の救護や鳥獣保護区の設定などを行うことにより、鳥獣の保護管理を図る。</p> <p>1 傷病鳥獣保護事業<br/>鳥獣保護センターの運営及び傷病鳥獣の保護等を行う。<br/>また、野生動物を取り巻く様々な課題に専門の見地から対応する「野生動物専門員」を配置し、生物多様性の保全及び人と野生動物との共生に向けた取組の充実を図る。</p> <p>2 鳥獣保護区等整備事業<br/>第11次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区等の計画的な指定と維持管理を行う。</p> <p>3 愛鳥週間ポスターコンクール<br/>野鳥への親しみや野鳥保護についての普及啓発を図るため、小中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。</p> <p>4 県設裏磐梯野鳥の森管理委託事業<br/>耶麻郡北塩原村に設置している裏磐梯野鳥の森の管理業務を委託する。</p> <p>5 鳥獣保護員設置事業<br/>鳥獣保護事業の実施に関する事務補助や鳥獣保護区の管理等のため鳥獣保護員を配置する。</p> |
| ④野生動物保護管理<br>事業 | 3,866<br>(手数 383)                         | <p>農林水産業被害等をもたらすなど人とのあつれきを生じている野生動物について、モニタリングや生息状況調査等を実施し、被害対策や保護管理のための検討を行う。</p> <p>1 野生動物保護管理事業<br/>(1) ニホンザル、カワウのモニタリング調査<br/>(2) カワウ保護管理協議会の開催及びニホンザル、ツキノワグマなどに関する野生鳥獣保護管理検討会の開催</p> <p>2 尾瀬のニホンジカ対策事業<br/>ニホンジカについては、尾瀬の湿原植生の攪乱が大きな問題となっていることから、「南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会」が行う捕獲や被害防除等のニホンジカ対策事業を支援する等により、尾瀬の貴重な湿原生態系や本県の優れた生物多様性の保全を図る。</p> <p>3 会津地域ツキノワグマ被害対策事業<br/>「会津地域ツキノワグマ対策協議会」が行う被害対策を支援することにより、ツキノワグマの適正な保護管理を行う。</p>   |
| ⑤野生鳥獣感染症対応事業    | 501                                       | <p>高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止や、人・家きんへの感染予防を図るため、野鳥に対するサーベイランスを行う。</p>   |

| 事業名                                    | 予算額<br>(単位：千円)                       | 内 容  |
|--|--------------------------------------|--|
| ⑥【環境】<br>ふくしまの生物多<br>様性保全支援事業          | 2,455<br>(繰入 2,399)                  | <p>ふくしまの豊かな生物多様性の保全や持続可能な利用を推進し、将来に継承するための各種事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生物多様性保全の指標となる野生動植物のレッドリストの見直し</li> <li>2 野生動植物保護サポーター研修会の開催</li> </ol>   |
| ⑦植生復元事業                                | —                                    | <p>登山者による踏み付けなどにより発生した植生の荒廃地について、その地域の登山愛好者などからなるボランティア団体と協働で植生復元作業を実施する。</p>  |
| ⑧《重点》【健康】<br>野生鳥獣放射線モ<br>ニタリング調査事<br>業 | 2,695<br>(繰入 2,695)                  | <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、野生動物を含めた生態系への影響が懸念されていることから、食用となり得る主な狩猟鳥獣の放射性核種濃度調査を定期的、継続的に実施し、県民生活の安全・安心を確保する。</p>   |
| ⑨《重点》【健康】<br>野生動物環境被害<br>対策推進事業        | 26,014<br>(繰入 26,014)                | <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により野生生物に出荷制限等が指示されたことにより、捕獲圧が低下し生活環境や農林業への被害をもたらす有害獣となるおそれがあることから、野生生物の捕獲活動を促進して環境中の放射性物質の除去及び生活環境等の被害の軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射性物質による汚染度合が比較的高いイノシシの捕獲活動の促進</li> <li>2 適切な生態系の環境保全のための特定外来生物駆除の促進</li> </ol>   |
| ⑩《重点》【復興】<br>鳥獣被害対策強化<br>事業            | 79,216<br>(繰入 60,057)<br>(国庫 16,569) | <p>ツキノワグマやイノシシによる人的被害や農林業被害が深刻化しているため、適正な対策をとることで被害を減少させ、中山間地域の安全な生活の確保を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (新) ツキノワグマ調査等事業<br/>ツキノワグマの生息状況を広範囲に調査し、より精度の高い生息数の把握に努め、適正な管理と対策につなげる。</li> <li>2 (新) 指定管理鳥獣捕獲等事業<br/>農業等の被害が深刻化しているイノシシについて、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託して捕獲する。</li> <li>3 (新) 認定鳥獣捕獲等事業者養成事業<br/>認定鳥獣捕獲等事業者の認定に要する必要経費について支援を行う。</li> </ol> |

| 事業名                                       | 予算額<br>(単位：千円)   | 内 容   |
|---|--|---|
| ⑩(新)【復興】<br>環境創造センター<br>附属施設(大玉村)<br>整備事業 | 12,807<br>(繰入 12,807)  | 環境創造センターの附属施設として大玉村に設置する野生生物のモニタリングを専門的、効率的に行う施設の整備を行う。 |
| 合 計                                       | 186,716<br>(繰入 104,135)<br>(手数 14,226)<br>(国庫 16,569)<br>(諸収 22) |   |

※ 平成26年度2月補正で平成27年度に実施する事業

| 事業名                   | 予算額<br>(単位：千円)                      | 内 容  |
|-----------------------|-------------------------------------|--|
| (新)【復興】<br>鳥獣被害対策強化事業 | 90,720<br>(繰入 9,072)<br>(国庫 81,648) | 農林業等被害が深刻で一刻も早い対策が必要なイノシシについて、今後の指定管理鳥獣捕獲等事業のモデルケースとなるような実施箇所等を選定して、県が主体となって捕獲を実施する。 |

7 良好な景観の保全と継承（自然保護課）

| 事業名             | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|-----------------|----------------|--|
| ①景観形成推進事務<br>経費 | 547            | 地域の景観形成に大きな影響を与えるおそれのある大規模な建築行為等を対象とする事前届出制等、景観法及び福島県景観条例に基づく諸制度を適切に運用して、県土の特性を活かした優れた景観の保全と創造を図る。 |
| ②景観形成総合対策<br>事業 | 250            | 県民・事業者の自主的な景観形成活動や市町村等の景観形成関連事業の実施を支援するため、「景観アドバイザー」を派遣して技術的な指導・助言を行う。                             |
| 合 計             | 797            |  |

## 8 ダイオキシン類等化学物質対策の推進（水・大気環境課）

| 事業名                                  | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容  |
|--------------------------------------|-----------------------|--|
| ①【産廃税】<br>ダイオキシン類<br>発生源総合調査事業       | 24,599<br>(繰入 24,599) | 産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施するとともに、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施する。                                  |
| ②【産廃税】<br>化学物質安全・<br>安心社会づくり促<br>進事業 | 3,993<br>(繰入 3,993)   | 化学物質のリスクに関する専門的知識を有する外部講師等に、化学物質リスクコミュニケーションに関する専門的な知識等の普及を依頼することにより、産業廃棄物多量排出事業者等から排出される化学物質の排出量の削減を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対する地域住民の不安感の払拭を図る。 |
| ③石綿健康被害救<br>済基金への拠出                  | 15,730                | 石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び事業者の拠出により運営される基金に対して拠出する。  |
| 合 計                                  | 44,322<br>(繰入 28,592) |  |

## 9 大気環境保全対策等の推進（水・大気環境課）

| 事業名               | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容  |
|-------------------|-----------------------|--|
| ①大気汚染常時監視<br>事業   | 5,927                 | 大気汚染常時監視システムにより大気汚染の状況を常時監視、酸性雨について継続的調査を行う。       |
| ②大気監視機器維持<br>管理事業 | 34,291                | 一般環境大気測定局、及び移動大気測定車に設置した測定機器について、保守点検、修繕等の維持管理を行う。 |
| ③大気環境監視施設<br>整備事業 | 27,985<br>(国庫 25,187) | 大気環境の常時監視に必要な測定機器等の計画的な整備、更新を行う。                   |
| ④有害大気汚染物質<br>調査事業 | 2,199                 | 有害大気汚染物質の大気中濃度を測定し、汚染状況を把握する。                      |
| ⑤大気発生源監視<br>事業    | 836                   | ばい煙発生施設等のばい煙排出状況を検査するなど、大気汚染に係る事業場の監視、指導を行う。       |

| 事業名                            | 予算額<br>(単位：千円)                                   | 内 容   |
|--------------------------------|--|---|
| ⑥(新)<br>大気・水質届出管理システム整備事業      | 22,299   | 法令及び条例に基づくばい煙発生施設等及び特定施設等の届出情報並びに立入検査結果等を一括管理するためにシステムを整備するとともに、施設監視を効率的に行う。                    |
| ⑦【産廃税】<br>アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業 | 2,954<br>(繰入 2,954)                              | 石綿含有廃棄物の処理施設や建築物の解体工事現場等の周辺及び県内の一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握するとともに、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図る。 |
| ⑧公害審査会運営事業                     | 214<br>(手数 1)                                    | 公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。   |
| ⑨公害苦情等対策事業                     | 63   | 公害苦情の調査指導を行う。   |
| ⑩フロン対策事業                       | 101<br>(手数 101)                                  | フロン回収・破壊法に基づく登録及びフロン類の適正回収等の指導を行う。  |
| ⑪大気汚染常時監視クラウド化事業               | 8,100  | クラウドコンピュータ化した大気汚染常時監視システムの維持管理を行う。  |
| ⑫(新)<br>「星空の街・あおぞらの街」全国大会開催経費  | 3,488  | 福島市で開催される第27回「星空の街・あおぞらの街」全国大会の対応を行う。   |
| 合 計                            | 108,457<br>(国庫 25,187)<br>(手数 102)<br>(繰入 2,954) |   |

## 10 騒音・悪臭防止対策の推進（水・大気環境課）

| 事業名          | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|--------------|----------------|--|
| ①騒音常時監視事業    | 1,978          | 評価対象道路（騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路）における自動車騒音調査を行い、国の面的評価システムを用いて面的な評価を行うことにより環境基準の維持達成状況を監視する。 |
| ②騒音・悪臭防止対策事業 | 405            | 東北新幹線及び高速自動車道の騒音・振動等の発生状況を調査し高速交通公害の防止対策を推進するとともに、市町村からの依頼により悪臭防止に係る指導、助言を行う。                  |
| 合 計          | 2,383          |  |

## 11 水質汚濁防止対策等の推進（水・大気環境課）

| 事業名                                      | 予算額<br>(単位：千円)                | 内 容  |
|--|-------------------------------|--|
| ①水環境調査指導費                                | 30,059                        | 公共用水域及び地下水について、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定め、常時監視を実施し、結果を公表する。<br>また、さらに、水浴場の水質状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表することにより水浴場の利用に資する。 |
| ②土壌汚染対策経費                                | 220<br>(手数 220)               | 土壌の汚染状況の把握に関する措置や汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を実施するなどの土壌汚染対策を行う。   |
| ③【産廃税】<br>産業廃棄物排出<br>事業場等に係る<br>水質保全対策事業 | 4,790<br>(繰入 4,785)<br>(諸収 5) | 産業廃棄物処理施設や産業廃棄物排出事業場等の水質汚濁に係る事業場の監視・指導を行う。<br>また、廃油の漏洩や廃液の流出など水質事故時における原因調査及び環境への影響調査を行う。                                |
| ④【産廃税】<br>産業廃棄物排出<br>事業場等土壌汚染<br>対策推進事業  | 1,174<br>(繰入 1,174)           | 土壌汚染対策法確化及び水質汚濁防止法に基づき、汚染土壌の適正処理及び地下水汚染の未然防止を図る。   |

| 事業名                             | 予算額<br>(単位：千円)                             | 内 容   |
|---------------------------------|--|---|
| ⑤【産廃税】<br>公共用水域におけるノニルフェノール調査事業 | 7,409<br>(繰入 3,469)                        | 水生生物環境基準項目に追加されたノニルフェノールのほか直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩等について産業廃棄物処分場の下流域を含む県内公共用水域における水質の監視を行う。 |
| 合 計                             | 43,652<br>(手数 220)<br>(繰入 9,428)<br>(諸収 5) |   |

## 1 2 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策の推進（水・大気環境課）

| 事業名   | 予算額<br>(単位：千円)       | 内 容  |
|---|----------------------|--|
| ①猪苗代湖水質モニタリング調査事業                                     | 546                  | 猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランス等を調査するとともに、酸性河川の源流域における水質変化を調査する。   |
| ②猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全協議会運営事業                               | 1,007                | 国、県、市町村、事業者団体及び地域住民団体からなる協議会が行う事業運営の負担金の支出及び協議会の事務を行う。   |
| ③〈主要〉<br>【産廃税】<br>【森林税】<br>【中山間】<br>紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業 | 31,921<br>(繰入 9,806) | 猪苗代湖の水質を復活させ、未来の世代に承継していくため、県民が一丸となった水環境保全に向けた活動を推進するとともに、高度処理浄化槽の整備促進等による負荷低減対策や水質保全に関する調査研究などに取り組む。<br>1 猪苗代湖水環境保全活動実践事業<br>プロジェクト会議を開催し、ボランティア相互の情報共有やボランティア活動のコーディネートを行うとともに、猪苗代湖北岸部の清掃活動、漂着水草回収、除じんスクリーンの設置、水草刈り取り船を活用した水生植物の回収などの活動を実施する。<br>2 猪苗代湖流域負荷低減対策実践事業<br>流入負荷低減対策として窒素・りん除去型浄化槽の整備促進を図る。 |

| 事業名                                       | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容  |
|---|-----------------------|--|
|   |                       | 3 猪苗代湖水環境保全対策調査事業<br>大腸菌群数超過対策のための調査や山林からの排出負荷実態調査、湖沼における難分解性有機物調査などを実施し、猪苗代湖の水質改善に向けた検討を行う。 |
| ④〈主要〉【環境】<br>窒素・りん浄化槽<br>普及拡大プロジェクト       | 168<br>(繰入 168)       | 窒素りん除去型浄化槽管理者、浄化槽維持管理者、浄化槽工事業者等を対象とした浄化槽維持管理講習会の開催などにより、同浄化槽の更なる普及拡大と適性維持管理の推進を図る。           |
| ⑤(新)【復興】<br>環境創造センター<br>附属施設(猪苗代)<br>運営事業 | 13,301<br>(繰入 13,301) | 福島県のシンボルでもある「猪苗代湖・裏磐梯」を次世代に継承していくために県、関係市町村、関係団体、県民が一体となって調査研究、環境保全活動、環境学習・普及啓発等を推進する拠点とする。  |
| 合 計                                       | 46,943<br>(繰入 23,275) |  |

### 1.3 環境に係る調査研究の推進（水・大気環境課）

| 事業名                                   | 予算額<br>(単位：千円)                              | 内 容  |
|---------------------------------------|---|--|
| ①【産廃税】<br>産業廃棄物関係モ<br>ニタリング機能強<br>化事業 | 36,748<br>(負担 858)<br>(繰入 35,885)<br>(諸収 5) | 環境センターにおける産業廃棄物関係の調査分析に必要な機器（騒音測定装置）の整備等を行う。                           |
| ②環境センター管理<br>運営事業                     | 20,386<br>(負担 697)<br>(繰入 12,645)           | 環境行政に係る調査分析の中心機関である環境センターを円滑・適正に運営する。<br>1 環境に係る調査分析等<br>2 その他のセンターの運営 |

| 事業名                      | 予算額<br>(単位：千円)                                | 内 容                                  |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| ③(新)<br>環境センター移設<br>関連経費 | 30,614  | 環境創造センターへの移設に伴い不要となる設備等の撤去工<br>事を行う。 |
| 合 計                      | 87,748<br>(負担 1,555)<br>(繰入 48,530)<br>(諸収 5) |                                      |

#### 1 4 条例施行事務費（水・大気環境課）

| 事業名            | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|----------------|----------------|--|
| 条例施行事務費交付<br>金 | 3,120          | 「福島県生活環境の保全等に関する条例」及び「福島県猪苗<br>代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に関する<br>市町村への事務の委任に対して事務費を交付する。 |

#### 1 5 環境創造センター整備の推進（環境創造センター整備推進室）

| 事業名   | 予算額<br>(単位：千円)                 | 内 容   |
|---|--------------------------------|---|
| ①《重点》【復興】<br>【除染】【温暖化】<br>【産廃税】<br>環境創造センタ<br>ー整備事業 | 7,051,984<br>(繰入<br>7,051,984) | 放射性物質により汚染された環境を回復し、県民が将来に<br>わたり安心して暮らせる環境を創造するため、除染技術の研<br>究や環境放射能のモニタリング等を実施する中核施設として、<br>環境創造センターを整備する。<br>1 環境創造センター調査設計業務委託事業<br>環境創造センター研究棟及び交流棟外構工事費の積算業<br>務を委託する。<br>2 環境創造センター建設事業<br>環境創造センター本館、研究棟、交流棟及び附属施設の<br>建設工事等を行う。<br>(1) 建設工事<br>(2) 工事の進捗管理、現地調整等<br>(3) 水道加入負担金等<br>(4) グループウェア敷設工事 |

| 事業名                               | 予算額<br>(単位：千円)                             | 内 容  |
|-----------------------------------|--|--|
|                                   |  | <p>3 環境創造センター太陽光発電整備事業<br/>環境創造センターは、原子力災害等が発生した場合の防災拠点として機能させるため、太陽光発電設備・蓄電池及び避難経路確保のための街路灯を整備する。</p> <p>4 環境創造センター機器整備事業<br/>環境放射能等のモニタリングや調査研究等を行うため必要な分析機器等を整備する。</p> <p>5 環境創造センター展示整備事業<br/>交流棟の展示、全球型シアター及びシアター映像を制作するとともに、交流棟に必要な備品を整備する。</p> <p>(1) (新) 環境創造センター交流棟展示制作事業<br/>(2) 環境創造シアター制作事業<br/>(3) 環境創造シアターの映像制作事業<br/>(4) (新) 環境創造センター交流棟備品整備事業</p>  |
| <p>②《重点》【復興】<br/>環境創造センター運営事業</p> | <p>391,021<br/>(繰入382,378)<br/>(諸収 54)</p> | <p>環境創造センターの運営及び本館等の維持管理を行う。</p> <p>1 (新) 施設管理等事業<br/>本館、研究棟及び交流棟の維持管理を行う。</p> <p>2 企画運営事業</p> <p>(1) 運営戦略会議<br/>運営戦略会議を開催し、県、JAEA、NIESの三者が連携・協力して中長期にわたり取り組む環境創造センター中長期取組方針の策定等を行う。</p> <p>(2) 県民委員会<br/>環境創造センターが取り組む事業へ県民ニーズを反映させる県民委員会を開催する。</p> <p>(3) 連絡調整会議<br/>環境創造センター中長期取組方針に基づき年次計画を策定する連絡調整会議を開催する。</p> <p>(4) (新) ワークショップ<br/>ワークショップを開催し、環境創造センターで行われた調査研究の成果などの情報発信を行う。</p> <p>(5) (新) 学会・国際会議招致事業<br/>環境創造センターにおいて、学会・国際会議等を開催するための招致活動を行う。</p> <p>(6) (新) 環境創造センター開所式<br/>環境創造センター環境放射線センターの開所式を行う。</p> |

| 事業名             | 予算額<br>(単位：千円)   | 内 容  |
|-----------------|--|--|
|                 |  | <p>(7) (新) 交流棟広報事業<br/>環境創造センター交流棟の来館者を増やすため、交流棟の愛称や開所時期をチラシ等や説明会をとおして広報する。</p> <p>(8) (新) 交流棟運営事業<br/>交流棟で実施する学習プログラムの策定やアテンダントの養成など交流棟開所に向けた準備を行う。</p> <p>3 (新) 研究開発事業<br/>本県の環境の回復のため、平成27年度から早急に取り組む必要がある調査研究(13事業 IAEA協力プロジェクト含む)を実施する。</p> <p>4 (新) 校正事業<br/>環境創造センターに設置する校正施設を運営する。</p> |
| ③原子力災害等復興基金積立事業 | 13,160<br>(財収 13,160)                                    | 原子力災害等復興基金の債券運用利益を、今後の環境創造センターの整備・運営費用に充当するために、原子力災害等復興基金に積み立てる。   |
| 合 計             | 7,456,165<br>(財収 13,160)<br>(繰入<br>7,434,362)<br>(諸収 54) |  |



### (3) 環境保全総室

## ○ 事 務 分 掌

### 【一般廃棄物課】

- ( 1 ) 廃棄物対策の総合企画及び調整に関すること。
- ( 2 ) 一般廃棄物処理の指導に関すること。
- ( 3 ) 一般廃棄物処理施設整備事業に関すること。
- ( 4 ) 災害廃棄物の処理に関すること。
- ( 5 ) 浄化槽の設置及び維持管理に関すること。
- ( 6 ) 浄化槽整備事業に関すること。
- ( 7 ) 浄化槽保守点検業者に関すること。
- ( 8 ) ごみ減量化・リサイクルの推進に関すること。
- ( 9 ) 廃棄物再生事業者の登録に関すること。
- (10) 容器包装リサイクルに関すること。
- (11) 家電リサイクルに関すること。
- (12) 使用済小型電子機器等のリサイクルに関すること。
- (13) 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（一般廃棄物に係るものに限る。）。
- (14) (公社) 福島県浄化槽協会に関すること。
- (15) (一財) 福島県いわき処分場保全センターに関すること。
- (16) 総室の庶務及び予算に関すること。

### 【産業廃棄物課】

- ( 1 ) 産業廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- ( 2 ) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関すること。
- ( 3 ) 産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- ( 4 ) 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に関すること。
- ( 5 ) 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発に関すること。
- ( 6 ) 廃棄物処理計画に関すること。
- ( 7 ) 産業廃棄物処理指導要綱に関すること。
- ( 8 ) 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。
- ( 9 ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (10) 自動車リサイクルに関すること。
- (11) 建設リサイクルに関すること（特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。）。
- (12) 放射性物質により汚染された廃棄物処理の調整に関すること。
- (13) 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（産業廃棄物に係るものに限る。）。
- (14) (一社) 福島県産業廃棄物協会に関すること。

**【中間貯蔵施設等対策室】**

- ( 1) 中間貯蔵施設に関すること。
- ( 2) 放射性物質汚染対処特別措置法第19条に規定する指定廃棄物に関すること。
- ( 3) 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

**【除染対策課】**

- ( 1) 除染対策基金（県民健康管理基金（除染対策））に関すること。
- ( 2) 除染対策の推進に関すること。
- ( 3) 除染技術の評価・研究に関すること。
- ( 4) 除去土壌等の仮置場に関すること。
- ( 5) 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（除染の措置に係るものに限る。）。

## ○ 事業計画

### 1 一般廃棄物処理対策の指導（一般廃棄物課）

| 事業名                   | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容   |
|-----------------------|---|---|
| ①一般廃棄物処理施設指導監督事業      | 382<br>(手数 382)   | 市町村における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。<br>また、最終処分場からの放流水、周縁地下水のダイオキシン類を検査し、ダイオキシン類対策を踏まえた一般廃棄物最終処分場の適正管理を指導する。                                |
| ②一般廃棄物適正処理指導事業        | 268<br>(手数 268)   | 市町村における一般廃棄物処理の状況を調査するとともに一般廃棄物の適正化処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。   |
| ③廃棄物処理施設課題検討会事業       | 202<br>(手数 202)   | 廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより、災害廃棄物や焼却灰の処理が進まないことについて、関係者で情報を共有するとともに、抱えている課題について検討し、処理の促進を図る。   |
| ④災害等廃棄物処理事業           | —   | 市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業の現地調査・補助金の支出及び繰越に係る事務を行う。  |
| ⑤東日本大震災廃棄物処理基金積立事業    | 2,227<br>(財収 2,227)                                     | 市町村等が行う東日本大震災に係る災害廃棄物処理を支援する福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金の積立管理を行う。   |
| ⑥《重点》【廃棄物】災害廃棄物処理基金事業 | 1,154,960<br>(繰入 1,154,960)                             | 市町村等が行う東日本大震災に係る災害廃棄物処理の費用に対して、国の補助金に上乘せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から補助金を交付する。   |
| ⑦（新）3R総合推進事業          | 866<br>(手数 866)   | 1 リデュース・リサイクル推進事業<br>一般家庭を対象に、ごみ及び資源物の排出量を記録、報告してもらうことにより、ごみ減量化に取り組むきっかけ作りを行う。<br>2 リユース推進事業<br>イベント等において、使い捨て食器に代わり、リユース食器を使用した場合に食器賃借経費の半額を補助することにより、リユースに対する意識啓発を図る。 |
| 合 計                   | 1,158,905<br>(手数 1,718)<br>(財収 2,227)<br>(繰入 1,154,960) |   |

## 2 浄化槽維持管理指導の推進（一般廃棄物課）

| 事業名             | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容  |
|-----------------|-----------------|--|
| 浄化槽保守点検業者登録指導事業 | 179<br>(手数 179) | 浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。 |

## 3 廃棄物処理施設の整備促進（一般廃棄物課）

| 事業名                     | 予算額<br>(単位：千円)                  | 内 容  |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| ①〈主要〉<br>浄化槽設置整備事業      | 158,197                         | 家屋の改修等に伴い合併処理浄化槽に転換する者に対し、市町村が設置費用等を助成する場合、その費用の一部を補助する。       |
| ②〈主要〉<br>浄化槽市町村整備推進支援事業 | 19,970                          | 市町村が自ら設置主体となり、浄化槽整備を行う場合、その費用の一部を補助する。                         |
| ③廃棄物処理施設整備指導監督事業        | 203<br>(手数 102)<br>(国庫 101)     | 市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備事業に関する指導監督を行うとともに、市町村が行う浄化槽整備事業の指導監督を行う。 |
| 合 計                     | 178,370<br>(手数 102)<br>(国庫 101) |  |

## 4 産業廃棄物適正処理の推進（産業廃棄物課）

| 事業名                            | 予算額<br>(単位：千円)       | 内 容   |
|--------------------------------|----------------------|---|
| ①【産廃税】<br>ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業 | 7,420<br>(繰入 7,420)  | 中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻等及び処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行う。                          |
| ②PCB廃棄物適正処理事業                  | 18,219<br>(手数 6,488) | 1 PCB廃棄物処理広域協議会<br>北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画して、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を推進する。<br>2 PCB廃棄物保管事業者等指導事業<br>PCB廃棄物保管事業者等に対し適正保管を指導する。 |

| 事業名                            | 予算額<br>(単位：千円)                | 内 容   |
|--------------------------------|-------------------------------|---|
|                                |                               | <p>3 PCB廃棄物処理基金への拠出<br/>PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体の拠出により創設される基金に対して拠出する。</p> <p>4 PCB廃棄物等に係る把握調査事業<br/>自家用電気工作物設置事業者に対し、アンケート調査を行い、PCB使用機器の使用中止の勧奨や計画的な処分完了を指導する。また、PCB特措法の未届出事業者等を把握する。</p>  |
| ③処理業許可申請調査指導事業                 | 1,972<br>(手数 1,972)           | <p>産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。</p> <p>1 処理業の許可申請者等に係る企業信用調査の実施</p> <p>2 処理業の許可申請者等の欠格要件に関する照会</p> <p>3 産業廃棄物処理業等の取消し処分や審査請求に対する採決を行う場合等において、事前に検討すべき法的問題について、弁護士に法律相談を行う。</p>   |
| ④【産廃税】<br>産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業 | 90,276<br>(繰入 90,276)         | <p>産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。</p> <p>また、産業廃棄物処理業者が実施する高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。</p>  |
| ⑤【産廃税】<br>産業廃棄物税管理事業           | 585<br>(繰入 585)               | <p>平成27年度に見直しの時期を迎える産業廃棄物税のあり方について、審議会等において検討を重ね、28年度以降の措置について決定する。</p>   |
| ⑥産業廃棄物適正処理指導等事業                | 12,220<br>(手数 12,220)         | <p>1 産業廃棄物適正処理指導<br/>廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の適正処理の推進を図る。</p> <p>2 廃棄物行政実務研修<br/>産業廃棄物処理施設などに係る専門的な知識に関する実務研修を実施する。</p> <p>3 多量排出事業者処理計画策定指導<br/>産業廃棄物の適正処理並びに再生利用を推進するため、多量に産業廃棄物を排出する事業者に対して、廃棄物処理法第12条第9項に基づく「産業廃棄物の処理に関する計画」策定等に関する指導を行う。</p> <p>4 産業廃棄物技術検討会開催<br/>廃棄物処理法に基づく産業廃棄物焼却施設又は最終処分場の設置許可申請の審査に当たって、専門的知識を有する者の意見を聴くために技術検討会を開催する。</p> |
| ⑦【産廃税】<br>産業廃棄物業者情報提供環境整備事業    | 1,968<br>(繰入 1,967)<br>(諸収 1) | <p>産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等が必要とする許可情報を検索できるようにインターネットにより公表する。</p>   |

| 事業名                            | 予算額<br>(単位：千円)   | 内 容  |
|--------------------------------|--|--|
| ⑧【産廃税】<br>産業廃棄物排出処理状況確認調査事業    | 7,829<br>(繰入 7,829)  | 産業廃棄物税の導入による効果を検証するため、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握し、産業廃棄物の適正処理等を推進する。   |
| ⑨【産廃税】<br>産業廃棄物処理業務研修会開催事業     | 3,937<br>(繰入 3,937)  | 排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等についての知見を広めるための研修会を開催する。   |
| ⑩【産廃税】<br>産業廃棄物税交付事業           | 25,868<br>(繰入 25,868)  | 中核市（郡山市、いわき市）が行う管轄地域内における産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対して交付金を交付する。  |
| ⑪産業廃棄物税基金積立事業                  | 517,595<br>(財収 829)  | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する事業を実施するため、産業廃棄物税基金を積み立てる。   |
| ⑫《重点》【加速化】<br>避難区域内化学物質等処理促進事業 | 4,500,000<br>(国庫 4,500,000)  | 原発事故により立入りが制限されている区域の工場等では、事故発生時に使用・保管されていた化学物質等が適切に保管・管理できず工場内に残置されている。化学物質等の漏えい、飛散、化学反応による爆発、火災など周辺生活環境への影響が懸念されることから、火災事故等を未然に防止するため、事業者に対して化学物質等の処分等に必要な経費を補助する。 |
| 合 計                            | 5,187,889<br>(手数 20,680)<br>(財収 829)<br>(繰入 137,882)<br>(諸収 1)<br>(国庫 4,500,000) |  |

## 5 産業廃棄物不法投棄防止対策の推進（産業廃棄物課）

| 事業名                    | 予算額<br>(単位：千円)                   | 内 容   |
|------------------------|----------------------------------|---|
| ①【産廃税】<br>不法投棄防止総合対策事業 | 73,071<br>(繰入 73,018)<br>(諸収 53) | 1 産業廃棄物不法投棄監視員設置<br>産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見及び不法投棄された産業廃棄物の適正な処理に資するため、各市町村に不法投棄監視員を設置する。 |

| 事業名                                  | 予算額<br>(単位：千円)                                | 内 容   |
|--------------------------------------|---|---|
|                                      |   | <p>2 監視カメラ設置<br/>不法投棄がされやすい場所等に監視カメラを設置し、24時間監視を行う。</p> <p>3 不法投棄防止啓発<br/>マニフェスト制度や県外産業廃棄物の最終処分に係る事前届出制度の周知徹底を図り、産業廃棄物の適正な運搬、処理を確保するため、路上での収集車両の指導及び啓発を行う。<br/>また、県民の不法投棄に対する意識を高めるため啓発用パンフレット等を作成し、車両指導時に啓発資材と同時に配布するとともに、不法投棄監視員を通じて地域住民へ配布して啓発を行う。</p> <p>4 不法投棄監視業務委託事業<br/>悪質な不法投棄等の行為は、概ね早朝、夜間、休日等に行われており、職員や不法投棄監視員等による通常の監視、パトロールだけでは対応が困難であることから、当該時間等の監視体制を強化するため、警備会社へ監視業務を委託する。</p> <p>5 産業廃棄物適正処理監視指導員設置<br/>悪質・巧妙化する不法投棄に対する監視体制の強化を図る必要があることから、福島県産業廃棄物適正処理監視指導員を6振興局に配置する。</p> <p>6 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業<br/>不法投棄防止の監視体制づくりを目的とした事業を行う地域住民団体等を支援する。</p> |
| ②【産廃税】<br>産業廃棄物管理票<br>報告書受付管理事<br>業  | 12,921<br>(繰入 12,865)<br>(諸収 56)              | 産業廃棄物管理票報告書受付整理事業<br>排出事業者から提出された報告書の受付、整理及び内容確認等を行う他、環境保全、共生に関する事務補助を行う。   |
| ③【産廃税】<br>産業廃棄物優良処<br>理業者等育成支援<br>事業 | 723<br>(繰入 723)                               | 優良産廃処理業者の認定基準の1つである電子マニフェストの導入を支援するため、産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対して、電子マニフェストの操作説明会を開催し、加入を促す。  |
| ④自動車リサイクル<br>許可登録等事業                 | 463<br>(手数 463)                               | 自動車リサイクル法に基づく許可・登録事務を行うとともに、許可・登録業者に対する監視指導を実施し、廃棄物の適正処理・再資源化の推進を図る。  |
| 合 計                                  | 87,178<br>(手数 463)<br>(繰入 86,606)<br>(諸収 109) |   |

## 6 不法投棄産業廃棄物等の監視指導（産業廃棄物課）

| 事業名          | 予算額<br>(単位：千円)        | 内 容  |
|--------------|-----------------------|--|
| ①原状回復支援事業    | 21,869<br>(手数 17,674) | 1 原状回復支援事業補助<br>いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図るとともに、周辺環境の保全を図る。<br>2 原状回復支援事業の出えん金の返還<br>代執行に際して交付された出えん金を（公財）産業廃棄物処理振興財団に返還する。                          |
| ②代執行費用求償事業   | 262<br>(手数 262)       | いわき市沼部町の不法投棄事案、四倉町の不適正保管廃棄物及び広野町の不適正保管廃棄物等に係る代執行の費用を滞納処分により徴収するため、財産調査、捜索、差押え等を行う。   |
| ③不適正保管事案調査事業 | 305<br>(手数 305)       | 1 不法投棄現場水質モニタリング<br>不法投棄された現場からの浸出水等による下流への影響を把握するため、採水し、有害物質等の有無について調査を行い、周辺環境の保全を図る。<br>2 不法投棄現場応急対応<br>不法投棄の通報があった場合、速やかに現地調査を行い、必要に応じて場所の掘削を行うとともに、周辺環境への影響を調査し、不法投棄物が流出する恐れがある場合には流出防止策を図る。 |
| 合 計          | 22,436<br>(手数 18,241) |  |

## 7 放射性物質汚染廃棄物処理の推進（産業廃棄物課・中間貯蔵施設等対策室）

| 事業名                             | 予算額<br>(単位：千円)                   | 内 容   |
|---------------------------------|----------------------------------|---|
| 《重点》【産廃税】<br>放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業 | 51,046<br>(繰入 51,031)<br>(諸収 15) | 県内に保管されている汚染された産業廃棄物の処理を進めるため、施設周辺の住民理解の促進など様々な施策を実施する。<br>1 放射性物質安全確認調査事業<br>産業廃棄物処理施設や汚染廃棄物の保管施設における環境放射線モニタリングの実施や、産業廃棄物焼却施設等の排ガスや産業廃棄物最終処分場の排水等の放射性物質濃度検査を実施するとともに、市町村等が行う環境放射線モニタリング経費等を支援する。<br>2 放射能濃度分析機器等支援事業<br>産業廃棄物処理業者等が整備する放射線監視施設に対して支援する。 |

| 事業名 | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|-----|----------------|--|
|     |                | <p>3 汚染廃棄物処理リスクコミュニケーション事業<br/>汚染廃棄物処理に関する住民説明会等へ講師として専門家を派遣し、安全性についての住民理解を促進する。</p> <p>4 汚染廃棄物処理推進事業<br/>汚染廃棄物処理施設の確保や汚染廃棄物処理に関する市町村等理解のため、市町村等との意見交換等を国と連携して実施する。<br/>また、汚染廃棄物処理施設の設置申請の審査の際に、専門家を委員とする組織により技術的な検討を行う。</p> |

## 8 中間貯蔵施設に関する地域振興（中間貯蔵施設等対策室）

| 事業名                          | 予算額<br>(単位：千円) | 内 容  |
|------------------------------|----------------|--|
| 《重点》<br>中間貯蔵施設立地町<br>地域振興交付金 | 5,000,000      | 中間貯蔵施設に関して、大熊町及び双葉町が、地権者支援を始め地域振興に必要な課題に迅速に対応できるよう、交付金を交付する。 |

## 9 除染の推進（除染対策課）

| 事業名                              | 予算額<br>(単位：千円)                             | 内 容  |
|----------------------------------|--|--|
| ①【除染】<br>除染対策事務費                 | 8,477<br>(繰入 8,477)                        | 原子力発電所事故により生じた放射性物質による汚染への不安を解消し、安全で安心な生活を確保できるよう放射性物質による汚染除去早期実現のための事務事業の円滑な執行を図る。  |
| ②《重点》【健康】<br>【除染】<br>市町村除染対策支援事業 | 200,066,529<br>(繰入 200,066,518)<br>(諸収 11) | <p>放射性物質汚染対処特措法に基づき、市町村の策定した除染実施計画により行う除染対策や仮置場の設置など、市町村等が行う除染事業を総合的に支援する。</p> <p>1 市町村除染対策支援事業<br/>汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町村が、除染実施計画に基づき本格的な除染を実施し、また、一時保管のための仮置場を設置するにあたり、必要な経費負担等の支援を行う。</p> <p>2 線量低減化支援事業<br/>市町村が町内会等の団体と協働で線量低減活動を実施する場合に必要な資機材の整備や配布を行うための経費等を交付する。</p> |

| 事業名                                  | 予算額<br>(単位：千円)  | 内 容   |
|--------------------------------------|---|---|
| ③ 《重点》【除染】<br>除染対策推進事業               | 13,104,576<br>(繰入<br>13,104,565)<br>(諸収 11)   | 放射性物質汚染対処特措法により市町村が策定した除染実施計画に基づいて、県管理施設等の除染を実施する。                                      |
| ④ 《重点》【健康】<br>【除染】<br>除染推進体制整備<br>事業 | 229,065<br>(繰入 229,054)<br>(諸収 11)  | 県土の除染を迅速に進めていくため、除染事業者等の育成・技術的支援の強化・住民理解の促進に取り組む。                                       |
| ⑤ 【除染】<br>除染対策基金積立<br>事業             | 160,058,720<br>(国庫<br>160,000,000)<br>(財収 58,720)                                   | 福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性物質による汚染の除去に取り組むため、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金及び資金運用により発生する利子を除染対策基金に積み立てる。 |
| 合 計                                  | 373,467,367<br>(国庫<br>160,000,000)<br>(財収 58,720)<br>(繰入<br>213,408,614)<br>(諸収 33) |   |



## 5 資 料

○ 関係法令・所管条例等

| 課室名               | 法律名等  | 法律番号          | 省庁名<br>最終改定       |
|-------------------|---|---------------|-------------------|
| 生活環境<br>総務課       | 環境基本法   | 平成 5年 法律第 91号 | 環境省               |
|                   | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律                          | 平成15年 法律第130号 | 文部科学省・環境省         |
|                   | 福島県環境審議会条例  | 平成 6年 条例第 59号 | H14. 3. 26        |
|                   | 福島県環境基本条例   | 平成 8年 条例第 11号 | H25. 3. 26        |
| 消費生活課             | 消費者基本法  | 昭和43年 法律第 78号 | 消費者庁              |
|                   | 不当景品類及び不当表示防止法                                    | 昭和37年 法律第134号 | 消費者庁              |
|                   | 消費生活用製品安全法  | 昭和48年 法律第 31号 | 経済産業省・消費者庁        |
|                   | 特定商取引に関する法律                                       | 昭和51年 法律第 57号 | 経済産業省・消費者庁        |
|                   | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律                            | 平成 4年 法律第 53号 | 経済産業省             |
|                   | 消費生活協同組合法   | 昭和23年 法律第200号 | 厚生労働省             |
|                   | 割賦販売法   | 昭和36年 法律第159号 | 経済産業省・消費者庁        |
|                   | 家庭用品品質表示法   | 昭和37年 法律第104号 | 経済産業省・消費者庁        |
|                   | 電気用品安全法   | 昭和36年 法律第234号 | 経済産業省・消費者庁        |
|                   | 製造物責任法  | 平成 6年 法律第 85号 | 消費者庁              |
|                   | 消費者契約法  | 平成12年 法律第 61号 | 消費者庁              |
|                   | 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律                   | 昭和48年 法律第 48号 | 消費者庁              |
|                   | 国民生活安定緊急措置法                                       | 昭和48年 法律第121号 | 消費者庁              |
|                   | 消費者安全法  | 平成21年 法律第 50号 | 消費者庁              |
|                   | 消費者教育の推進に関する法律                                    | 平成24年 法律第61号  | 消費者庁              |
|                   | 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例                            | 昭和52年 条例第 39号 | H25. 7. 9         |
|                   | 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則                        | 昭和52年 規則第 46号 | H20. 3. 31        |
|                   | 福島県消費生活センター条例                                     | 昭和47年 条例第 21号 | H21. 10. 20       |
| 福島県消費生活センター条例施行規則 | 昭和47年 規則第 15号                                     | H21. 10. 20   |                   |
| 福島県消費者行政活性化基金条例   | 平成21年 条例第 2号                                      | H26. 3        |                   |
| 男女共生課             | 男女共同参画社会基本法                                       | 平成11年 法律第 78号 | 内閣府               |
|                   | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律                        | 平成13年 法律第 31号 | 内閣府・厚生労働省・警察庁・法務省 |
|                   | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律                               | 平成12年 法律第147号 | 法務省               |
|                   | 犯罪被害者等基本法   | 平成16年 法律第161号 | 内閣府等              |
|                   | 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例 | 平成14年 条例第 17号 |                   |

| 課室名            | 法律名等                                     | 法律番号          | 省庁名<br>最終改定 |
|----------------|--|---------------|-------------|
| 男女共生課          | 福島県男女共同参画審議会規則                           | 平成14年 規則第 68号 | H27. 3. 20  |
|                | 福島県男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関する規則 | 平成14年 規則第 69号 |             |
|                | 福島県男女共生センター条例                            | 平成12年 条例第 19号 | H25. 12. 20 |
|                | 福島県男女共生センター条例施行規則                        | 平成12年 規則第184号 | H18. 4. 1   |
| 生活交通課          | 道路運送法                                    | 昭和26年 法律第183号 | 国土交通省       |
|                | 鉄道軌道整備法                                  | 昭和28年 法律第169号 | 国土交通省       |
|                | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律                     | 平成19年 法律第 59号 | 国土交通省       |
|                | 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法  | 平成21年 法律第 64号 | 国土交通省       |
|                | 運輸事業の振興の助成に関する法律                         | 平成23年 法律第101号 | 総務省         |
|                | 交通政策基本法                                  | 平成25年 法律第 92号 | 国土交通省       |
|                | 交通安全対策基本法                                | 昭和45年 法律第110号 | 内閣府         |
|                | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律       | 昭和55年 法律第 87号 | 内閣府         |
|                | 福島県会津鉄道運営助成基金条例                          | 昭和62年 条例第 13号 | H17. 7. 12  |
|                | 福島県只見線復旧復興基金条例                           | 平成25年 条例第 81号 | H25. 12. 20 |
| 福島県交通安全対策会議条例  | 昭和45年 条例第 52号                            | H17. 10. 18   |             |
| 旅券室            | 旅券法                                      | 昭和26年 法律第267号 | 外務省         |
|                | 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律            | 平成23年 法律第 64号 | 外務省         |
|                | 福島県一般旅券発給申請等手数料条例                        | 平成12年 条例第 1号  | H26. 3. 20  |
| 環境共生課          | 地球温暖化対策の推進に関する法律                         | 平成10年 法律第117号 | 環境省         |
|                | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律                 | 昭和63年 法律第 53号 | 環境省         |
|                | エネルギーの使用の合理化等に関する法律                      | 昭和54年 法律第 49号 | 経済産業省       |
|                | 循環型社会形成推進基本法                             | 平成12年 法律第110号 | 環境省         |
|                | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律                  | 平成12年 法律第100号 | 環境省         |
|                | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律      | 平成19年 法律第 56号 | 環境省         |
|                | 環境影響評価法                                  | 平成 9年 法律第 81号 | 環境省         |
|                | 福島県環境保全基金条例                              | 平成 2年 条例第 31号 | H24. 3. 21  |
|                | 福島県循環型社会形成に関する条例                         | 平成17年 条例第 26号 | H26. 3. 25  |
|                | 福島県地球温暖化対策等推進基金条例                        | 平成21年 条例第 84号 | H24. 3. 9   |
|                | 福島県環境影響評価条例                              | 平成10年 条例第 64号 | H24. 12. 28 |
|                | 福島県環境影響評価条例施行規則                          | 平成11年 規則第 69号 | H25. 3. 15  |
| 福島県環境影響評価審査会規則 | 平成10年 規則第101号                            | H24. 3. 23    |             |

| 課室名         | 法律名等                                    | 法律番号          | 省庁名<br>最終改定 |
|-------------|---|---------------|-------------|
| 自然保護課       | 自然公園法                                   | 昭和32年 法律第161号 | 環境省         |
|             | 自然環境保全法                                 | 昭和47年 法律第 85号 | 環境省         |
|             | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律               | 平成 4年 法律第 75号 | 環境省         |
|             | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                | 平成14年 法律第 88号 | 環境省         |
|             | 自然再生推進法                                 | 平成14年 法律第148号 | 環境省         |
|             | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律             | 平成16年 法律第 78号 | 環境省         |
|             | 生物多様性基本法                                | 平成20年 法律第 58号 | 環境省         |
|             | 景観法                                     | 平成16年 法律第110号 | 国土交通省       |
|             | エコツアーリズム推進法                             | 平成19年 法律第105号 | 環境省         |
|             | 福島県自然環境保全条例                             | 昭和47年 条例第 55号 | H22. 10. 8  |
|             | 福島県自然環境保全条例施行規則                         | 昭和47年 規則第 73号 | H27. 3. 24  |
|             | 福島県立自然公園条例                              | 昭和33年 条例第 23号 | H22. 10. 8  |
|             | 福島県立自然公園条例施行規則                          | 昭和33年 条例第 41号 | H27. 3. 24  |
|             | 福島県野生動植物の保護に関する条例                       | 平成16年 条例第 23号 |             |
|             | 福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則                   | 平成17年 規則第 21号 | H24. 9. 28  |
|             | 福島県野生動植物の保護に関する条例第2条第2項の特定希少野生動植物を定める規則 | 平成17年 規則第 22号 |             |
|             | 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例         | 平成11年 条例第 59号 | H27. 3. 24  |
|             | 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則         | 平成15年 規則第 60号 | H27. 3. 24  |
|             | 福島県鳥獣保護管理員規程                            | 昭和38年 訓令第 32号 | H27. 3. 24  |
|             | 福島県景観条例                                 | 平成10年 条例第 13号 | H24. 3. 21  |
| 福島県景観条例施行規則 | 平成10年 規則第 84号                           | H21. 8. 14    |             |
| 福島県景観審議会規則  | 平成10年 規則第 22号                           | H24. 3. 23    |             |
| 水・大気環境課     | 大気汚染防止法                                 | 昭和43年 法律第 97号 | 環境省         |
|             | 水質汚濁防止法                                 | 昭和45年 法律第138号 | 環境省         |
|             | 土壌汚染対策法                                 | 平成14年 法律第 53号 | 環境省         |
|             | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律                      | 昭和45年 法律第139号 | 農林水産省・環境省   |
|             | 騒音規制法                                   | 昭和43年 法律第 98号 | 環境省         |
|             | 振動規制法                                   | 昭和51年 法律第 64号 | 環境省         |
|             | 悪臭防止法                                   | 昭和46年 法律第 91号 | 環境省         |
|             | スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律                  | 平成 2年 法律第 55号 | 環境省         |
|             | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法    | 平成 6年 法律第 9号  | 農林水産省・環境省   |

| 課室名        | 法律名等   | 法律番号          | 省庁名<br>最終改定               |
|------------|--|---------------|---------------------------|
| 水・大気環境課    | ダイオキシン類対策特別措置法   | 平成11年 法律第105号 | 環境省                       |
|            | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律                                       | 平成11年 法律第 86号 | 経済産業省・環境省                 |
|            | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  | 平成13年 法律第 64号 | 経済産業省・環境省                 |
|            | 公害紛争処理法  | 昭和45年 法律第108号 | 総務省                       |
|            | 石綿による健康被害の救済に関する法律   | 平成18年 法律第 4号  | 厚生労働省・環境省等                |
|            | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律  | 昭和46年 法律第107号 | 経済産業省・環境省等                |
|            | 福島県生活環境の保全等に関する条例  | 平成 8年 条例第 32号 | H22. 12. 17               |
|            | 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則  | 平成 8年 規則第 75号 | H27. 3. 24                |
|            | 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例                                   | 昭和50年 条例第 18号 | H27. 3. 24                |
|            | 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例   | 平成14年 条例第 23号 | H24. 3. 21                |
|            | 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則   | 平成14年 規則第149号 | H24. 3. 21                |
|            | 福島県土壌汚染対策法関係手数料条例  | 平成21年 条例第 85号 | H27. 3. 24                |
|            | 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例   | 平成15年 条例第 17号 | H23. 3. 18                |
|            | 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則   | 平成16年 規則第 10号 | H23. 3. 31                |
|            | 福島県振動防止対策指針  | 平成10年 告示第635号 | H13. 6. 1                 |
|            | 福島県悪臭防止対策指針  | 平成10年 告示第636号 |                           |
|            | 福島県化学物質適正管理指針  | 平成10年 告示第634号 | H23. 12. 1                |
|            | 福島県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例                                      | 平成13年 条例第 86号 | H27. 3. 24                |
|            | 福島県公害紛争処理条例  | 昭和45年 条例第 50号 | H19. 10. 16               |
|            | 福島県公害紛争処理条例施行規則  | 昭和45年 規則第108号 | H3. 3. 30                 |
| 福島県公害審査会規則 | 昭和46年 規則第 5号   | H24. 3. 23    |                           |
| 一般廃棄物課     | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律   | 昭和45年 法律第137号 | 環境省                       |
|            | 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法  | 平成23年 法律第 99号 | 環境省                       |
|            | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 平成23年 法律第110号 | 環境省                       |
|            | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法   | 昭和50年 法律第 31号 | 環境省                       |
|            | 浄化槽法   | 昭和58年 法律第 43号 | 環境省                       |
|            | 資源の有効な利用の促進に関する法律  | 平成 3年 法律第 48号 | 経済産業省・環境省                 |
|            | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  | 平成 7年 法律第112号 | 財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 |
|            | 特定家庭用機器再商品化法   | 平成10年 法律第 97号 | 経済産業省・環境省                 |
|            | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律   | 平成24年 法律第57号  | 経済産業省・環境省                 |

| 課室名           | 法律名等   | 法律番号          | 省庁名<br>最終改定 |
|---------------|--|---------------|-------------|
| 一般廃棄物課        | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  | 平成12年 法律第116号 | 農林水産省・環境省   |
|               | 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律                 | 平成21年 法律第 82号 | 環境省         |
|               | 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則  | 平成 6年 規則第 6号  | H26. 3. 14  |
|               | 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例   | 平成12年 条例第 31号 | H23. 3. 18  |
|               | 福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例   | 平成24年 条例第 5号  | H27. 3. 24  |
|               | 福島県浄化槽保守点検業者登録条例   | 昭和60年 条例第 36号 | H23. 12. 28 |
|               | 福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則   | 昭和60年 規則第 50号 | H24. 3. 21  |
|               | 福島県浄化槽法施行条例  | 平成11年 条例第 60号 | H17. 12. 26 |
|               | 福島県浄化槽法施行細則  | 昭和60年 規則第 59号 | H17. 12. 26 |
| 産業廃棄物課        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律   | 昭和45年 法律第137号 | 環境省         |
|               | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律  | 平成 4年 法律第 62号 | 環境省         |
|               | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法   | 平成13年 法律第 65号 | 環境省         |
|               | 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法  | 平成15年 法律第 98号 | 環境省         |
|               | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  | 平成12年 法律第104号 | 国土交通省・環境省   |
|               | 使用済自動車の再資源化等に関する法律   | 平成14年 法律第 87号 | 経済産業省・環境省   |
|               | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 平成23年 法律第110号 | 環境省         |
|               | 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則  | 平成 6年 規則第 6号  | H20. 11. 28 |
|               | 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例   | 平成12年 条例第 31号 | H23. 3. 18  |
|               | 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例   | 平成15年 条例第 17号 | H23. 3. 18  |
|               | 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則   | 平成16年 規則第 10号 | H23. 3. 31  |
|               | 福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例   | 平成16年 条例第 22号 |             |
| 福島県産業廃棄物税基金条例 | 平成18年 条例第 15号  |               |             |
| 対策室<br>中間貯蔵   | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 平成23年 法律第110号 | 環境省         |
|               | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法   | 平成15年 法律第 44号 | 環境省         |
| 対策課<br>除染     | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 平成23年 法律第110号 | 環境省         |
|               | 福島県民健康管理基金条例   | 平成23年 条例第 83号 | H24. 3. 9   |

## ○ 関係団体・出資団体

平成27年3月1日現在

### 1 生活環境総室

#### (1) 消費生活課

| 団体等名称         | 代表者 |        | 所在地<br>住所                           | 電話番号              | 県出資割合 |
|---------------|-----|--------|-------------------------------------|-------------------|-------|
|               | 役職名 | 氏名     |                                     |                   |       |
| 福島県金融広報委員会    | 会長  | 中島 健至  | 〒960-8614<br>福島市本町6-24<br>日本銀行福島支店内 | (024)<br>521-6355 | —     |
| 福島県消費者団体連絡協議会 | 会長  | 菅野 アキヨ | —                                   | —                 | —     |
| 福島県消費者ネットワーク  | 会長  | 齋藤 幸子  | 〒960-8105<br>福島市仲間町4-8<br>ラコパふくしま4F | (024)<br>522-5334 | —     |

#### (2) 男女共生課

| 団体等名称        | 代表者 |        | 所在地<br>住所                          | 電話番号              | 県出資割合 |
|--------------|-----|--------|------------------------------------|-------------------|-------|
|              | 役職名 | 氏名     |                                    |                   |       |
| 福島県女性団体連絡協議会 | 会長  | 鈴木 二三子 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県男女共生課内 | (024)<br>521-7188 | —     |

#### (3) 生活交通課

| 団体等名称             | 代表者 |       | 所在地<br>住所                          | 電話番号              | 県出資割合 |
|-------------------|-----|-------|------------------------------------|-------------------|-------|
|                   | 役職名 | 氏名    |                                    |                   |       |
| (公社)福島県バス協会       | 会長  | 松本 順  | 〒960-8165<br>福島市吉倉字吉田40<br>県自動車会館内 | (024)<br>546-1478 | —     |
| (公社)福島県トラック協会     | 会長  | 渡邊 泰夫 | 〒960-0231<br>福島市飯坂町平野字若狭小屋32       | (024)<br>558-7755 | —     |
| (一社)福島県タクシー協会     | 会長  | 高橋 良和 | 〒960-8165<br>福島市吉倉字吉田40<br>県自動車会館内 | (024)<br>546-2028 | —     |
| 福島県鉄道活性化対策協議会     | 会長  | 内堀 雅雄 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県生活交通課内 | (024)<br>521-7158 | —     |
| 福島県会津線等対策協議会      | 会長  | 内堀 雅雄 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県生活交通課内 | (024)<br>521-7158 | —     |
| (公財)福島県交通遺児奨学基金協会 | 理事長 | 内堀 雅雄 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県生活交通課内 | (024)<br>521-7158 | —     |
| 福島県交通対策協議会        | 会長  | 内堀 雅雄 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県生活交通課内 | (024)<br>521-7158 | —     |
| 福島県交通安全母の会連絡協議会   | 会長  | 山崎 信子 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県生活交通課内 | (024)<br>521-7158 | —     |

| 団体等名称           | 代表者     |        | 所在地<br>住所                                | 電話番号              | 県出資割合 |
|-----------------|---------|--------|--|-------------------|-------|
|                 | 役職名     | 氏名     |  |                   |       |
| 福島県交通教育専門員連絡協議会 | 会長      | 佐藤 雅博  | 〒965-0872<br>会津若松市東栄町3-46<br>会津若松市防災安全課内 | (0242)<br>39-1227 | —     |
| 阿武隈急行(株)        | 代表取締役社長 | 曾根 幹夫  | 〒976-0773<br>伊達市梁川町字五反田100-1             | (024)<br>577-7132 | 28.0% |
| 会津鉄道(株)         | 代表取締役社長 | 大石 直   | 〒965-0853<br>会津若松市材木町1-3-20              | (0242)<br>28-5885 | 31.7% |
| 野岩鉄道(株)         | 代表取締役社長 | 五十嵐 哲男 | 〒321-2521<br>栃木県日光市藤原326-3               | (0288)<br>77-3300 | 26.3% |
| 福島臨海鉄道(株)       | 代表取締役社長 | 萩原 正之  | 〒971-8101<br>いわき市小名浜字辰巳町38-10            | (0246)<br>92-3230 | 29.7% |

#### (4) 国際課

| 団体等名称                  | 代表者 |       | 所在地<br>住所                                    | 電話番号              | 県出資割合 |
|------------------------|-----|-------|--|-------------------|-------|
|                        | 役職名 | 氏名    |  |                   |       |
| (公財)福島県国際交流協会          | 理事長 | 辻 みどり | 〒960-8103<br>福島市舟場町2-1<br>舟場町分館              | (024)<br>524-1315 | 59.6% |
| (公財)日本国際連合協会福島県本部      | 本部長 | 橋本 典男 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県国際課内             | (024)<br>521-7182 | —     |
| (一財)自治体国際化協会           | 会長  | 山田 啓二 | 〒102-0083<br>東京都千代田区麴町1-7<br>相互半蔵門ビル1, 6, 7階 | (03)<br>5213-1730 | —     |
| (一財)自治体国際化協会福島県支部      | 支部長 | 橋本 典男 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県国際課内             | (024)<br>521-7182 | —     |
| (独)国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所 | 所長  | 北野 一人 | 〒964-8558<br>二本松市永田字長坂4-2                    | (0243)<br>24-3200 | —     |
| ふくしま青年海外協力隊の会          | 会長  | 阿部 純子 |  |                   | —     |
| 福島県青年海外協力隊を支援する会       | 会長  | 須佐 喜夫 | 〒963-8005<br>郡山市清水台1-3-8<br>郡山商工会議所内         | (024)<br>921-2600 | —     |
| 福島県海外移住家族会             | 会長  | 遠藤 忠一 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県国際課内             | (024)<br>521-7183 | —     |

## 2 環境共生総室

### (1) 環境共生課

| 団体等名称                  | 代表者   |       | 所在地<br>住所  | 電話番号              | 県出資<br>割合 |
|------------------------|-------|-------|--|-------------------|-----------|
|                        | 役職名   | 氏名    |  |                   |           |
| 福島県地球温暖化防止活動<br>推進センター | センター長 | 鈴木 浩  | 〒960-8043<br>福島市中町8-2 自治会館7階<br>特定非営利活動法人<br>超学際的研究機構内 | (024)<br>525-8892 | —         |
| 福島県クリーンふくしま運<br>動推進協議会 | 会長    | 猪狩 正明 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県環境共生課内                     | (024)<br>521-7248 | —         |

### (2) 自然保護課

| 団体等名称        | 代表者 |                  | 所在地<br>住所  | 電話番号                      | 県出資<br>割合 |
|--------------|-----|------------------|--|---------------------------|-----------|
|              | 役職名 | 氏名               |  |                           |           |
| 福島県自然公園清掃協議会 | 会長  | 小林 香             | 〒960-2262<br>福島市在庭坂石方1-4<br>吾妻・浄土平自然情報セン<br>ター内 一般財団法人自然<br>公園財団浄土平支部内 | (024)<br>591-3600         | —         |
| (一社)福島県猟友会   | 会長  | 阿部 多一            | 〒960-8141<br>福島市渡利字七社宮102-1  | (024)<br>523-0053         | —         |
| (一財)休暇村協会    | 理事長 | 中島都志明            | 〒110-0015<br>東京都台東区東上野5-1-5<br>日新上野ビル5階                                | (03)<br>3845-8651<br>(代表) | 2.0%      |
| (一財)自然公園財団   | 理事長 | 熊谷 洋一            | 〒101-0051<br>東京都千代田区神田神保町2<br>-2-31 第36荒井ビル2階                          | (03)<br>3556-0818         | 1.5%      |
| (公財)尾瀬保護財団   | 理事長 | 大澤 正明<br>(群馬県知事) | 〒371-8570<br>群馬県前橋市大手町1-1-1  | (027)<br>220-4431         | 19.3%     |

### (3) 水・大気環境課

| 団体等名称                        | 代表者        |        | 所在地<br>住所                            | 電話番号              | 県出資<br>割合 |
|------------------------------|------------|--------|--------------------------------------|-------------------|-----------|
|                              | 役職名        | 氏名     |                                      |                   |           |
| (一社)福島県フロン回収事<br>業協会         | 代表理事<br>会長 | 栗原 一家  | 〒960-8162<br>福島市南町449                | (024)<br>544-1838 | —         |
| 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環<br>境保全対策推進協議会   | 会長         | 長谷川 哲也 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16<br>県水・大気環境課内 | (024)<br>521-7258 | —         |
| (独)環境再生保全機構<br>(アスベスト基金拠出関連) | 理事長        | 福井 光彦  | 〒212-8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町<br>1310    | (044)<br>520-9614 | —         |

### 3 環境保全総室

#### (1) 一般廃棄物課

| 団体等名称                   | 代表者 |        | 所在地<br>住所                               | 電話番号              | 県出資割合 |
|-------------------------|-----|--------|---|-------------------|-------|
|                         | 役職名 | 氏名     |   |                   |       |
| (公社)福島県浄化槽協会            | 会長  | 大河原 正一 | 〒960-8055<br>福島市野田町1-16-35              | (024)<br>531-1778 | —     |
| 福島県環境整備協同組合連合会          | 会長  | 岡 光義   | 〒973-8408<br>いわき市内郷高坂町大町<br>138-2 環整会館内 | (0246)<br>27-8818 | —     |
| (一財)福島県いわき処分場<br>保全センター | 理事長 | 長谷川 哲也 | 〒960-8681<br>福島市杉妻町2-16<br>県一般廃棄物課内     | (024)<br>522-2258 | 33.1% |

#### (2) 産業廃棄物課

| 団体等名称                        | 代表者 |       | 所在地<br>住所  | 電話番号              | 県出資割合 |
|------------------------------|-----|-------|--|-------------------|-------|
|                              | 役職名 | 氏名    |  |                   |       |
| (一社)福島県産業廃棄物協会               | 会長  | 佐藤 俊彦 | 〒960-8043<br>福島市中町4-20<br>みんゆうビル4階405号室                | (024)<br>524-1953 | —     |
| (独)環境再生保全機構<br>(PCB処理基金拠出関連) | 理事長 | 福井 光彦 | 〒212-8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町<br>1310 ミューザ川崎セント<br>ラルタワー8階 | (044)<br>520-9613 | —     |
| (公財)産業廃棄物処理事業<br>振興財団        | 理事長 | 樋口 成彬 | 〒101-0044<br>東京都千代田区鍛冶町2丁目<br>6-1 堀内ビルディング3階           | (03)<br>3526-0155 | 0.3%  |
| (公財)日本産業廃棄物処理<br>振興センター      | 理事長 | 岡澤 和好 | 〒102-0084<br>東京都千代田区二番町3<br>麴町スクエア7階                   | (03)<br>5275-7111 | —     |
| (公財)自動車リサイクル促<br>進センター       | 理事長 | 郡 篤 孝 | 〒105-0012<br>東京都港区芝大門1-1-30<br>日本自動車会館11階              | (03)<br>5733-8300 | —     |

## ○ 附 属 機 関 等

【審 議 会 等】

平成27年3月1日現在

| 名 称          | 根拠法令等   | 事 項  | 女性委員の<br>割合 (%) | 担当課室        |
|--------------|---|--|-----------------|-------------|
| 福島県環境審議会     | 環境基本法   | 福島県の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等   | 42.9            | 生活環境<br>総務課 |
| 福島県消費生活審議会   | 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例                            | 消費生活の安定及び向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項等について調査又は審議<br>消費者苦情の斡旋、調停及び訴訟資金の貸付の審査 | 43.8            | 消費生活<br>課   |
| 福島県男女共同参画審議会 | 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例 | 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議  | 47.4            | 男女共生<br>課   |
| 福島県交通安全対策会議  | 交通安全対策基本法<br>福島県交通安全対策会議条例                        | 交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に係る総合的な企画に関する審議                                      | 0.0             | 生活交通<br>課   |
| 福島県環境影響評価審査会 | 福島県環境影響評価条例                                       | 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項についての調査審議                | 40.0            | 環境共生<br>課   |
| 福島県景観審議会     | 福島県景観条例   | 条例の規定により定められた事項の審議及び知事の諮問に応じた県の景観形成に関する事項の調査審議                         | 25.0            | 自然保護<br>課   |
| 福島県自然環境保全審議会 | 自然環境保全法   | 自然環境の保全、鳥獣の保護及び狩猟、温泉の保護及び利用・希少野生生物の保護に関する重要事項を調査審議                     | 43.5            | 自然保護<br>課   |
| 福島県公害審査会     | 公害紛争処理法   | 公害に係る紛争についての、あっせん、調停及び仲裁   | 60.0            | 水・大気<br>環境課 |

【懇談会等】

平成27年3月1日現在

| 名称                              | 根拠法令等                       | 事項  | 担当課室    |
|---------------------------------|-----------------------------|---|---------|
| 生活環境部指定管理者選定検討会                 | 生活環境部指定管理者選定検討会設置要綱         | 生活環境部所管の公の施設に係る指定管理者候補団体の選定   | 生活環境総務課 |
| 福島県多重債務者対策協議会                   | 福島県多重債務者対策協議会設置要綱           | 多重債務者に関する対策の効果的な推進を協議   | 消費生活課   |
| 福島県消費者教育推進地域協議会                 | 福島県消費者教育推進地域協議会設置要綱         | 関係機関相互の連携の強化を図り、消費者教育を総合的・一体的に推進                                    | 消費生活課   |
| ふくしまユニバーサルデザイン推進会議              | ふくしまユニバーサルデザイン推進会議設置要綱      | サービスを提供する事業者やサービスを利用する生活者を構成メンバーとし、ユニバーサルデザインを全県的に推進                | 男女共生課   |
| 福島県生活交通対策協議会                    | ・道路運送法<br>・福島県生活交通対策協議会設置要綱 | 乗合バス路線の廃止等に伴う生活交通の確保方策に関する事項等について協議・調整                              | 生活交通課   |
| バス・鉄道利用促進対策懇談会                  | 福島県「バス・鉄道利用促進デー」実施要領        | 運動の実施内容及び推進方法に関すること   | 生活交通課   |
| 福島県JR只見線復興推進会議                  | 福島県JR只見線復興推進会議要綱            | 只見線の復旧・復興に向け、地元自治体等と連携して支援策及び利活用促進策等について協議                          | 生活交通課   |
| 地球にやさしい“ふくしま”県民会議（地球温暖化対策地域協議会） | 地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置要綱       | 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進 | 環境共生課   |
| 地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会           | 地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会設置要綱   | 低炭素社会への転換を図るため、本県における温室効果ガスの実態を踏まえた排出の在り方について検討                     | 環境共生課   |
| うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会           | うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会設置要領   | エコ・リサイクル製品の認定要件、及びエコ・リサイクル製品の認定等に関する審査                              | 環境共生課   |
| 福島県尾瀬保護指導委員会                    | 福島県尾瀬保護指導委員会設置要綱            | 尾瀬における湿原植物の保護、増殖等に関する指導・検討  | 自然保護課   |

| 名 称                    | 根拠法令等                      | 事 項   | 担当課室          |
|------------------------|----------------------------|---|---------------|
| 福島県野生生物共生センター（仮称）運営委員会 | 福島県野生生物共生センター（仮称）運営委員会設置要綱 | 野生生物共生センター（仮称）の機能を十分に発揮し、生物多様性保全の意識向上の取組の充実を図るための検討 | 自然保護課         |
| 福島県野生鳥獣保護管理検討会         | 福島県野生鳥獣保護管理検討会設置要綱         | 野生鳥獣と人とのあつれきを解消し、地域個体群の安定的存続を図るための保護管理施策の検討         | 自然保護課         |
| 福島県生物多様性推進協議会          | 福島県生物多様性推進協議会設置要綱          | 生物多様性に関する課題や保全に係る取組等の検討                             | 自然保護課         |
| 福島県カワウ保護管理協議会          | 福島県カワウ保護管理協議会設置要綱          | カワウ個体群の適切な保護管理及び水産被害の防止対策の検討                        | 自然保護課         |
| 福島県自動車排出ガス対策推進会議       | 福島県自動車排出ガス対策推進会議会則         | 自動車の低公害化を図り、自動車排出ガス対策推進の取組について協議                    | 水・大気環境課       |
| 猪苗代湖水質保全対策検討委員会        | 猪苗代湖水質保全対策検討委員会設置要綱        | 専門家による猪苗代湖の効果的な水質保全対策について検討                         | 水・大気環境課       |
| 環境創造センター運営戦略会議         | 環境創造センター運営戦略会議設置要綱         | 環境創造センター中長期取組方針の策定等                                 | 環境創造センター整備推進室 |
| 環境創造センター県民委員会          | 環境創造センター県民委員会設置要綱          | 環境創造センターの中長期取組方針及び年次計画への意見・助言                       | 環境創造センター整備推進室 |
| 福島県環境創造センター交流棟展示等検討会   | 福島県環境創造センター交流棟展示等検討会設置要綱   | 環境創造センター交流棟展示等の実施設計に関すること等                          | 環境創造センター整備推進室 |
| 福島県一般廃棄物技術審査会          | 福島県一般廃棄物技術審査会設置要領          | 一般廃棄物最終処分場及び焼却施設の設置許可の申請についての協議・調整                  | 一般廃棄物課        |
| 福島県産業廃棄物技術検討会          | 福島県産業廃棄物技術検討会設置要領          | 産業廃棄物最終処分場焼却施設等の設置・変更許可申請についての協議・調整                 | 産業廃棄物課        |
| 福島県産業廃棄物経理的基礎審査検討会     | 福島県産業廃棄物経理的基礎審査検討会設置要領     | 産業廃棄物処理業者等が経理的基礎を有するかどうかの審査                         | 産業廃棄物課        |
| 中間貯蔵施設に関する専門家会議        | 中間貯蔵施設に関する専門家会議設置要綱        | 国が行う中間貯蔵施設の現地調査等に関する意見                              | 中間貯蔵施設等対策室    |

【庁内連絡調整会議等】

平成27年3月1日現在

| 名 称                | 根拠法令等                  | 事 項  | 担当課室              |
|--------------------|------------------------|--|-------------------|
| 環境政策推進庁内連絡会議       | 環境政策推進庁内連絡会議設置要綱       | 環境政策に関する主要施策の検討及び推進に関し、庁内関係部局の意見を調整              | 生活環境総務課           |
| 福島県物価対策連絡会議        | 福島県物価対策連絡会議設置要綱        | 生活関連物資の価格の安定、需給の調整等に関する対策について総合的かつ効果的な施策を推進      | 消費生活課             |
| 福島県多重債務者対策庁内連絡会議   | 福島県多重債務者対策庁内連絡会議設置要綱   | 多重債務者に関する対策を効果的に推進                               | 消費生活課             |
| 福島県消費者教育推進計画庁内連絡会議 | 福島県消費者教育推進計画庁内連絡会議設置要綱 | 庁内関係部局相互の連携の強化を図り、消費者教育を総合的・一体的に推進               | 消費生活課             |
| 学校消費者教育推進連絡会議      | 学校消費者教育推進連絡会議設置要綱      | 学校における消費者教育を効果的に推進                               | 消費生活課             |
| 福島県消費者行政推進連絡会議     | 福島県消費者行政推進連絡会議設置要綱     | 消費者行政の部局横断的推進                                    | 消費生活課             |
| 福島県男女共同参画推進本部      | 福島県男女共同参画推進本部設置要綱      | 男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進                         | 男女共生課             |
| 福島県ユニバーサルデザイン推進本部  | 福島県ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱  | ユニバーサルデザインに関する施策の総合的かつ体系的な推進                     | 男女共生課             |
| 福島県暴走族等根絶対策会議      | 福島県暴走族等根絶対策会議設置要綱      | 県民が一体となった暴走族等の根絶に関する施策を協議するとともに、総合的かつ効果的に推進      | 生活交通課             |
| 福島県国際化推進調整会議       | 福島県国際化推進調整会議設置要綱       | 国際化の推進に関する庁内関係部局相互の緊密な連携及び調整並びに国際化施策の総合的かつ効果的な推進 | 国際課               |
| ふくしま地球温暖化対策推進本部    | ふくしま地球温暖化対策推進本部設置要綱    | 地球温暖化への対応を県として積極的かつ総合的に推進                        | 環境共生課             |
| 環境・エネルギー施策推進庁内連絡会議 | 環境・エネルギー施策推進庁内連絡会議設置要綱 | 地球温暖化防止対策の推進及び再生可能エネルギーの導入促進に関する連絡調整及び総合的対策の検討   | 環境共生課<br>(エネルギー課) |

| 名 称                  | 根拠法令等                    | 事項  | 担当課室          |
|----------------------|--------------------------|---|---------------|
| 循環型社会形成庁内推進会議        | 循環型社会形成庁内推進会議設置要綱        | 福島県循環型社会形成推進計画に基づいて実施する各種施策の進行管理等               | 環境共生課         |
| 福島県環境影響評価庁内連絡会議      | 福島県環境影響評価庁内連絡会議設置要綱      | 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に関する事項に係る調整       | 環境共生課         |
| 福島県景観形成推進庁内連絡会議      | 福島県景観形成推進庁内連絡会議設置要綱      | 景観法及び福島県景観条例の運用及び各部局が所掌する景観形成に係る施策・事業の総合的な調整    | 自然保護課         |
| 特定外来生物対応庁内連絡会議       | 特定外来生物対応庁内連絡会議設置要綱       | 特定外来生物による農林水産業や人への被害を防止するための情報交換・意見調整等          | 自然保護課         |
| 生物多様性保全庁内連絡会議        | 生物多様性保全庁内連絡会議設置要綱        | 生物多様性の保全とその持続可能な利用を推進するための各部局の取組の確認及び情報交換・意見調整等 | 自然保護課         |
| 福島県高速交通公害対策連絡会議      | 福島県高速交通公害対策連絡会議設置要綱      | 高速自動車道及び東北新幹線鉄道の騒音振動の公害対策に関する県と沿線市町村の相互連絡・調整    | 水・大気環境課       |
| 化学物質環境対策連絡会議         | 化学物質環境対策連絡会議設置要綱         | 化学物質等による環境汚染問題についての連絡・調整、及び未然防止のための対応協議         | 水・大気環境課       |
| 福島県地下水汚染対策連絡会議       | 福島県地下水汚染対策連絡会議設置要綱       | 有害物質等による地下水汚染対策の連絡・調整                           | 水・大気環境課       |
| 福島県生活排水対策連絡調整会議      | 福島県生活排水対策連絡調整会議設置要綱      | 生活排水対策の推進に関する関係部局の連絡・調整                         | 水・大気環境課       |
| 福島県水環境保全対策連絡調整会議     | 福島県水環境保全対策連絡調整会議設置要綱     | 水環境の保全対策に係る施設等の協議・調整                            | 水・大気環境課       |
| 環境創造戦略拠点整備庁内検討会議     | 環境創造戦略拠点整備庁内検討会議設置要綱     | 環境創造戦略拠点整備に係る総合調整                               | 環境創造センター整備推進室 |
| I A E A 協力プロジェクト連絡会議 | I A E A 協力プロジェクト連絡会議設置要綱 | I A E A との協力プロジェクトに関する調整等                       | 環境創造センター整備推進室 |

| 名称                 | 根拠法令等                  | 事項                          | 担当課室   |
|--------------------|------------------------|-----------------------------|--------|
| 福島県廃棄物不法投棄対策庁内連絡会議 | 福島県廃棄物不法投棄対策庁内連絡会議設置要綱 | 廃棄物不法投棄の未然防止のための企画立案及び情報交換等 | 産業廃棄物課 |
| 除染・廃棄物対策推進会議       | 除染・廃棄物対策推進会議設置要綱       | 除染及び汚染廃棄物等の処理を部局連携して推進      | 除染対策課  |

## ○ 統 計 デ ー タ

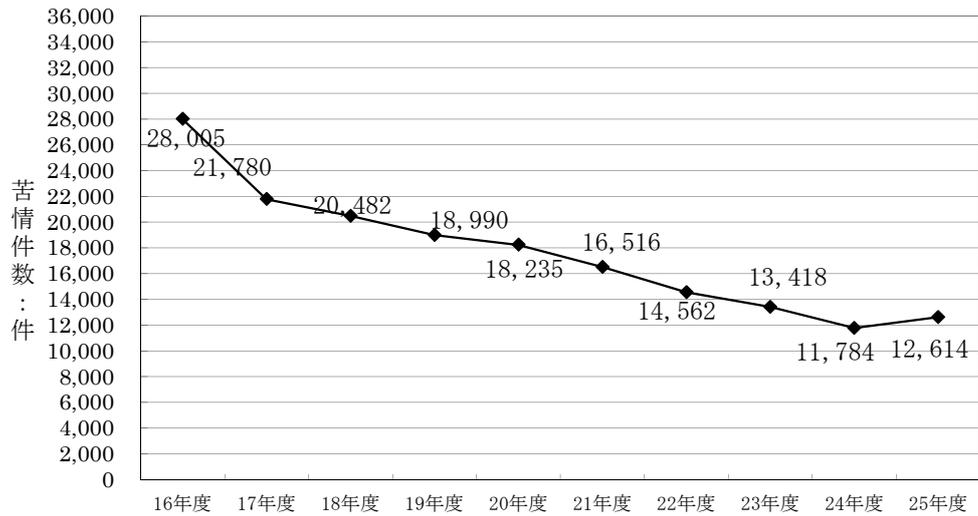
| 資料番号  | 資 料 名                          | 頁   | 課 室 名     |
|-------|--------------------------------|-----|-----------|
| 資料 1  | 消費者苦情・相談件数の推移                  | 101 | 消 費 生 活 課 |
| 資料 2  | 不当景品・不当表示処理状況                  | 101 | 消 費 生 活 課 |
| 資料 3  | 国際婦人年以降の女性問題の動き                | 102 | 男 女 共 生 課 |
| 資料 4  | 県の審議会等における女性委員の割合              | 104 | 男 女 共 生 課 |
| 資料 5  | 乗合バス総系統数、輸送人員と自家用自動車数の推移       | 105 | 生 活 交 通 課 |
| 資料 6  | 福島県の第三セクター鉄道の概要                | 106 | 生 活 交 通 課 |
| 資料 7  | 交通事故の推移                        | 107 | 生 活 交 通 課 |
| 資料 8  | 年齢別・状態別交通事故状況                  | 108 | 生 活 交 通 課 |
| 資料 9  | 在留外国人数の推移                      | 109 | 国 際 課     |
| 資料 10 | 旅券申請件数の推移                      | 110 | 旅 券 室     |
| 資料 11 | 温室効果ガスの総排出量と伸び率                | 112 | 環 境 共 生 課 |
| 資料 12 | 福島県景観条例に基づく行為の届出受理件数           | 113 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 13 | 優良景観形成住民協定一覧                   | 114 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 14 | 国立公園指定状況                       | 115 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 15 | 国定公園指定状況                       | 115 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 16 | 県立自然公園指定状況                     | 115 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 17 | 自然環境保全地域指定状況                   | 116 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 18 | 緑地環境保全地域指定状況                   | 117 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 19 | 野生動植物保護地区                      | 117 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 20 | 鳥獣保護区                          | 118 | 自 然 保 護 課 |
| 資料 21 | 大気汚染常時監視システムの事業区分              | 122 | 水・大気環境課   |
| 資料 22 | 主な大気汚染物質年平均濃度の推移               | 123 | 水・大気環境課   |
| 資料 23 | 生活環境項目（BOD又はCOD）に係る環境基準達成状況の推移 | 124 | 水・大気環境課   |

| 資料番号  | 資料名                         | 頁   | 課室名    |
|-------|-----------------------------|-----|--------|
| 資料 24 | 一般廃棄物処理施設数（浄化槽を除く）          | 125 | 一般廃棄物課 |
| 資料 25 | 浄化槽の年度末設置基数の推移              | 125 | 一般廃棄物課 |
| 資料 26 | ごみ総排出量及び県民一人一日当たりのごみ総排出量の推移 | 125 | 一般廃棄物課 |
| 資料 27 | 産業廃棄物処理業許可件数の推移             | 126 | 産業廃棄物課 |
| 資料 28 | 産業廃棄物処理施設許可（届出）状況           | 127 | 産業廃棄物課 |
| 資料 29 | 産業廃棄物処理業者による処理量             | 127 | 産業廃棄物課 |

### 資料1 消費者苦情・相談件数の推移

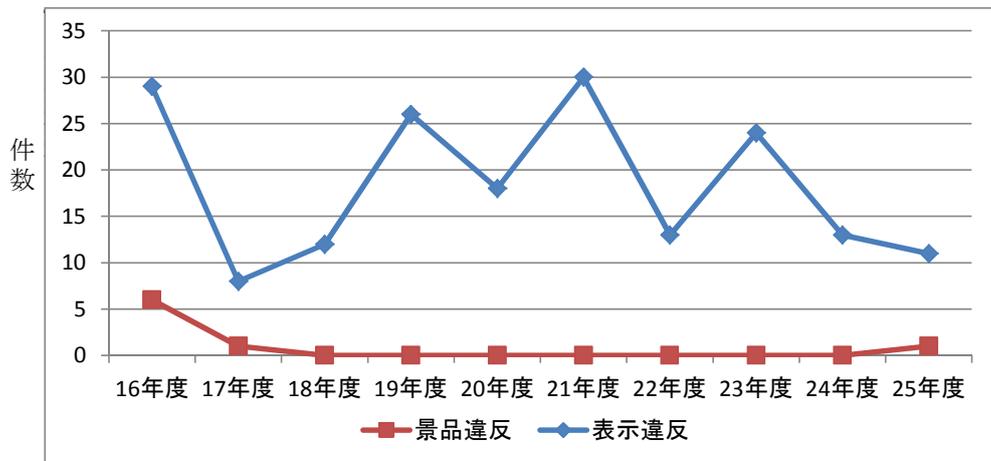
| 区分        | 16年度               | 17年度               | 18年度              | 19年度             | 20年度             | 21年度             | 22年度             | 23年度             | 24年度             | 25年度             |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 相談件数      | 28,005             | 21,780             | 20,482            | 18,990           | 18,235           | 16,516           | 14,562           | 13,418           | 11,784           | 12,614           |
| 県消費生活センター | 15,982<br>(15,617) | 11,611<br>(10,169) | 10,050<br>(9,395) | 9,502<br>(8,789) | 8,597<br>(8,249) | 7,961<br>(7,547) | 7,729<br>(7,271) | 6,949<br>(6,480) | 6,084<br>(5,680) | 6,389<br>(6,011) |
| 市町村       | 18,826             | 9,519              | 10,432            | 9,488            | 9,638            | 8,555            | 6,833            | 6,469            | 5,700            | 6,225            |

(注) 県消費センター欄の下端 ( )内は苦情件数である。  
22年度は、震災により、広野町、楡葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を除く。



### 資料2 不当景品・不当表示処理状況

| 区分   | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 景品違反 | 6    | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 表示違反 | 29   | 8    | 12   | 26   | 18   | 30   | 13   | 24   | 13   | 11   |
| 計    | 35   | 9    | 12   | 26   | 18   | 30   | 13   | 24   | 13   | 12   |



資料3 国際婦人年以降の女性問題の動き

| 年          | 国連の動き  | 日本の動き   | 福島県の動き(年度で記載)   |
|------------|--|---|---|
| 1975年(昭50) | 国連婦人年<br>国際婦人年世界会議<br>(於メキシコシティ)<br>世界行動計画採択       | 婦人問題企画推進本部設置<br>婦人問題企画推進会議開催  |   |
| 1976年(昭51) | 国連婦人   | 民法の一部改正(婚氏統制制度新設)<br>一部の公務員等に対する育児休業法施行   |   |
| 1977年(昭52) |  | 「国内行動計画」策定  |   |
| 1978年(昭53) |  |   | 青少年婦人課と改組<br>婦人関係行政連絡会議設置   |
| 1979年(昭54) |  | 国連総会「女子差別撤廃条約」の採択   |   |
| 1980年(昭55) | 十<br>年<br>一<br>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の採択              | 「女子差別撤廃条約」への署名<br>民法の一部改正<br>(配偶者相続分の引き上げ)  |   |
| 九<br>七     | 「女子差別撤廃条約」発効                                       | 「国内行動計画後期重点目標」策定  | 婦人問題についての意見具申<br>婦人問題協議会設置  |
| 六<br>年     |  |   | 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定<br>婦人問題推進会議設置                              |
| 1984年(昭59) | 一<br>九<br>八<br>五                                   | 戸籍法の改正(父母両系主義)  |   |
| 1985年(昭60) | 国連婦人の十年世界会議<br>(於 ナイロビ)<br>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 「女子差別撤廃条約」批准<br>男女雇用機会均等法成立<br>国民年金法改正(婦人の年金権を保障)                                   | 福島県婦人団体連絡協議会結成<br>(24団体加入)  |
| 1986年(昭61) |  | 婦人問題企画推進有識者会議開催<br>(婦人問題企画推進会議の後身)<br>男女雇用機会均等法施行                                   | 「婦人の意識調査」実施   |
| 1987年(昭62) |  | 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」制定<br>教育課程審議会答申(高等学校家庭科<br>男女必修(平成6年))                       | 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し   |
| 1988年(昭63) |  |   | 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂  |
| 1989年(平元)  |  |   |   |
| 1990年(平2)  | 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択           |   |   |
| 1991年(平3)  |  | 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」(第一次改定)<br>目標年度;平成12年度<br>育児休業法成立                            | 青少年婦人課に「婦人行政係」設置<br>婦人問題企画推進会議と名称変更                                 |
| 1992年(平4)  |  | 育児休業法施行<br>初の婦人問題担当大臣任命   | 「女性に関する意識調査」実施  |
| 1993年(平5)  |  | パートタイム労働法成立<br>「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定                            | 女性総合センター(仮称)整備・検討<br>福島県女性史の編纂着手<br>「ふくしま新世紀女性プラン」策定<br>目標年度;平成12年度 |
| 1994年(平6)  |  | 男女共同参画推進会議設置<br>男女共同参画推進本部設置  | 「ふくしま新世紀女性プラン」施行<br>青少年女性課女性政策室の設置<br>女性問題企画推進会議と名称変更               |
| 1995年(平7)  | 第4回世界女性会議開催<br>「北京宣言及び行動綱領」採択                      | 育児休業等に関する法律の改正<br>(介護休業)<br>ILO156号条約批准<br>(家族的責任を有する労働者の機会等の均等)                    | 女性総合センター(仮称)基本構想策定  |
| 1996年(平8)  |  | 「男女共同参画ビジョン」答申<br>(男女共同参画審議会)<br>「男女共同参画2000年プラン」策定                                 | 女性総合センター(仮称)基本計画策定  |
| 1997年(平9)  |  | 「男女共同参画審議会設置法」施行<br>男女雇用機会均等法の改正<br>労働基準法の改正<br>育児・介護休業法の改正<br>労働省設置法の改正<br>介護保険法成立 | 「福島県女性史」刊行  |

| 年          | 国連の動き  | 日本の動き   | 福島県の動き(年度で記載)   |
|------------|--|---|---|
| 1998年(平10) |  | 「男女共同参画社会基本法」を国会に提出   | 女性総合センター(仮称)着工  |
| 1999年(平11) |  | 改正男女雇用機会均等法施行<br>「男女共同参画社会基本法」公布・施行   | 「男女共同参画に関する意識調査実施   |
| 2000年(平12) | 国連特別総会「女性2000年会議」(於ニューヨーク)   | 「男女共同参画基本計画」策定  | 男女共生センター開館<br>群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催(於 会津大学)<br>「ふくしま男女共同参画プラン」策定   |
| 2001年(平13) |  | 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行   | 県民生活課人権・男女共同参画グループの設置<br>「男女共同参画推進会議」と名称変更<br>「ふくしま男女共同参画プラン」施行<br>男女共同参画推進連携会議設置<br>「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定<br>「男女共同参画推進会議」廃止        |
| 2002年(平14) |  | 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の被害者の保護に関する法律」完全施行   | 男女共同参画の推進に関する施策等に対する意見の申出制度スタート<br>県民環境室人権・男女共同参画グループに改編<br>「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進員」設置<br>男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催(於 男女共生センター) |
| 2003年(平15) |  | 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定<br>「男女共同参画社会の将来像」検討会開催<br>第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議  | 県民環境総務領域人権男女共生グループに改編<br>うつくしま未来を拓く男女共生公募レポート2003研究成果発表・シンポジウム開催  |
| 2004年(平16) |  | 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」<br>男女共同参画社会の将来像検討会報告書<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の被害者の保護に関する法律」一部改正                            | 男女共同参画グローバル政策対話<br>「男女共同参画に関する意識調査」実施   |
| 2005年(平17) | 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(於ニューヨーク)  | 「男女共同参画基本計画(第2次)改定次世代育成支援対策推進法(次世代法)全面施行<br>育児・介護休業法の改正   | 男女共生ふくしまサミット開催(於 ビッグバレットふくしま)<br>「ふくしま男女共同参画プラン」改訂<br>「福島県男女共同参画行政連絡会議」廃止<br>「福島県男女共同参画推進本部」設置  |
| 2006年(平18) |  | 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」<br>「男女雇用機会均等法」改正   | めざせ理工系ガール〜科学ってこんなに魅力的!〜開催(於 会津大学)   |
| 2007年(平19) |  | 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正公布   | 「次代の親づくり推進啓発プロジェクト」実施   |
| 2008年(平20) |  | 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置<br>女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出<br>改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行  | 人権男女共生課に改編<br>「男女共同参画に関する意識調査」実施  |
| 2009年(平21) |  | DV相談ナビ開始<br>平成21年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催<br>女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議  | 「ふくしま男女共同参画プラン」(H21改定)策定  |
| 2010年(平22) | 第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(於ニューヨーク)   | 我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合開催<br>「第3次男女共同参画基本計画」策定  | 男女共生センター開館10周年  |
| 2011年(平23) | UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足   | 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出(8月)<br>女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告(8月)についての同委員会評価採択(11月)                                       |   |
| 2012年(平24) | 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択  | 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画<br>「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」決定   | 人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編<br>「ふくしま男女共同参画プラン」(H24年度改定)策定   |
| 2013年(平25) |  | 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定<br>若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正   |   |
| 2014年(平26) | 国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施<br>世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、安倍総理が、「2020年まで指導的地位にいる3割を女性にする」旨宣言 | 第186回国会施政方針演説(内閣総理大臣)で、①全ての女性が活躍できる社会を創る<br>②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から全体で3割にする<br>と発言<br>女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定 | 「女性活躍促進セミナー」実施<br>「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施  |

### 資料4 県の審議会等における女性委員の割合

平成26年4月1日現在

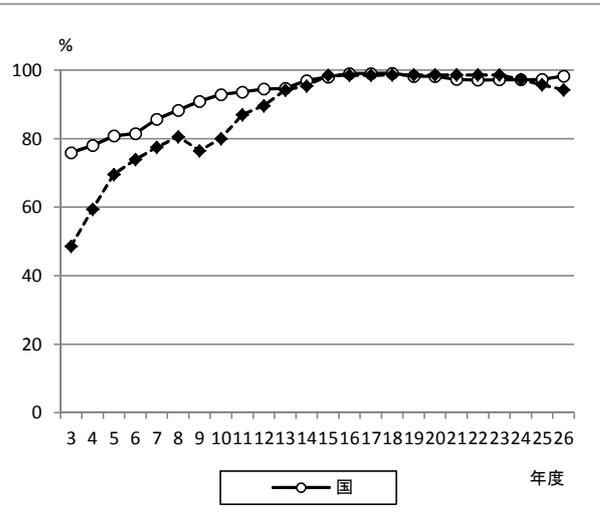
|         | 審議会等の数 |              |       |       | 審議会等の委員数 |         |       |       |
|---------|--------|--------------|-------|-------|----------|---------|-------|-------|
|         | 総数     | うち女性委員を含む組織数 | 比率(%) | 前年比   | 総数       | うち女性委員数 | 比率(%) | 前年比   |
| 各種委員(会) | 9      | 8            | 88.9  | 0.0   | 67       | 19      | 28.4  | 0.0   |
| 附属機関    | 61     | 58           | 95.1  | △ 1.6 | 899      | 326     | 36.3  | △ 0.3 |
| 総計      | 70     | 66           | 94.3  | △ 1.4 | 966      | 345     | 35.7  | △ 0.3 |

(注) 各種委員(会)は、地方自治法第180条の5による設置の執行機関としての委員(会)等  
附属機関は、地方自治法第202条の3等による設置の附属機関及び条例による設置の附属機関

### 女性委員を含む審議会等の割合

(単位：%)

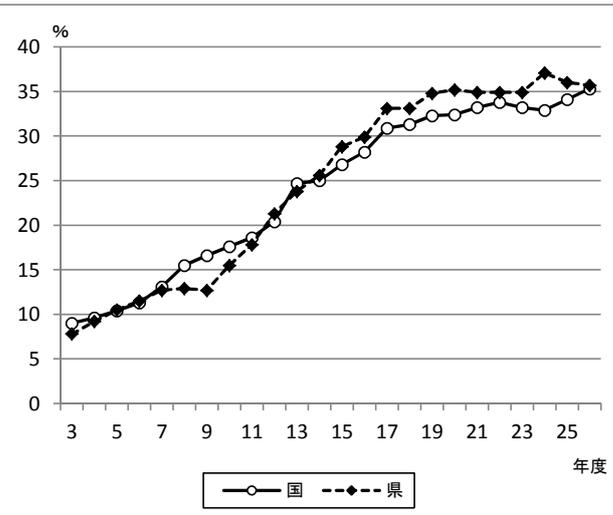
| 年度  | 国    | 県    |
|-----|------|------|
| 3年  | 75.9 | 48.6 |
| 4年  | 78.0 | 59.4 |
| 5年  | 80.8 | 69.6 |
| 6年  | 81.5 | 73.9 |
| 7年  | 85.7 | 77.5 |
| 8年  | 88.3 | 80.6 |
| 9年  | 90.9 | 76.5 |
| 10年 | 92.9 | 80.0 |
| 11年 | 93.6 | 87.0 |
| 12年 | 94.5 | 89.6 |
| 13年 | 94.7 | 94.2 |
| 14年 | 97.0 | 95.4 |
| 15年 | 98.0 | 98.5 |
| 16年 | 99.0 | 98.5 |
| 17年 | 99.0 | 98.5 |
| 18年 | 99.1 | 98.6 |
| 19年 | 98.2 | 98.6 |
| 20年 | 98.2 | 98.6 |
| 21年 | 97.3 | 98.6 |
| 22年 | 97.1 | 98.6 |
| 23年 | 97.2 | 98.6 |
| 24年 | 97.2 | 97.3 |
| 25年 | 97.3 | 95.7 |
| 26年 | 98.3 | 94.3 |



### 女性委員の割合

(単位：%)

| 年度  | 国    | 県    |
|-----|------|------|
| 3年  | 9.0  | 7.8  |
| 4年  | 9.6  | 9.2  |
| 5年  | 10.4 | 10.5 |
| 6年  | 11.3 | 11.5 |
| 7年  | 13.1 | 12.7 |
| 8年  | 15.5 | 12.9 |
| 9年  | 16.6 | 12.7 |
| 10年 | 17.6 | 15.5 |
| 11年 | 18.6 | 17.8 |
| 12年 | 20.4 | 21.3 |
| 13年 | 24.7 | 23.8 |
| 14年 | 25.0 | 25.6 |
| 15年 | 26.8 | 28.8 |
| 16年 | 28.2 | 29.9 |
| 17年 | 30.9 | 33.1 |
| 18年 | 31.3 | 33.1 |
| 19年 | 32.3 | 34.8 |
| 20年 | 32.4 | 35.2 |
| 21年 | 33.2 | 34.9 |
| 22年 | 33.8 | 34.9 |
| 23年 | 33.2 | 36.4 |
| 24年 | 32.9 | 37.1 |
| 25年 | 34.1 | 36.0 |
| 26年 | 35.3 | 35.7 |



(注) 調査時点

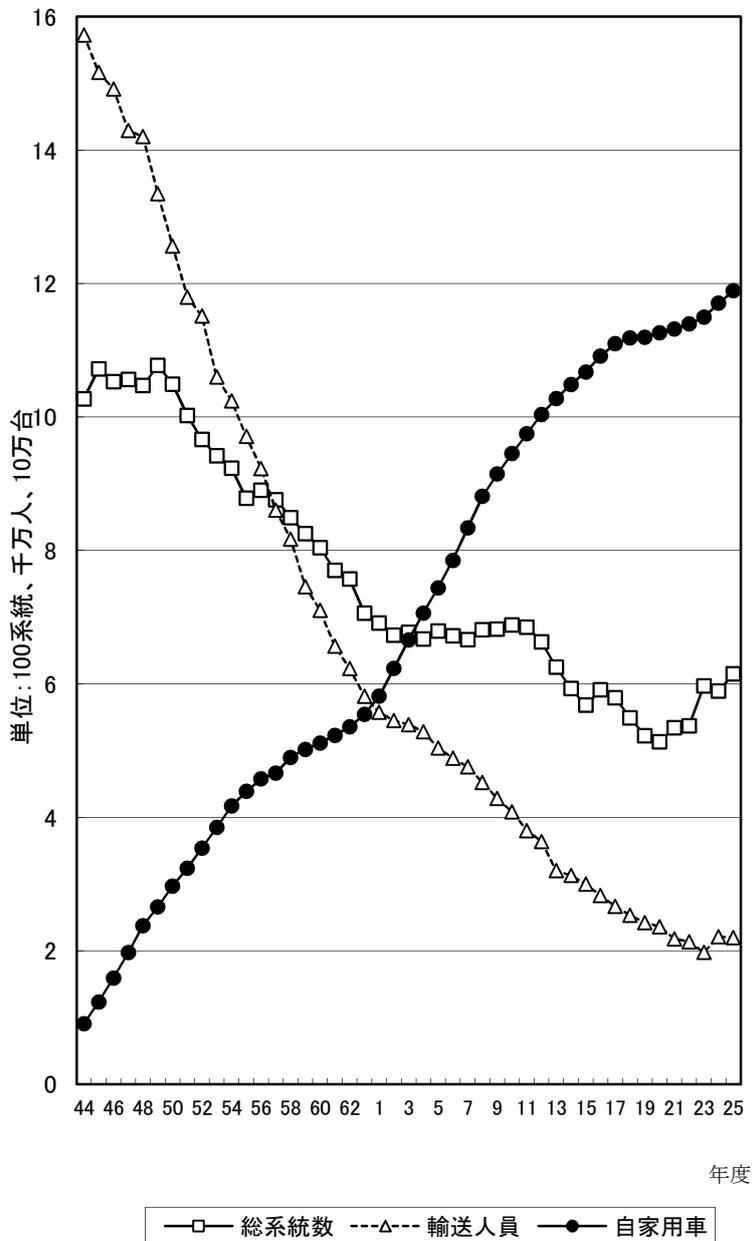
国は各年9月30日(ただし平成13年度以前は3月31日)。

県は各年4月1日(ただし平成10年度は5月1日)。

資料5 乗合バス総系統数、輸送人員と自家用自動車数の推移

(単位：系統／1,000人／台)

| 年度 | 総系統数  | 輸送人員    | 自家用車      |
|----|-------|---------|-----------|
| 44 | 1,027 | 157,251 | 90,403    |
| 45 | 1,072 | 151,637 | 123,326   |
| 46 | 1,053 | 149,175 | 159,112   |
| 47 | 1,056 | 142,913 | 197,136   |
| 48 | 1,047 | 142,014 | 237,507   |
| 49 | 1,077 | 133,461 | 265,726   |
| 50 | 1,049 | 125,618 | 296,935   |
| 51 | 1,002 | 117,964 | 323,823   |
| 52 | 966   | 115,120 | 353,830   |
| 53 | 942   | 105,994 | 384,829   |
| 54 | 923   | 102,420 | 416,675   |
| 55 | 878   | 97,083  | 438,907   |
| 56 | 890   | 92,288  | 457,353   |
| 57 | 876   | 86,044  | 466,418   |
| 58 | 849   | 81,677  | 489,654   |
| 59 | 825   | 74,554  | 501,670   |
| 60 | 804   | 71,029  | 511,328   |
| 61 | 770   | 65,654  | 522,775   |
| 62 | 757   | 62,296  | 535,479   |
| 63 | 706   | 58,153  | 554,139   |
| 1  | 691   | 55,748  | 581,499   |
| 2  | 673   | 54,498  | 623,288   |
| 3  | 677   | 53,870  | 665,919   |
| 4  | 667   | 52,852  | 705,739   |
| 5  | 679   | 50,391  | 743,867   |
| 6  | 672   | 48,880  | 785,030   |
| 7  | 666   | 47,559  | 833,506   |
| 8  | 681   | 45,245  | 880,831   |
| 9  | 682   | 42,826  | 914,387   |
| 10 | 688   | 40,825  | 944,920   |
| 11 | 685   | 38,025  | 974,621   |
| 12 | 663   | 36,387  | 1,003,519 |
| 13 | 625   | 32,011  | 1,027,420 |
| 14 | 593   | 31,300  | 1,048,637 |
| 15 | 568   | 30,000  | 1,067,333 |
| 16 | 591   | 28,287  | 1,091,180 |
| 17 | 579   | 26,660  | 1,109,608 |
| 18 | 549   | 25,310  | 1,118,241 |
| 19 | 522   | 24,229  | 1,119,366 |
| 20 | 513   | 23,622  | 1,125,882 |
| 21 | 534   | 21,793  | 1,131,959 |
| 22 | 537   | 21,374  | 1,139,304 |
| 23 | 597   | 19,761  | 1,149,246 |
| 24 | 589   | 22,119  | 1,170,356 |
| 25 | 615   | 21,999  | 1,189,117 |



資料6 福島県の第三セクター鉄道の概要

(平成26年3月31日現在)

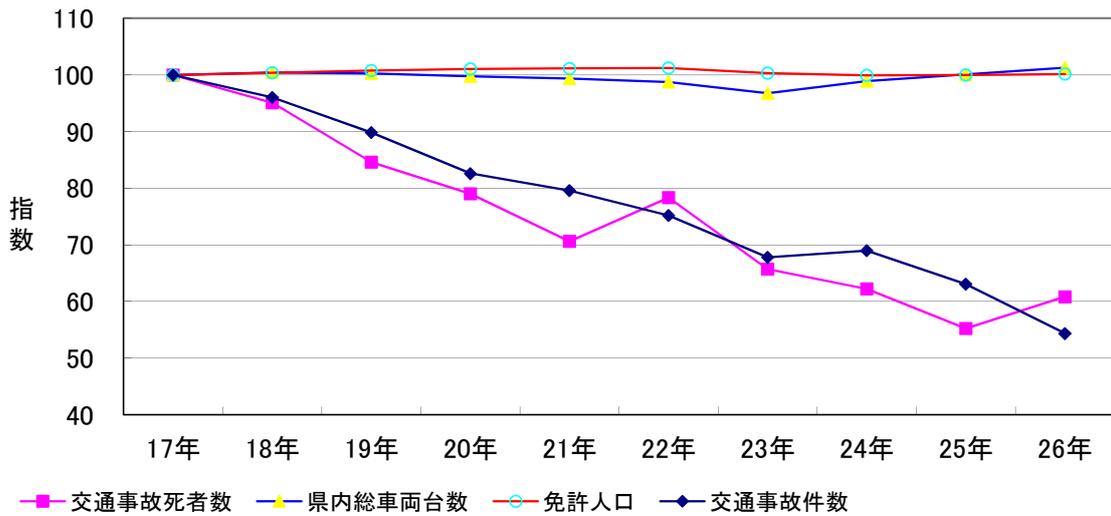
| 会社名<br>(沿線名)             | 阿武隈急行(株)<br>(阿武隈急行線)  | 会津鉄道(株)<br>(会津線)   | 野岩鉄道(株)<br>(会津鬼怒川線)  | 福島臨海鉄道(株)<br>(貨物線)                                      |
|--------------------------|---|--|--|---|
| 営業区間                     | 福島～槻木   | 西若松～会津高原尾瀬口  | 会津高原尾瀬口～新藤原  | 泉～小名浜   |
| 延長(m)                    | 54,900  | 57,400   | 30,733   | 5,400   |
| 橋りょう                     | 3,667   | 1,787  | 2,830  |   |
| トンネル                     | 6,424   | 6,225  | 17,623   |   |
| 駅数                       | 24  | 21   | 9  | 3   |
| 会社設立                     | 昭和59年4月5日   | 昭和61年11月10日  | 昭和56年11月20日  | 大正4年6月2日  |
| 開業                       | 先行開業 S61.7.1<br>全線開業 S63.7.1  | 昭和62年7月16日   | 昭和61年10月9日   | 大正4年6月2日  |
| 資本金(億円)                  | 15  | 15   | 10   | 4.3   |
| 授權資本                     | 20  | 20   | 10   | 4.8   |
| 県出資率(%)                  | 28.0  | 31.7   | 26.3   | 29.7  |
| 職員数(人)<br>(H26.3.31現在)   | 78  | 58   | 45   | 97 鉄道 38<br>自動車 59                                      |
| 線路規格                     | 複線(福島～矢野目)・電化<br>単線(矢野目～槻木)・電化<br>※全線電化   | 単線・非電化<br>(15.4km電化)<br>※会津田島～会津高原<br>尾瀬口15.4km電化  | 単線・電化<br>※全線電化   | 単線・非電化<br>※全線非電化  |
| 保有車両                     | 電車 21両  | ディーゼル 13両<br>電車 2両   | 電車 6両  | ディーゼル 3両  |
| 運転本数                     | 福島～槻木 13往14復<br>福島～角田 1往復<br>福島～富野 13往6復<br>福島～梁川 3往8復<br>梁川～槻木 1往2復<br>梁川～仙台 2往復<br>丸森～槻木 7往6復<br>梁川～富野 1復 | 若松～田島 12往11復<br>※土休日 11往10復<br>若松～尾瀬口 1復<br>若松～鬼怒川 2往復<br>※内1往復は喜多方乗入(土休日)<br>若松～日光 1往復<br>田島～尾瀬口 2往1復<br>田島～新藤原 3往2復<br>田島～下今市 1往復<br>田島～新栃木 4往1復<br>田島～栃木 1復<br>田島～浅草 4往7復 | 新藤原～会津高原<br>18往復<br>※内15往復<br>会津鉄道ディーゼル乗入<br>※東武・会津と共同<br>運行のため、始発<br>(終着)は浅草、下今市、田島、尾瀬口等<br>となっている。 | 泉～小名浜 3往復   |
| 平成25年度1日当たり<br>輸送人員(人/日) | 2,584,565<br>1,488,808<br>1,095,757   | 545,819<br>240,570<br>305,249  | 387,135<br>24,120<br>363,015   | ※貨物輸送(t)<br>1,120,531<br>鉄道 268,323<br>自動車 852,208      |
| 内定期<br>内定期外              | 7,081<br>4,079<br>3,002   | 1,495<br>659<br>836  | 1,061<br>66<br>995   | (t/日)<br>3,070<br>鉄道 735<br>自動車 2,335                   |
| 平成25年度<br>旅客運輸収入(千円)     | 698,971<br>309,488<br>389,483   | 322,456<br>74,942<br>247,514   | 230,824<br>5,587<br>225,237  | 1,345,270<br>鉄道 282,000<br>自動車 1,042,910<br>システム 20,360 |
| 営業<br>係数                 | 旧国鉄時代 700<br>平成25年度 114<br>平成24年度 111<br>平成23年度 130   | 427<br>141<br>136<br>143   | — (新線)<br>179<br>171<br>183  |   |

(注) 1. 営業係数とは、100円の収益を得るために必要な費用の額である。(経常費用/経常収益)×100

資料7 交通事故の推移

(単位：人／件／台)

|         |       | 17年       | 18年       | 19年       | 20年       | 21年       | 22年       | 23年       | 24年       | 25年       | 26年       |
|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 交通事故    | 件数    | 14,186    | 13,627    | 12,744    | 11,717    | 11,287    | 10,665    | 9,618     | 9,789     | 8,948     | 7,710     |
|         | 指数    | 100       | 96        | 90        | 83        | 80        | 75        | 68        | 69        | 63        | 54        |
|         | 死者    | 143       | 136       | 121       | 113       | 101       | 112       | 94        | 89        | 79        | 87        |
|         | 指数    | 100       | 95        | 85        | 79        | 71        | 78        | 66        | 62        | 55        | 61        |
| 傷者      | 人数    | 18,164    | 17,353    | 16,245    | 14,659    | 14,242    | 13,253    | 11,855    | 12,188    | 11,061    | 9,450     |
|         | 指数    | 100       | 96        | 89        | 81        | 78        | 73        | 65        | 67        | 61        | 52        |
| 車両      | 県内総台数 | 1,769,212 | 1,777,232 | 1,774,393 | 1,764,963 | 1,757,835 | 1,747,145 | 1,712,410 | 1,750,135 | 1,770,580 | 1,791,963 |
|         | 指数    | 100       | 100       | 100       | 100       | 99        | 99        | 97        | 99        | 100       | 101       |
| 台数      | 陸運台数  | 1,555,252 | 1,569,725 | 1,572,924 | 1,568,799 | 1,565,208 | 1,565,212 | 1,567,029 | 1,574,143 | 1,598,443 | 1,624,195 |
|         | 指数    | 100       | 101       | 101       | 101       | 101       | 101       | 101       | 101       | 103       | 104       |
| 自動車1万台  |       | 80        | 77        | 72        | 66        | 64        | 61        | 56        | 56        | 51        | 43        |
| 当りの件数   | 指数    | 100       | 96        | 90        | 83        | 80        | 76        | 70        | 70        | 63        | 54        |
| 免許人口    | 人数    | 1,306,131 | 1,311,269 | 1,316,158 | 1,319,878 | 1,321,188 | 1,322,334 | 1,310,410 | 1,305,412 | 1,306,025 | 1,308,015 |
|         | 指数    | 100       | 100       | 101       | 101       | 101       | 101       | 100       | 100       | 100       | 100       |
| 免許人口1万人 |       | 109       | 104       | 97        | 89        | 85        | 81        | 73        | 75        | 69        | 59        |
| 当りの件数   | 指数    | 100       | 96        | 89        | 82        | 79        | 74        | 68        | 69        | 63        | 54        |

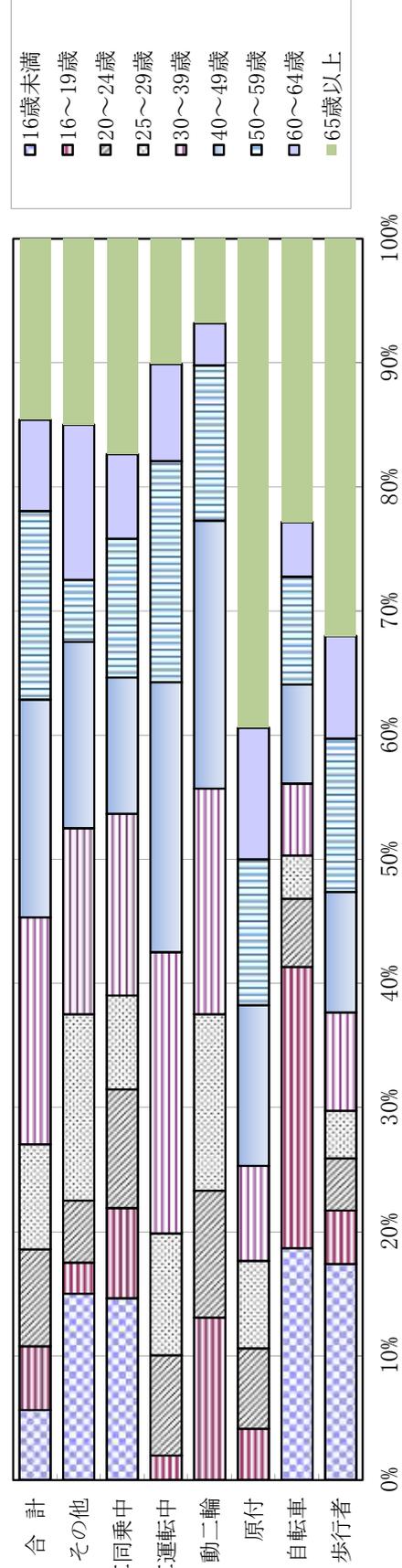


資料8 年齢別・状態別交通事故状況(平成26年)

(単位:人)

|        | 歩行者 |     | 自転車 |     | 原付 |     | 自動二輪 |    | 自動車運転中 |       | 自動車同乗中 |       | その他 |    | 合計 |       |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|-----|------|----|--------|-------|--------|-------|-----|----|----|-------|
|        | 死者  | 傷者  | 死者  | 傷者  | 死者 | 傷者  | 死者   | 傷者 | 死者     | 傷者    | 死者     | 傷者    | 死者  | 傷者 | 死者 | 傷者    |
| 16歳未満  | 0   | 96  | 0   | 130 | 0  | 0   | 0    | 0  | 0      | 0     | 1      | 238   | 0   | 2  | 1  | 466   |
| 16～19歳 | 1   | 35  | 0   | 187 | 0  | 6   | 0    | 11 | 0      | 105   | 4      | 115   | 0   | 1  | 5  | 460   |
| 20～24歳 | 3   | 30  | 0   | 52  | 0  | 10  | 0    | 17 | 1      | 486   | 0      | 153   | 0   | 3  | 4  | 751   |
| 25～29歳 | 0   | 27  | 0   | 26  | 0  | 9   | 1    | 13 | 2      | 593   | 2      | 129   | 0   | 0  | 5  | 797   |
| 30～39歳 | 0   | 66  | 0   | 42  | 0  | 16  | 2    | 38 | 3      | 1,429 | 0      | 224   | 0   | 2  | 5  | 1,814 |
| 40～49歳 | 1   | 81  | 0   | 44  | 0  | 15  | 1    | 41 | 6      | 1,294 | 3      | 188   | 0   | 3  | 11 | 1,666 |
| 50～59歳 | 1   | 94  | 0   | 87  | 0  | 11  | 1    | 31 | 6      | 1,027 | 1      | 175   | 0   | 1  | 9  | 1,426 |
| 60～64歳 | 1   | 52  | 1   | 42  | 0  | 13  | 0    | 6  | 2      | 435   | 0      | 109   | 0   | 2  | 4  | 659   |
| 65歳以上  | 11  | 245 | 5   | 195 | 2  | 63  | 65   | 1  | 11     | 630   | 5      | 262   | 0   | 5  | 43 | 1,411 |
| 合計     | 18  | 726 | 6   | 805 | 2  | 143 | 145  | 6  | 168    | 174   | 39     | 1,593 | 0   | 19 | 87 | 9,450 |

状態別年齢割合(死傷者)



### 資料9 在留外国人数の推移

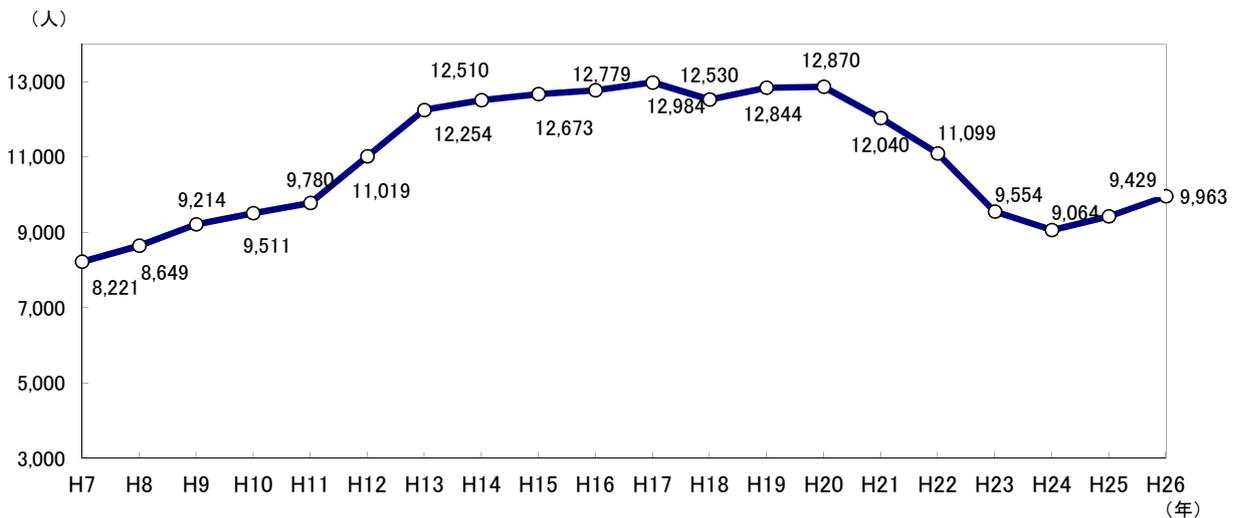
単位：人、年

|       | H7    | H8    | H9    | H10   | H11   | H12    | H13    | H14    | H15    | H16    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 韓国朝鮮  | 2,133 | 2,103 | 2,087 | 2,087 | 2,060 | 2,060  | 2,095  | 2,081  | 2,047  | 2,010  |
| フィリピン | 1,673 | 1,697 | 1,569 | 1,772 | 2,109 | 2,620  | 3,100  | 3,256  | 3,198  | 3,149  |
| 中国    | 1,563 | 1,780 | 2,072 | 2,339 | 2,651 | 3,189  | 3,861  | 4,071  | 4,395  | 4,623  |
| ブラジル  | 1,145 | 1,330 | 1,725 | 1,552 | 1,232 | 1,297  | 1,130  | 924    | 838    | 744    |
| 米国    | 381   | 366   | 381   | 398   | 362   | 282    | 303    | 288    | 299    | 282    |
| その他   | 1,326 | 1,373 | 1,380 | 1,363 | 1,366 | 1,376  | 1,765  | 1,890  | 1,896  | 1,971  |
| 県計    | 8,221 | 8,649 | 9,214 | 9,511 | 9,780 | 11,019 | 12,254 | 12,510 | 12,673 | 12,779 |
| 増加率   | 5.3%  | 5.2%  | 6.5%  | 3.2%  | 2.8%  | 12.7%  | 11.2%  | 2.1%   | 1.3%   | 0.8%   |

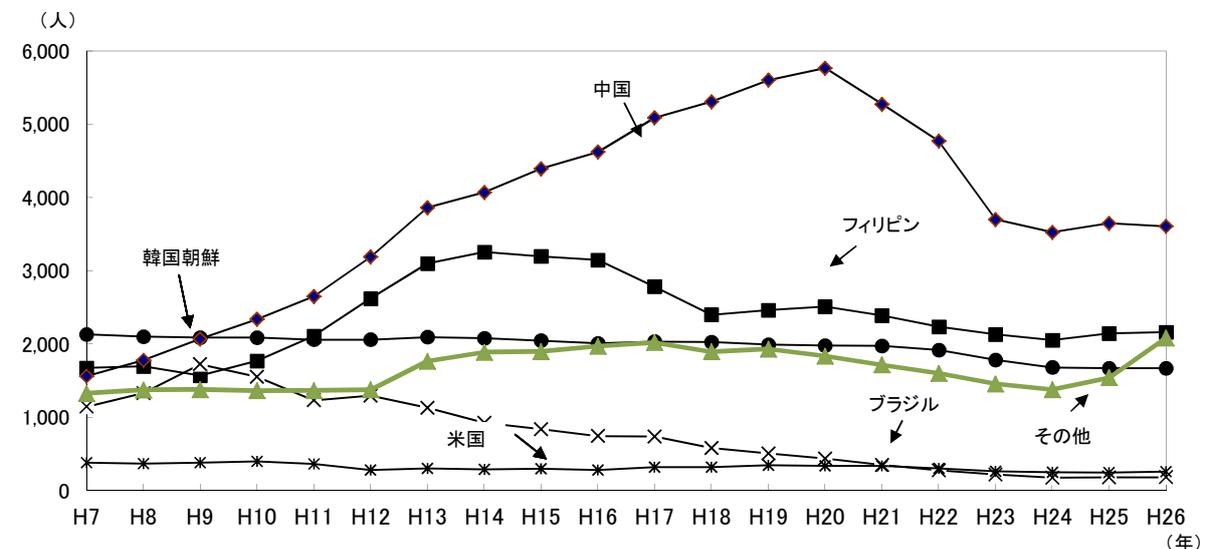
|       | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24   | H25   | H26   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 韓国朝鮮  | 2,034  | 2,026  | 1,993  | 1,980  | 1,976  | 1,918  | 1,785  | 1,681 | 1,669 | 1,672 |
| フィリピン | 2,784  | 2,400  | 2,465  | 2,512  | 2,389  | 2,236  | 2,131  | 2,054 | 2,144 | 2,162 |
| 中国    | 5,090  | 5,310  | 5,604  | 5,768  | 5,274  | 4,771  | 3,701  | 3,527 | 3,649 | 3,607 |
| ブラジル  | 736    | 579    | 505    | 436    | 348    | 275    | 219    | 174   | 179   | 182   |
| 米国    | 319    | 320    | 346    | 337    | 337    | 300    | 262    | 251   | 246   | 257   |
| その他   | 2,021  | 1,895  | 1,931  | 1,837  | 1,716  | 1,599  | 1,456  | 1,377 | 1,542 | 2,083 |
| 県計    | 12,984 | 12,530 | 12,844 | 12,870 | 12,040 | 11,099 | 9,554  | 9,064 | 9,429 | 9,963 |
| 増加率   | 1.6%   | -3.5%  | 2.5%   | 0.2%   | -6.4%  | -7.8%  | -13.9% | -5.1% | 4.0%  | 1.1%  |

※各年12月末現在

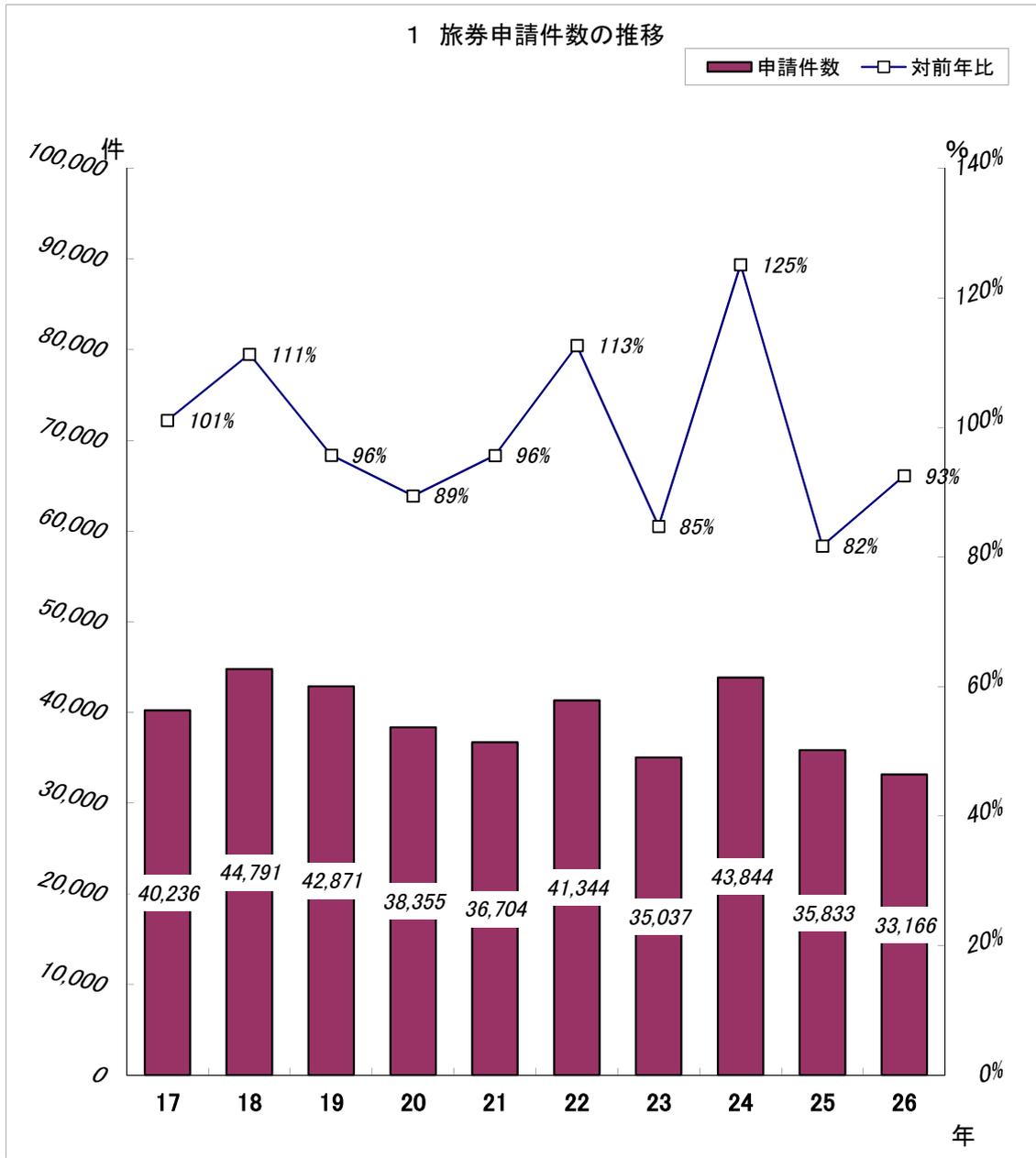
#### 【在留外国人数の推移】



#### 【国籍別の内訳】



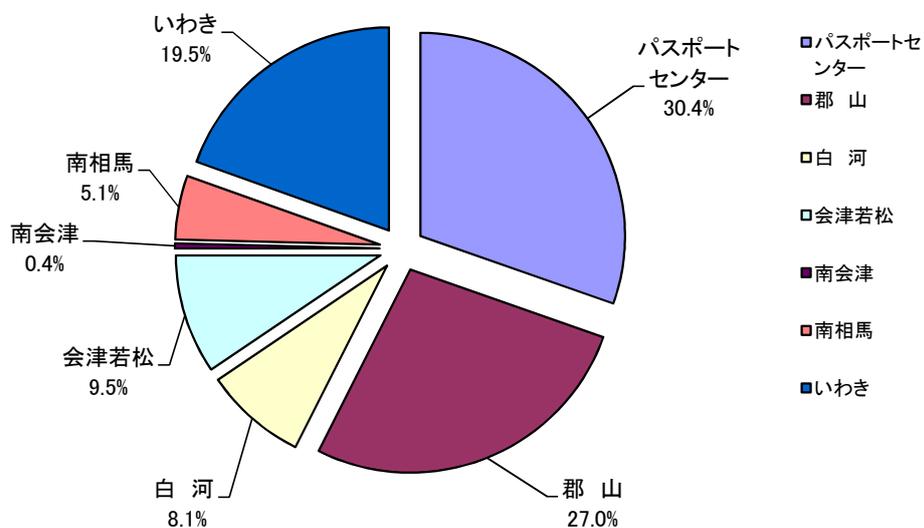
資料10 旅券申請件数の推移



1 旅券申請件数の推移

| 年    | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     | 23     | 24     | 25     | 26     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請件数 | 40,236 | 44,791 | 42,871 | 38,355 | 36,704 | 41,344 | 35,037 | 43,844 | 35,833 | 33,166 |
| 対前年比 | 101%   | 111%   | 96%    | 89%    | 96%    | 113%   | 85%    | 125%   | 82%    | 93%    |

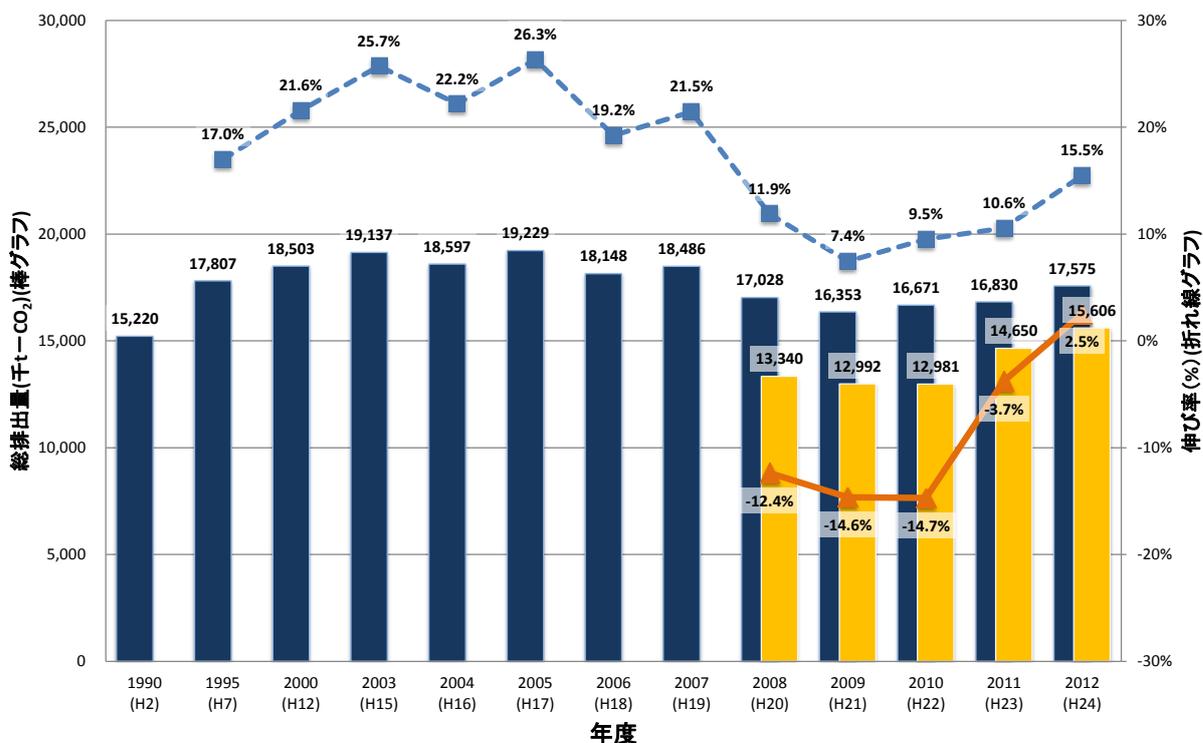
## 2 平成26年旅券窓口別申請件数



## 2 平成26年旅券窓口別申請件数

| 窓口        | 件数     | 構成比    |
|-----------|--------|--------|
| パスポートセンター | 10,084 | 30.4%  |
| 郡山        | 8,949  | 27.0%  |
| 白河        | 2,687  | 8.1%   |
| 会津若松      | 3,154  | 9.5%   |
| 南会津       | 149    | 0.4%   |
| 南相馬       | 1,678  | 5.1%   |
| いわき       | 6,465  | 19.5%  |
| 計         | 33,166 | 100.0% |

## 資料11 温室効果ガスの総排出量と伸び率



※ 濃い棒グラフ及び点線の折れ線グラフは、それぞれ京都メカニズムや森林吸収を含めない総排出量及び伸び率を示し、薄い棒グラフ及び実線の折れ線グラフは、それぞれ京都メカニズムや森林吸収を含む総排出量及び伸び率を示す。

### 温室効果ガス排出量の内訳

| 年度              | 1990 (H2) 1995 (H7) 2000 (H12) 2003 (H15) 2004 (H16) 2005 (H17) 2006 (H18) 2007 (H19) 2008 (H20) 2009 (H21) 2010 (H22) 2011 (H23) 2012 (H24) |                    |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 2012年度の<br>結果<br>(1990年度比・<br>1995年度比) |        |
|-----------------|--|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--------|
|                 | 二酸化炭素  | 千t-CO <sub>2</sub> | 13,336 | 15,941 | 16,859 | 17,671 | 17,184 | 17,840 | 16,716 | 17,027 | 15,556 | 14,978 | 15,261 | 15,562                                 | 16,311 |
|                 | 構成比%   | 87.6%              | 89.5%  | 91.1%  | 92.3%  | 92.4%  | 92.8%  | 92.1%  | 92.1%  | 91.4%  | 91.6%  | 91.5%  | 92.5%  | 92.8%                                  |        |
| メタン             | 千t-CO <sub>2</sub>   | 572                | 570    | 489    | 481    | 481    | 475    | 469    | 474    | 466    | 459    | 450    | 387    | 362                                    | -36.8% |
|                 | 構成比%   | 3.8%               | 3.2%   | 2.6%   | 2.5%   | 2.6%   | 2.5%   | 2.6%   | 2.6%   | 2.7%   | 2.8%   | 2.7%   | 2.3%   | 2.1%                                   |        |
| 一酸化二窒素          | 千t-CO <sub>2</sub>   | 387                | 371    | 329    | 313    | 307    | 302    | 299    | 302    | 294    | 292    | 288    | 276    | 232                                    | -40.1% |
|                 | 構成比%   | 2.5%               | 2.1%   | 1.8%   | 1.6%   | 1.7%   | 1.6%   | 1.6%   | 1.6%   | 1.7%   | 1.8%   | 1.7%   | 1.6%   | 1.3%                                   |        |
| HFCs            | 千t-CO <sub>2</sub>   | 339                | 339    | 355    | 262    | 203    | 198    | 220    | 247    | 272    | 297    | 322    | 310    | 361                                    | 6.6%   |
|                 | 構成比%   | 2.2%               | 1.9%   | 1.9%   | 1.4%   | 1.1%   | 1.0%   | 1.2%   | 1.3%   | 1.6%   | 1.8%   | 1.9%   | 1.8%   | 2.1%                                   |        |
| PFCs            | 千t-CO <sub>2</sub>   | 302                | 302    | 335    | 310    | 324    | 330    | 352    | 354    | 373    | 294    | 317    | 269    | 284                                    | -6.1%  |
|                 | 構成比%   | 2.0%               | 1.7%   | 1.8%   | 1.6%   | 1.7%   | 1.7%   | 1.9%   | 1.9%   | 2.2%   | 1.8%   | 1.9%   | 1.6%   | 1.6%                                   |        |
| SF <sub>6</sub> | 千t-CO <sub>2</sub>   | 284                | 284    | 136    | 100    | 98     | 84     | 92     | 82     | 67     | 33     | 33     | 25     | 25                                     | -91.2% |
|                 | 構成比%   | 1.9%               | 1.6%   | 0.7%   | 0.5%   | 0.5%   | 0.4%   | 0.5%   | 0.4%   | 0.4%   | 0.2%   | 0.2%   | 0.1%   | 0.1%                                   |        |
| 小計              | 千t-CO <sub>2</sub>   | 15,220             | 17,807 | 18,503 | 19,137 | 18,597 | 19,229 | 18,148 | 18,486 | 17,028 | 16,353 | 16,671 | 16,830 | 17,575                                 | 15.5%  |
| 森林吸収            | 千t-CO <sub>2</sub>   |                    |        |        |        |        |        |        |        | 1,852  | 1,339  | 2,119  | 2,167  | 1,459                                  | —      |
| 京都メカニズム         | 千t-CO <sub>2</sub>   |                    |        |        |        |        |        |        |        | 1,836  | 2,022  | 1,571  | 13     | 510                                    | —      |
| 合計              | 千t-CO <sub>2</sub>   | 15,220             | 17,807 | 18,503 | 19,137 | 18,597 | 19,229 | 18,148 | 18,486 | 13,340 | 12,992 | 12,981 | 14,650 | 15,606                                 | 2.5%   |

※代替フロン等3ガスは1995年度を基準年度としている。

※森林吸収量は林野庁算定データ。

※京都メカニズム：京都議定書で導入された目標達成の補助的手段として、クレジット購入等の市場原理を活用し排出量を削減したとみなす仕組み。

※森林吸収：森林の二酸化炭素吸収量を排出量削減に活用する仕組み。

## 資料12 福島県景観条例に基づく行為の届出受理件数

### 1 景観形成重点地域における行為の届出受理件数

(単位：件)

| 年度   | 建築物 | 工作物 | 土地 | 鉱物 | 物品 | 木竹の伐採 | 合計  |
|------|-----|-----|----|----|----|-------|-----|
| 13年度 | 11  | 100 | 1  | 0  | 2  | 0     | 114 |
| 14年度 | 26  | 207 | 6  | 0  | 2  | 0     | 241 |
| 15年度 | 22  | 100 | 3  | 0  | 0  | 3     | 128 |
| 16年度 | 11  | 116 | 3  | 0  | 3  | 2     | 135 |
| 17年度 | 11  | 89  | 1  | 0  | 1  | 0     | 102 |
| 18年度 | 18  | 149 | 4  | 0  | 0  | 2     | 173 |
| 19年度 | 12  | 159 | 2  | 0  | 1  | 3     | 177 |
| 20年度 | 6   | 132 | 1  | 0  | 0  | 1     | 140 |
| 21年度 | 12  | 68  | 2  | 0  | 1  | 5     | 88  |
| 22年度 | 19  | 74  | 3  | 0  | 0  | 2     | 98  |
| 23年度 | 22  | 36  | 0  | 0  | 0  | 1     | 59  |
| 24年度 | 3   | 19  | 0  | 0  | 0  | 0     | 22  |
| 25年度 | 16  | 106 | 0  | 0  | 0  | 3     | 125 |

(注1) 平成26年3月31日現在

建築物： 床面積の合計が10㎡を超える建築物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更

工作物： 高さ1.5mを超える塀類、高さ5mを超える電線路等の支持物、高さ5m又は表示面積5㎡を超える広告塔類、高さ5m又は築造面積10㎡を超えるその他の工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更

土地： 面積300㎡かつ法面の高さ1.5mを超える法面を生ずる土地の造成

鉱物： 面積300㎡かつ法面の高さ1.5mを超える法面を生ずる鉱物・土石の掘採

物品： 高さ1.5mかつ面積100㎡を超える屋外での物品の集積・貯蔵

木竹の伐採： 高さ10mかつ面積300㎡を超える材木の伐採

### 2 大規模行為の届出受理件数

(単位：件)

| 年度   | 建築物 | 工作物 | 土地 | 鉱物 | 物品 | 合計    |
|------|-----|-----|----|----|----|-------|
| 12年度 | 211 | 747 | 73 | 46 | 26 | 1,103 |
| 13年度 | 118 | 413 | 55 | 52 | 24 | 662   |
| 14年度 | 92  | 297 | 37 | 58 | 38 | 522   |
| 15年度 | 109 | 370 | 29 | 38 | 33 | 579   |
| 16年度 | 111 | 515 | 35 | 35 | 36 | 732   |
| 17年度 | 82  | 617 | 30 | 32 | 22 | 783   |
| 18年度 | 75  | 767 | 40 | 26 | 22 | 930   |
| 19年度 | 72  | 393 | 19 | 28 | 19 | 531   |
| 20年度 | 65  | 337 | 33 | 26 | 15 | 476   |
| 21年度 | 36  | 296 | 28 | 19 | 6  | 385   |
| 22年度 | 43  | 396 | 37 | 14 | 3  | 493   |
| 23年度 | 41  | 224 | 25 | 14 | 1  | 305   |
| 24年度 | 53  | 229 | 29 | 27 | 8  | 346   |
| 25年度 | 72  | 199 | 54 | 24 | 9  | 358   |

(注1) 平成26年3月31日現在

(注2) 平成21年度は年度途中で制度変更があったため、「旧条例に基づく大規模行為+景観法に基づく届出(重点地域以外)」数を記載している。(景観法に基づく届出は平成21年10月1日)

建築物： 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更

工作物： 高さ5mを超える塀類、高さ20mを超える電線路等の支持物、高さ13m又は表示面積15㎡を超える広告塔類、高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるその他の工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更

土地： 面積3,000㎡を超える土地の造成又は高さ5m及び長さ10mを超える法面を生ずる土地の造成

鉱物： 面積3,000㎡を超える鉱物・土石の掘採又は高さ5m及び長さ10mを超える法面を生ずる鉱物・土石の採掘

物品： 高さ3m又は面積500㎡を超える屋外での物品の集積・貯蔵

### 資料13 優良景観形成住民協定一覧

(平成27年3月31日現在)

| 番号 | 協 定 名 称                              | 市町村  | 認 定<br>年月日  |
|----|--------------------------------------|------|-------------|
| 1  | 景観に美しい曽原・狐鷹森地域づくり協定                  | 北塩原村 | H13. 6. 28  |
| 2  | ほんとの空とお城山が美しく見える景観づくり協定              | 二本松市 | H14. 2. 15  |
| 3  | 喜多方駅前通りまちづくり協定                       | 喜多方市 | H14. 3. 15  |
| 4  | あだたら高原・岳温泉うつくしい景観づくり協定               | 二本松市 | H15. 3. 7   |
| 5  | さわやかな風と美土里おりなすまちづくり協定                | 浪江町  | H15. 12. 17 |
| 6  | 猪苗代湖と磐梯山が美しく見える志田浜づくり協定              | 猪苗代町 | H15. 12. 17 |
| 7  | 四季の磐梯山が美しく見えるスキー場景観づくり協定             | 磐梯町他 | H15. 12. 17 |
| 8  | 梁川町川北地区「蔵の風情を取り入れた和風のまちなみづくり」協定      | 伊達市  | H17. 1. 20  |
| 9  | 磐梯町七ツ森地区「磐梯の麓、自然環境との共生を体感できるまちづくり」協定 | 磐梯町  | H17. 3. 28  |
| 10 | 猪苗代町不動地区「不動ヴィレッジ美しい景観づくり」協定          | 猪苗代町 | H17. 3. 28  |
| 11 | 裏磐梯川上温泉美しいまちづくり協定                    | 猪苗代町 | H17. 8. 10  |
| 12 | 喜多方仲町商店街景観協定                         | 喜多方市 | H19. 2. 20  |
| 13 | 羽鳥湖高原の美しい景観づくり協定                     | 天栄村  | H19. 2. 20  |
| 14 | 須賀川市南部地区軒の栗通りまちづくり協定                 | 須賀川市 | H20. 6. 20  |
| 15 | 須賀川市南部地区本町通りまちづくり協定                  | 須賀川市 | H20. 6. 20  |
| 16 | 須賀川市南部地区大町通りまちづくり協定                  | 須賀川市 | H20. 6. 20  |
| 17 | 喜多方市小田付蔵のまち景観づくり協定                   | 喜多方市 | H22. 8. 27  |

**資料14 国立公園指定状況**

(平成27年3月31日現在)

| 公園名  | 指定年月日                                 | 範囲と面積  |
|------|---------------------------------------|--|
| 日光   | 昭9. 12. 4<br>那須・甲子地区は<br>昭25. 9. 22追加 | 福島・栃木・群馬の3県<br>県内は下郷町、西郷村<br>県内面積 7,329.0ha  |
| 磐梯朝日 | 昭25. 9. 5                             | 福島・山形・新潟の3県<br>県内は福島市、二本松市、郡山市、会津若松市、喜多方市、大玉村<br>北塩原村、猪苗代町、磐梯町、西会津町<br>県内面積 65,553.8ha |
| 尾瀬   | 平19. 8.30                             | 福島・山形・新潟・栃木の4県<br>県内は南会津町、檜枝岐村<br>県内面積 17,240.0ha                                      |

**資料15 国定公園指定状況**

(平成27年3月31日現在)

| 公園名        | 指定年月日      | 範囲と面積                                      |
|------------|------------|--|
| 越後三山<br>只見 | 昭48. 5. 15 | 福島・新潟の2県<br>県内は只見町、檜枝岐村<br>県内面積 33,665.0ha |

**資料16 県立自然公園指定状況**

(平成27年3月31日現在)

| 公園名         | 指定年月日       | 範囲と面積   |
|-------------|-------------|---|
| 霊山          | 昭23. 10. 18 | 相馬市、伊達市 2,271ha                               |
| 霞ヶ城         | 昭23. 10. 18 | 二本松市 170ha                                    |
| 南湖          | 昭23. 10. 18 | 白河市 777ha                                     |
| 奥久慈         | 昭23. 10. 18 | 棚倉町、埴町、矢祭町 4,831ha                            |
| 磐城海岸        | 昭23. 10. 18 | いわき市 2,305ha (海域含む)                           |
| 松川浦         | 昭26. 3. 27  | 相馬市 1,717ha (海域含む)                            |
| 勿来          | 昭26. 3. 27  | いわき市 1,955ha (海域含む)                           |
| 只見柳津        | 昭26. 3. 27  | 只見町、金山町、三島町、柳津町、西会津町、喜多方市 15,668ha            |
| 大川羽鳥        | 昭28. 3. 14  | 会津若松市、下郷町、会津美里町、天栄村 16,531ha                  |
| 阿武隈<br>高原中部 | 昭28. 3. 14  | いわき市、浪江町、葛尾村、川内村、田村市、小野町、二本松市、<br>川俣町 7,659ha |
| 夏井川<br>溪谷   | 昭28. 3. 14  | いわき市 4,331ha                                  |

資料17 自然環境保全地域指定状況

(平成27年3月31日現在)

| 地域名     | 関係市町村    | 指定年月日      | 面積       |          | 保全対象               |
|---------|----------|------------|----------|----------|--------------------|
|         |          |            | (ha)     | うち特別地区面積 |                    |
| 信夫文知摺   | 福島市      | 49. 3. 22  | 3.60     | 1.50     | シラカシ、クヌギ等の巨木、地形、地質 |
| 黒岩虚空蔵   | 〃        | 〃          | 1.60     |          | 高齢樹のアカマツ林ほか        |
| 高松山     | 本宮市      | 〃          | 6.20     |          | 高齢樹のモミ、アカマツ林ほか     |
| 岩角山     | 〃        | 〃          | 12.50    |          | ケヤキ等の人工林、岩石の露頭     |
| 石田ブヨメキ  | 伊達市      | 〃          | 9.50     | 0.70     | 湿原、湿原植物            |
| 石 筵     | 郡山市      | 〃          | 51.90    |          | シダレグリの自生地          |
| 五本松     | 西白河郡矢吹町  | 〃          | 1.20     |          | アカマツの並木            |
|         | 西白河郡泉崎村  | 〃          |          |          |                    |
| 恩賜林     | 西白河郡矢吹町  | 〃          | 7.80     |          | アカマツの一斉林           |
| 茶白山     | 伊達市      | 〃          | 7.80     |          | サクラ類の自生地           |
| 熊川海岸    | 双葉郡大熊町   | 〃          | 1.80     |          | 海触地形               |
| 法正尻湿原   | 耶麻郡磐梯町   | 〃          | 3.60     | 3.60     | 湿原・湿原植物ほか          |
| 大悲山     | 南相馬市     | 〃          | 6.10     |          | ヤマツツジの自生地          |
| 小高薬師堂   | 〃        | 〃          | 1.10     |          | 高齢樹のスギ、サクラの人工林     |
| 浄土松     | 郡山市      | 50. 2. 28  | 35.00    | 11.30    | アカマツの天然林、巨大な奇岩群    |
| 奥州街道松並木 | 〃        | 〃          | 1.70     |          | アカマツの並木            |
| 強 滝     | 東白川郡鮫川村  | 〃          | 8.30     | 0.48     | 滝、溪谷               |
| 江 竜 田   | 〃        | 〃          | 4.10     | 1.60     | 〃                  |
| 西 郷 瀨   | 西白河郡西郷村  | 〃          | 57.90    | 10.21    | 溪谷、柱状節理            |
| 宮床湿原    | 南会津郡南会津町 | 〃          | 54.10    | 8.00     | 湿原、湿原植物ほか          |
| 牛越館山    | 南相馬市     | 〃          | 31.50    |          | モミ等の天然林            |
| 高倉山     | いわき市     | 〃          | 99.20    |          | 二畳紀地層の露出、化石ほか      |
| 宇津峯山    | 郡山市、須賀川市 | 〃          | 355.60   |          | 変成岩類の盆地状構造ほか       |
| 茂 庭     | 福島市      | 50. 6. 6   | 861.58   | 110.60   | ブナ等の天然林            |
| 黒 岩 山   | 南会津郡南会津町 | 〃          | 72.32    | 72.32    | 〃                  |
| 新田川溪谷   | 南相馬市     | 〃          | 122.38   | 90.64    | 溪谷、モミ、ケヤキ等の天然林     |
| 檜 原     | 〃        | 〃          | 70.84    | 62.34    | モミ、ケヤキ等の天然林        |
| 平 伏 沼   | 双葉郡川内村   | 〃          | 3.60     | 2.14     | 沼、モリアオガエル          |
| 関 山     | 白河市      | 〃          | 190.50   |          | 石英安山岩質凝灰岩の急峻な地質    |
| 安 座     | 耶麻郡西会津町  | 〃          | 280.95   | 57.65    | 地形、地質、コヤマキ等の自生地ほか  |
| 三 条     | 大沼郡金山町   | 51. 6. 22  | 24.95    | 24.95    | スギの天然林             |
| 新 道 沢   | 南会津郡南会津町 | 〃          | 76.68    | 25.60    | チョウセンゴヨウの自生地       |
| 黒岩湿原    | 南会津郡南会津町 | 〃          | 3.70     | 3.70     | 湿原、湿原植物            |
| 矢の原湿原   | 大沼郡昭和村   | 〃          | 54.32    | 20.62    | 〃                  |
| 本名御神楽岳  | 大沼郡金山町   | 〃          | 444.82   | 444.82   | ブナ、スギ等の天然林         |
| 大 戸 岳   | 会津若松市    | 52. 10. 28 | 115.47   | 115.47   | ヒノキアスナロ等の天然林       |
| 七ヶ岳     | 南会津郡南会津町 | 〃          | 520.35   | 217.19   | ブナ等の天然林、地形ほか       |
| 本地夜鷹山   | 耶麻郡西会津町  | 〃          | 459.50   | 128.75   | 〃                  |
| 鹿 狼 山   | 相馬郡新地町   | 53. 2. 28  | 502.50   |          | ケヤキ等の天然林、地形、地質     |
| 明神ヶ岳    | 大沼郡会津美里町 | 54. 3. 2   | 34.12    | 34.12    | ブナ等の天然林            |
|         | 河沼郡柳津町   | 〃          |          |          |                    |
| つむじ倉    | 河沼郡柳津町   | 〃          | 17.25    | 17.25    | 二段滝、貴重な植物の自生地      |
| 御 齊 所 山 | いわき市     | 〃          | 24.81    | 24.81    | カシ類等の天然林、御齊所式変成岩   |
| 木 戸 山   | 双葉郡檜葉町   | 〃          | 114.73   | 114.73   | モミ、ブナ等の天然林         |
| 金 山     | 白河市      | 〃          | 1.40     | 0.46     | ビャッコイの自生地          |
| 好間川溪谷   | いわき市     | 〃          | 27.75    | 8.00     | V字谷、カシ類等の天然林       |
| 梅 峰     | 喜多方市     | 54. 8. 3   | 35.70    | 35.70    | オオシラビソの天然林         |
| 深 沢     | 郡山市      | 56. 7. 28  | 43.81    | 43.81    | ヒノキアスナロの天然林        |
| 萩 野     | 南会津郡南会津町 | 〃          | 1.28     | 0.36     | 風穴、風穴植物群落          |
| 計       | 47地域     |            | 4,867.41 | 1,693.42 |                    |

### 資料18 緑地環境保全地域指定状況

(平成27年3月31日現在)

| 地域名     | 関係市町村   | 指定年月日    | 区分         | 面積 (ha) | 保全対象                 |
|---------|---------|----------|------------|---------|----------------------|
| 恵日寺周辺   | 耶麻郡磐梯町  | 49.3.22  | 第2種        | 58.90   | 恵日寺と一体となった自然環境       |
| 烏峠山     | 西白河郡泉崎村 | 〃        | 〃          | 42.40   | 烏峠稲荷神社と一体となった自然環境    |
| 白石山     | 〃       | 〃        | 第1種        | 2.70    | 泉崎壁画横穴古墳と一体となった自然環境  |
| 赤坂      | 伊達市     | 50.2.28  | 〃          | 2.40    | アカマツ、コナラ等の樹林地        |
| 花見山     | 〃       | 〃        | 〃          | 3.30    | ヤマツツジの自生地            |
| 堂山王子    | 田村市     | 50.6.6   | 〃          | 0.90    | 堂山王子神社と一体となった自然環境    |
| 隠津島神社   | 郡山市     | 52.10.28 | 〃          | 12.50   | 隠津島神社と一体となった自然環境     |
| 妙見山     | 〃       | 〃        | 〃          | 5.50    | 飯豊和気神社と一体となった自然環境    |
| 稚児舞台・島山 | 二本松市    | 54.8.3   | 第1種<br>第2種 | 10.00   | 花崗岩の奇岩・怪岩、ユキヤナギ      |
| 古寺山     | 須賀川市    | 55.6.13  | 第1種        | 13.44   | 古寺山白山寺と一体となった自然環境    |
| 達沢      | 耶麻郡猪苗代町 | 56.7.31  | 〃          | 3.64    | 山ノ神神社社叢としてのミズナラの天然林  |
| 橋場      | 東白川郡塙町  | 〃        | 〃          | 6.16    | シラカバの天然林             |
| 御幸山     | 伊達市     | 〃        | 第2種        | 2.75    | 五幸山観世音堂、羽山神社と一体の自然環境 |
| 堂峰山     | 喜多方市    | 58.6.3   | 〃          | 6.94    | アカマツ、コナラ等の樹林地        |
| 天狗橋     | 東白川郡鮫川村 | 59.6.15  | 第1種        | 0.87    | 天狗橋と一体となった自然環境       |
| 計       | 15地域    |          |            | 172.40  |                      |

### 資料19 野生動植物保護地区

(平成27年3月31日現在)

| 地域名    | 面積 (ha) | 保護対象                     |
|--------|---------|--------------------------|
| 石田ブヨメキ | 0.70    | ミズバショウなどの湿原植物            |
| 法正尻湿原  | 3.60    | サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル      |
| 宮床湿原   | 8.00    | ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウトンボ   |
| 安座     | 57.65   | ヒメサユリなどの植物とギフチョウ         |
| 黒岩湿原   | 3.70    | ワタスゲなどの湿原植物              |
| 七ヶ岳    | 217.19  | キヤマボクなどの高山・亜高山性植物        |
| 木地夜鷹山  | 52.25   | 希産植物のトガクシソウ              |
| 金山     | 0.46    | 希産植物のビヤッコイ               |
| 萩野     | 0.36    | オオタカネイバラなどの亜高山性植物と風穴植物群落 |
| 計      | 343.91  | 9 地域                     |

## 資料20 鳥獣保護区

(身) : 身近な鳥獣生息地、(大) : 大規模生息地、(希) : 希少鳥獣生息地、(渡) : 集団渡来地、(森) : 森林鳥獣生息地

平成27年3月31日現在

| 番号 | 名称           | 設定区分の別 | 面積 (ha) |          | 所在地         | 期 限       |
|----|--------------|--------|---------|----------|-------------|-----------|
|    |              |        | 鳥獣保護区   | うち特別保護地区 |             |           |
| 1  | 福島           | (身)    | 1,137   | 25       | 福島市         | H42.10.31 |
| 2  | 信夫山          | (身)    | 260     |          | 福島市         | H45.10.31 |
| 3  | 文知摺          | (身)    | 10      |          | 福島市         | H44.10.31 |
| 4  | 吾妻山          | (森)    | 5,751   |          | 福島市、猪苗代町    | H31.10.31 |
| 5  | 黒岩虚空蔵        | (身)    | 5       |          | 福島市         | H28.10.31 |
| 6  | 城山           | (身)    | 31      |          | 福島市         | H29.10.31 |
| 7  | 水林           | (森)    | 21      |          | 福島市         | H27.10.31 |
| 8  | 二本松市ふれあいの森公園 | (身)    | 34      |          | 二本松市        | H31.10.31 |
| 9  | 二本松          | (身)    | 382     | 33       | 二本松市        | H42.10.31 |
| 10 | 高田舟形         | (身)    | 364     |          | 二本松市        | H44.10.31 |
| 11 | 半田山          | (森)    | 1,402   |          | 桑折町、福島市     | H34.10.31 |
| 12 | 阿津賀志山        | (身)    | 56      |          | 国見町         | H30.10.31 |
| 13 | 梁川           | (身)    | 611     |          | 伊達市         | H46.10.31 |
| 14 | 古屋館          | (身)    | 50      |          | 伊達市         | H30.10.31 |
| 15 | 茶臼山          | (身)    | 8       |          | 伊達市         | H27.10.31 |
| 16 | 霊山           | (森)    | 928     | 142      | 伊達市         | H44.10.31 |
| 17 | 石田ブヨメキ       | (身)    | 27      |          | 伊達市         | H27.10.31 |
| 18 | 月見館森林公園      | (身)    | 132     |          | 伊達市         | H40.10.31 |
| 19 | 前ヶ岳          | (森)    | 517     |          | 大玉村、二本松市    | H34.10.31 |
| 20 | 本宮           | (身)    | 1,630   |          | 本宮市         | H36.10.31 |
| 21 | 岳山           | (身)    | 70      |          | 本宮市         | H44.10.31 |
| 22 | 高松山          | (身)    | 81      |          | 本宮市         | H33.10.31 |
| 23 | 旭            | (森)    | 831     |          | 二本松市        | H37.10.31 |
| 24 | 小浜           | (身)    | 311     |          | 二本松市        | H46.10.31 |
| 25 | 熱海           | (森)    | 168     |          | 郡山市         | H34.10.31 |
| 26 | 郡山           | (身)    | 10,250  |          | 郡山市         | H37.10.31 |
| 27 | 多田野          | (森)    | 317     | 30       | 郡山市         | H34.10.31 |
| 28 | 浄土松          | (身)    | 70      |          | 郡山市         | H36.10.31 |
| 29 | 妙見山          | (森)    | 407     |          | 郡山市、須賀川市    | H36.10.31 |
| 30 | 福良           | (森)    | 509     | 30       | 郡山市         | H35.10.31 |
| 31 | 須賀川          | (身)    | 1,050   |          | 須賀川市        | H40.10.31 |
| 32 | 長沼           | (森)    | 384     |          | 須賀川市        | H46.10.31 |
| 33 | 羽鳥           | (森)    | 2,357   |          | 天栄村         | H36.10.31 |
| 34 | 母畑           | (森)    | 653     |          | 石川町、玉川村、平田村 | H45.10.31 |
| 35 | 石川           | (身)    | 353     |          | 石川町         | H33.10.31 |

| 番号 | 名称    | 設定区分の別 | 面積 (ha) |          | 所在地          | 期 限         |
|----|-------|--------|---------|----------|--------------|-------------|
|    |       |        | 鳥獣保護区   | うち特別保護地区 |              |             |
| 36 | 沢井    | (身)    | 167     |          | 石川町          | H27. 10. 31 |
| 37 | 山橋    | (森)    | 486     |          | 石川町          | H45. 10. 31 |
| 38 | 蓬田山   | (森)    | 2, 188  |          | 平田村、須賀川市、玉川村 | H35. 10. 31 |
| 39 | 平田    | (森)    | 746     |          | 平田村、小野町      | H30. 10. 31 |
| 40 | 浅川    | (身)    | 160     |          | 浅川町          | H45. 10. 31 |
| 41 | 大久田   | (森)    | 103     |          | 古殿町          | H45. 10. 31 |
| 42 | 三春    | (身)    | 706     |          | 三春町、郡山市      | H27. 10. 31 |
| 43 | 三春ダム  | (身)    | 778     |          | 三春町          | H44. 10. 31 |
| 44 | 東堂山   | (森)    | 263     |          | 小野町          | H36. 10. 31 |
| 45 | 小野新町  | (身)    | 510     |          | 小野町          | H32. 10. 31 |
| 46 | あぶくま洞 | (森)    | 326     |          | 田村市          | H27. 10. 31 |
| 47 | 大平山   | (身)    | 262     |          | 田村市          | H31. 10. 31 |
| 48 | 殿上    | (身)    | 75      |          | 田村市          | H45. 10. 31 |
| 49 | 舘山    | (身)    | 169     |          | 田村市          | H32. 10. 31 |
| 50 | 片曾根山  | (森)    | 700     |          | 田村市          | H30. 10. 31 |
| 51 | 白河中央  | (身)    | 619     |          | 白河市          | H32. 10. 31 |
| 52 | 西の郷   | (身)    | 86      |          | 西郷村          | H31. 10. 31 |
| 53 | 西郷    | (森)    | 931     | 149      | 西郷村          | H35. 10. 31 |
| 54 | 烏峠    | (森)    | 445     |          | 泉崎村          | H36. 10. 31 |
| 55 | 矢吹    | (森)    | 516     |          | 矢吹町          | H35. 10. 31 |
| 56 | 棚倉    | (森)    | 687     |          | 棚倉町          | H35. 10. 31 |
| 57 | 山本    | (森)    | 506     |          | 棚倉町          | H34. 10. 31 |
| 58 | 八溝山   | (森)    | 51      |          | 矢祭町          | H30. 10. 31 |
| 59 | 舘山    | (身)    | 53      |          | 矢祭町          | H44. 10. 31 |
| 60 | 宝坂    | (森)    | 144     |          | 矢祭町          | H34. 10. 31 |
| 61 | 矢祭山   | (森)    | 324     | 66       | 矢祭町          | H42. 10. 31 |
| 62 | 埜     | (森)    | 275     |          | 埜町           | H27. 10. 31 |
| 63 | 西野    | (身)    | 146     |          | 鮫川村          | H29. 10. 31 |
| 64 | 飯盛山   | (森)    | 693     | 53       | 会津若松市        | H34. 10. 31 |
| 65 | 鶴ヶ城   | (身)    | 43      |          | 会津若松市        | H30. 10. 31 |
| 66 | 小田山   | (森)    | 300     |          | 会津若松市        | H28. 10. 31 |
| 67 | 吉ヶ平ダム | (身)    | 206     |          | 会津若松市        | H45. 10. 31 |
| 68 | 喜多の郷  | (身)    | 37      |          | 喜多方市         | H29. 10. 31 |
| 69 | 中善寺   | (身)    | 30      |          | 喜多方市         | H41. 10. 31 |
| 70 | 眞木    | (森)    | 940     |          | 喜多方市         | H34. 10. 31 |
| 71 | 米岡    | (森)    | 1, 050  |          | 喜多方市         | H44. 10. 31 |

| 番号  | 名称         | 設定区分の別 | 面積 (ha) |          | 所在地            | 期 限       |
|-----|------------|--------|---------|----------|----------------|-----------|
|     |            |        | 鳥獣保護区   | うち特別保護地区 |                |           |
| 72  | 裏磐梯        | (渡)    | 17,957  | 3,337    | 北塩原村、猪苗代町      | H33.10.31 |
| 73  | 飯豊         | (森)    | 1,063   |          | 喜多方市、西会津町      | H32.10.31 |
| 74  | 相川         | (森)    | 770     |          | 喜多方市           | H45.10.31 |
| 75  | 阿賀川        | (森)    | 660     |          | 西会津町           | H46.10.31 |
| 76  | 大山         | (森)    | 555     |          | 西会津町           | H45.10.31 |
| 77  | 高郷         | (森)    | 766     |          | 喜多方市           | H27.10.31 |
| 78  | 磐梯山ゴールドライン | (森)    | 509     |          | 磐梯町            | H46.10.31 |
| 79  | 慧日寺        | (身)    | 92      |          | 磐梯町            | H46.10.31 |
| 80  | 沼尻         | (森)    | 345     |          | 猪苗代町           | H34.10.31 |
| 81  | 表磐梯        | (森)    | 393     |          | 猪苗代町           | H34.10.31 |
| 82  | 猪苗代        | (渡)    | 10,450  |          | 猪苗代町、会津若松市、郡山市 | H36.10.31 |
| 83  | 船渡         | (希)    | 23      |          | 会津坂下町          | H28.10.31 |
| 84  | 柳津         | (森)    | 548     |          | 柳津町            | H27.10.31 |
| 85  | 蓋沼         | (森)    | 975     |          | 会津美里町          | H36.10.31 |
| 86  | 博士山        | (森)    | 2,618   |          | 会津美里町          | H28.10.31 |
| 87  | 白鳳山        | (身)    | 203     |          | 会津美里町          | H30.10.31 |
| 88  | 西方         | (身)    | 162     |          | 三島町            | H27.10.31 |
| 89  | 沼沢湖        | (森)    | 379     | 30       | 金山町            | H34.10.31 |
| 90  | 駒止湿原       | (森)    | 517     | 42       | 南会津町           | H45.10.31 |
| 91  | 田島町        | (身)    | 8       |          | 南会津町           | H36.10.31 |
| 92  | 針生         | (森)    | 175     |          | 南会津町           | H34.10.31 |
| 93  | 田島         | (森)    | 528     | 27       | 南会津町           | H41.10.31 |
| 94  | 黒岩湿原       | (森)    | 896     |          | 南会津町           | H34.10.31 |
| 95  | 七ヶ岳        | (森)    | 892     |          | 南会津町           | H32.10.31 |
| 96  | 水門         | (森)    | 532     |          | 下郷町            | H44.10.31 |
| 97  | 音金         | (森)    | 664     |          | 下郷町            | H45.10.31 |
| 98  | 観音沼        | (森)    | 39      |          | 下郷町            | H39.10.31 |
| 99  | 田代山        | (森)    | 487     | 35       | 南会津町           | H45.10.31 |
| 100 | 奥只見        | (大)    | 18,251  |          | 檜枝岐村           | H29.10.31 |
| 101 | 駒ヶ岳        | (森)    | 367     | 137      | 檜枝岐村           | H34.10.31 |
| 102 | 尾瀬         | (森)    | 6,378   | 2,200    | 檜枝岐村           | H33.10.31 |
| 103 | 八十里越       | (森)    | 452     |          | 只見町            | H34.10.31 |
| 104 | 小川         | (森)    | 589     |          | 只見町            | H34.10.31 |
| 105 | 只見         | (大)    | 15,817  | 6,090    | 只見町            | H32.10.31 |
| 106 | 黒谷         | (森)    | 396     |          | 只見町            | H28.10.31 |
| 107 | 原町市        | (身)    | 30      |          | 南相馬市           | H36.10.31 |

| 番号  | 名称     | 設定区分の別  | 面積 (ha) |          | 所在地  | 期 限         |
|-----|--------|---------|---------|----------|------|-------------|
|     |        |         | 鳥獣保護区   | うち特別保護地区 |      |             |
| 108 | 松川浦    | (渡)     | 103     |          | 相馬市  | H31. 10. 31 |
| 109 | 山上     | (森)     | 586     |          | 相馬市  | H36. 10. 31 |
| 110 | 箒平     | (森)     | 713     | 73       | 広野町  | H29. 10. 31 |
| 111 | 夜の森    | (身)     | 30      |          | 富岡町  | H38. 10. 31 |
| 112 | 赤木     | (森)     | 550     |          | 富岡町  | H31. 10. 31 |
| 113 | 五枚沢    | (森)     | 243     |          | 川内村  | H40. 10. 31 |
| 114 | 川内     | (森)     | 637     | 201      | 川内村  | H34. 10. 31 |
| 115 | 大熊     | (身)     | 4       |          | 大熊町  | H38. 10. 31 |
| 116 | 浪江     | (身)     | 5       |          | 浪江町  | H36. 10. 31 |
| 117 | 丈六     | (身)     | 45      |          | 浪江町  | H30. 10. 31 |
| 118 | 葛尾森林公園 | (身)     | 19      |          | 葛尾村  | H33. 10. 31 |
| 119 | 新地     | (森)     | 302     |          | 新地町  | H44. 10. 31 |
| 120 | 大悲山    | (身)     | 19      |          | 南相馬市 | H37. 10. 31 |
| 121 | 相ノ沢    | (身)     | 160     |          | 飯舘村  | H29. 10. 31 |
| 122 | 飯舘     | (身)     | 292     |          | 飯舘村  | H29. 10. 31 |
| 123 | 鬼ヶ城    | (森)     | 280     |          | いわき市 | H27. 10. 31 |
| 124 | 川前     | (森)     | 732     |          | いわき市 | H36. 10. 31 |
| 125 | 大久三森   | (森)     | 391     |          | いわき市 | H29. 10. 31 |
| 126 | 夏井川    | (森)     | 508     | 97       | いわき市 | H32. 10. 31 |
| 127 | 芝山     | (森)     | 308     |          | いわき市 | H45. 10. 31 |
| 128 | 小川櫓石   | (森)     | 391     |          | いわき市 | H28. 10. 31 |
| 129 | 四倉     | (森)     | 1,068   |          | いわき市 | H36. 10. 31 |
| 130 | 水石山    | (森)     | 1,332   |          | いわき市 | H35. 10. 31 |
| 131 | 小川三島   | (身)     | 35      |          | いわき市 | H34. 10. 31 |
| 132 | 石森山    | (身)     | 184     |          | いわき市 | H44. 10. 31 |
| 133 | 愛谷     | (身)     | 79      |          | いわき市 | H30. 10. 31 |
| 134 | 平塩     | (身)     | 84      |          | いわき市 | H39. 10. 31 |
| 135 | 湯ノ岳    | (森)     | 1,280   |          | いわき市 | H36. 10. 31 |
| 136 | 21世紀の森 | (身)     | 1,330   |          | いわき市 | H30. 10. 31 |
| 137 | 鮫川     | (身)     | 185     |          | いわき市 | H31. 10. 31 |
| 138 | 四時川    | (森)     | 1,303   |          | いわき市 | H29. 10. 31 |
| 139 | 目兼     | (森)     | 440     |          | いわき市 | H32. 10. 31 |
|     |        | 計 139箇所 | 146,012 | 12,797   |      |             |

資料21 大気汚染常時監視システムの事業区分

(平成27年3月31日現在)

| 所<br>区<br>分 | 事業名            | 所 管      | 大気環境測定局  | 大気発生源観測局                                    | その他の局                |
|-------------|----------------|----------|--|---|----------------------|
| 県           | 大気汚染<br>常時監視事業 | 県 北      | ○福 島 4局<br>○二本松 1局   | ○新地 1局 2煙道<br><br>○南相馬 1局 2煙道<br>○広野 1局 5煙道 | 移動測定車<br>(環境センター) 1局 |
|             |                | 県 中      | ○須賀川 1局  |   |                      |
|             |                | 県 南      | ○白河 1局<br>○矢吹 1局<br>○棚倉 1局   |   |                      |
|             |                | 会 津      | ○会津若松 1局<br>○喜多方 1局  |   |                      |
|             |                | 南会津      | ○南会津 1局  |   |                      |
|             |                | 相 双      | ○新地 1局<br>○相馬 1局<br>○小高 1局<br>○原町 1局<br>○広野 1局<br>○檜葉 1局<br>○富岡 1局<br>○双葉 1局 |   |                      |
|             |                | 県 計      | 6振興局   |   |                      |
| 郡山市         |                | ○郡山 6局   |  |   |                      |
| いわき市        |                | ○いわき 12局 | ○いわき 9局 20煙道   |   |                      |
| 合計          |                |          | 38局  | 12局29煙道                                     | 移動測定車 1局             |

(注)1 表中「○」は、テレメーター監視測定局である。

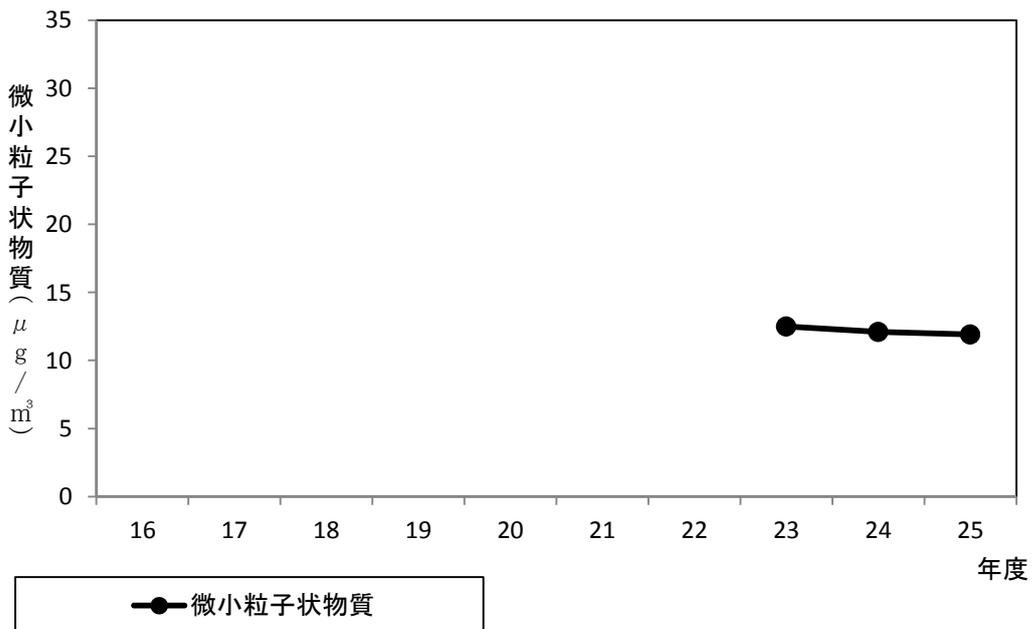
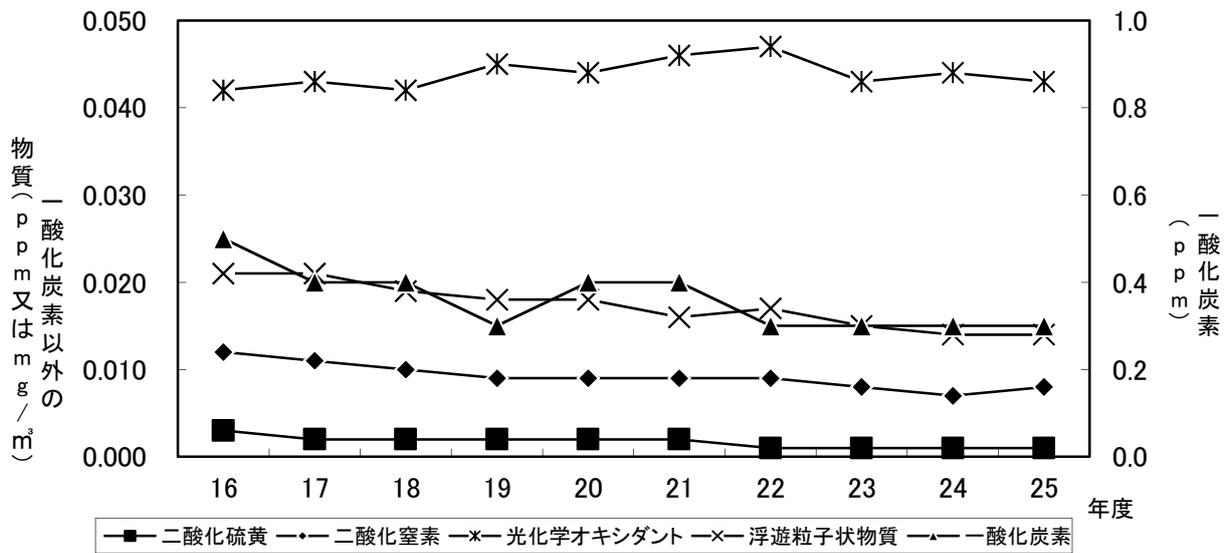
2 大気環境測定局、移動測定局における測定項目は、二酸化硫黄・窒素酸化物・光化学オキシダント等である。

3 大気発生源測定局における測定項目は、硫黄酸化物・窒素酸化物のほか、燃料使用量・排ガス温度等である。

資料22 主な大気汚染物質年平均濃度の推移

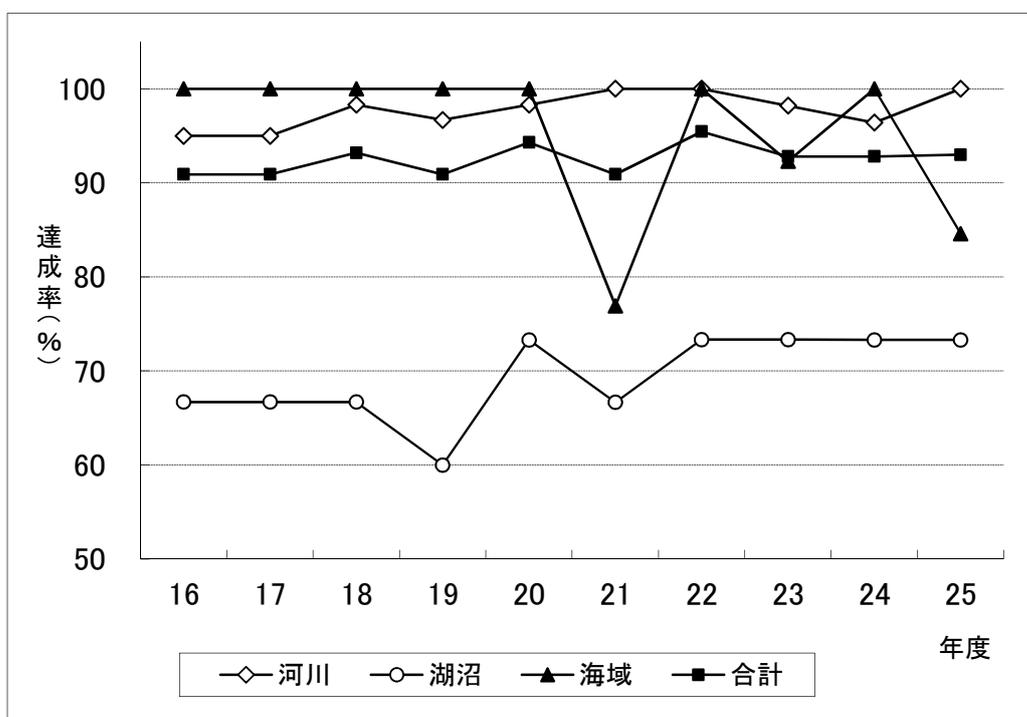
|                              | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二酸化硫黄 (ppm)                  | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| 二酸化窒素 (ppm)                  | 0.012 | 0.011 | 0.010 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | 0.008 | 0.007 | 0.008 |
| 光化学オキシダント (ppm)              | 0.042 | 0.043 | 0.042 | 0.045 | 0.044 | 0.046 | 0.047 | 0.043 | 0.044 | 0.043 |
| 一酸化炭素 (ppm)                  | 0.5   | 0.4   | 0.4   | 0.3   | 0.4   | 0.4   | 0.3   | 0.3   | 0.3   | 0.3   |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> ) | 0.021 | 0.021 | 0.019 | 0.018 | 0.018 | 0.016 | 0.017 | 0.015 | 0.014 | 0.014 |
| 微小粒子状物質 (μg/m <sup>3</sup> ) | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 12.5  | 12.1  | 11.9  |

(注) 光化学オキシダントは、昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値を示す。



### 資料23 生活環境項目(BOD又はCOD)に係る環境基準達成状況の推移

| 年<br>度 | 河 川       |           |            | 湖 沼       |           |            | 海 域       |           |            | 合 計       |           |            |
|--------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
|        | 指定<br>水域数 | 達成<br>水域数 | 達成率<br>(%) |
| 16     | 60        | 57        | 95.0       | 15        | 10        | 66.7       | 13        | 13        | 100.0      | 88        | 80        | 90.9       |
| 17     | 60        | 57        | 95.0       | 15        | 10        | 66.7       | 13        | 13        | 100.0      | 88        | 80        | 90.9       |
| 18     | 60        | 59        | 98.3       | 15        | 10        | 66.7       | 13        | 13        | 100.0      | 88        | 82        | 93.2       |
| 19     | 60        | 58        | 96.7       | 15        | 9         | 60.0       | 13        | 13        | 100.0      | 88        | 80        | 90.9       |
| 20     | 60        | 59        | 98.3       | 15        | 11        | 73.3       | 13        | 13        | 100.0      | 88        | 83        | 94.3       |
| 21     | 60        | 60        | 100.0      | 15        | 10        | 66.7       | 13        | 10        | 76.9       | 88        | 80        | 90.9       |
| 22     | 60        | 60        | 100.0      | 15        | 11        | 73.3       | 13        | 13        | 100.0      | 88        | 84        | 95.5       |
| 23     | 55        | 54        | 98.2       | 15        | 11        | 73.3       | 13        | 12        | 92.3       | 83        | 77        | 92.8       |
| 24     | 55        | 53        | 96.4       | 15        | 11        | 73.3       | 13        | 13        | 100.0      | 83        | 77        | 92.8       |
| 25     | 58        | 58        | 100.0      | 15        | 11        | 73.3       | 13        | 11        | 84.6       | 86        | 80        | 93.0       |



資料24 一般廃棄物処理施設数（浄化槽を除く）

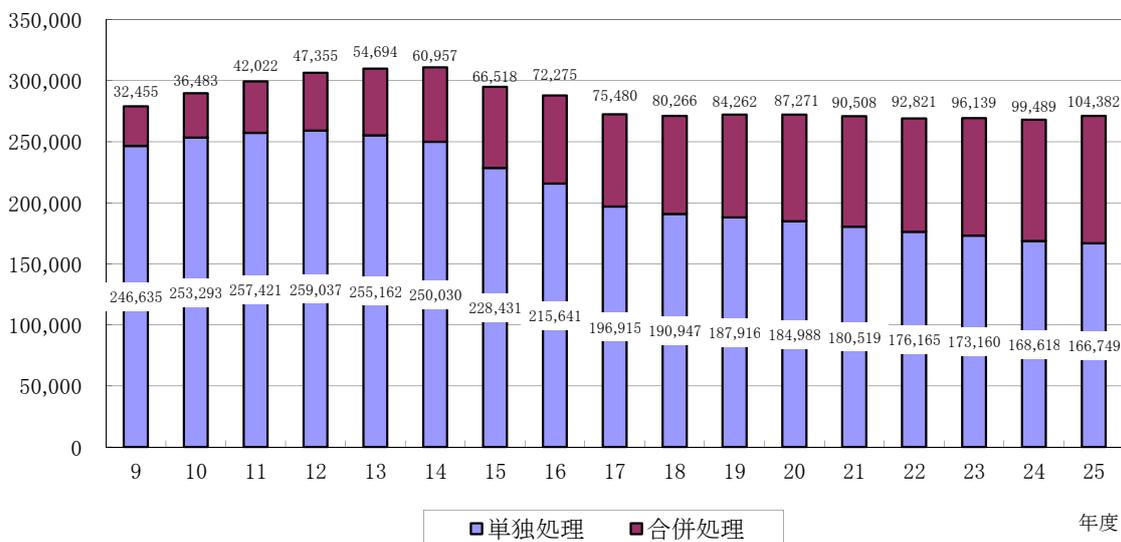
（平成25年3月末現在）

| 施設名            | 箇所数 | 処理能力                    |
|----------------|-----|-------------------------|
| し尿処理施設         | 23  | 2,106kl/日               |
| コミュニティ・プラント    | 2   | (計画処理人口) 5,540人         |
| ごみ処理施設(ごみ焼却施設) | 23  | 3,006t/日                |
| 粗大ごみ処理施設       | 14  | 490t/日                  |
| 不燃物処理・資源化施設    | 27  | 333.0t/日                |
| その他のごみ処理施設     | 1   | 5t/日                    |
| 最終処分場          | 22  | 1,268,099m <sup>3</sup> |

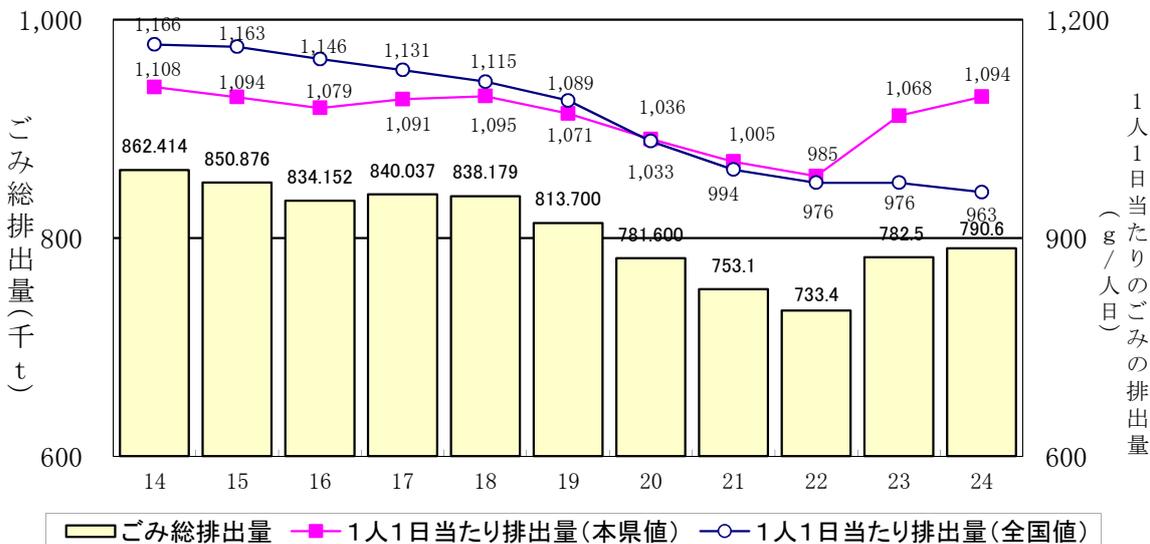
(注)市町村及び一部事務組合が設置しているものであり、最終処分場にあつては埋立中のもの、その他施設にあつては稼働中のもの。

資料25 浄化槽の年度末設置基数の推移

(単位:基)



資料26 ごみ総排出量及び県民一人一日当たりのごみ総排出量の推移

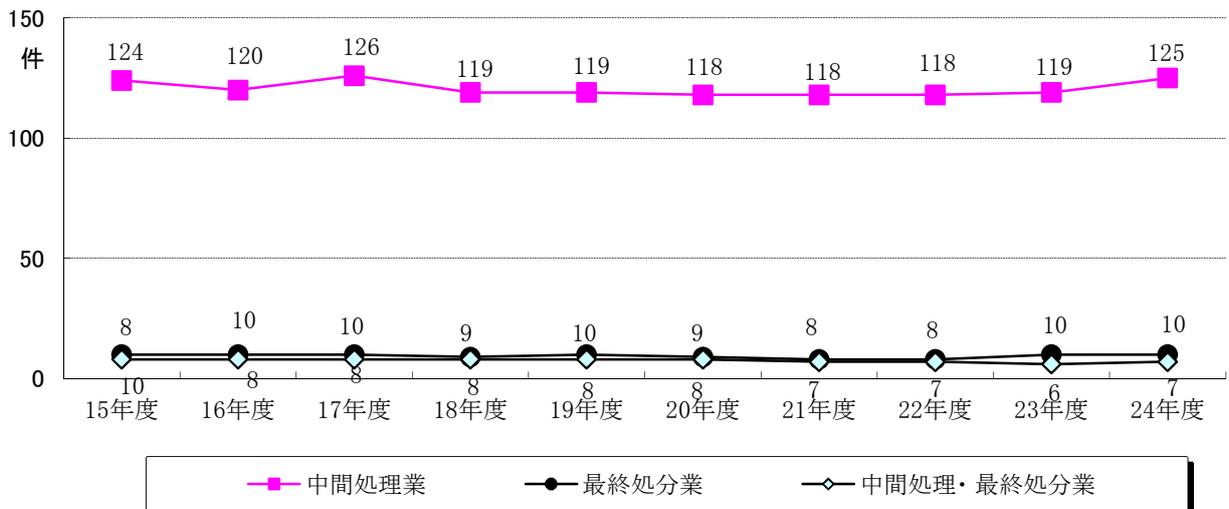
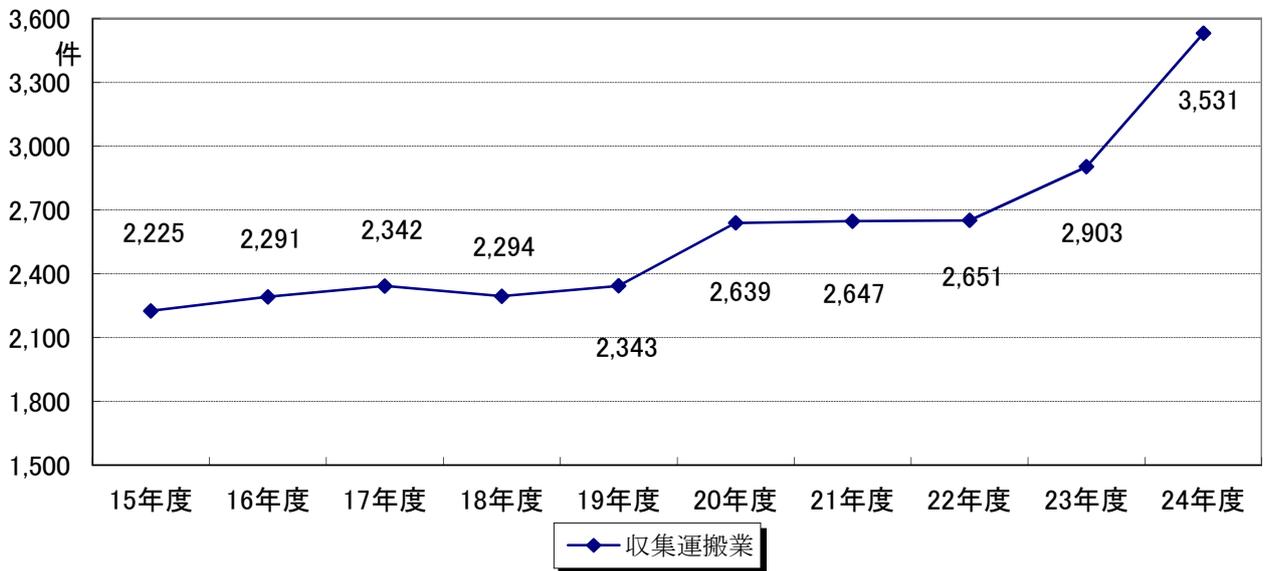


### 資料27 産業廃棄物処理業許可件数の推移

(各年度末現在)

|                | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収集運搬業          | 2,225 | 2,291 | 2,342 | 2,294 | 2,343 | 2,639 | 2,647 | 2,651 | 2,903 | 3,531 |
| 中間処理業          | 124   | 120   | 126   | 119   | 119   | 118   | 118   | 118   | 119   | 125   |
| 最終処分業          | 10    | 10    | 10    | 9     | 10    | 9     | 8     | 8     | 10    | 10    |
| 中間処理・<br>最終処分業 | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 7     | 7     | 6     | 7     |
| 計              | 2,367 | 2,429 | 2,486 | 2,430 | 2,480 | 2,774 | 2,780 | 2,784 | 3,038 | 3,673 |

(注) 郡山市及びいわき市における許可件数を除く。



## 資料28 産業廃棄物処理施設許可(届出)状況

(平成25年3月31日現在)

|        | 事業者 | 処理業者 | 地方公共団体 | 計   |    |
|--------|-----|------|--------|-----|----|
| 中間処理施設 | 42  | 320  | 8      | 370 |    |
| 最終処分場  | 16  | 29   | 1      | 46  |    |
| 内訳     | 安定型 | 8    | 12     | 0   | 20 |
|        | 管理型 | 8    | 17     | 1   | 26 |
|        | 遮断型 | 0    | 0      | 0   | 0  |
| 計      | 58  | 349  | 9      | 416 |    |

(注)1 指定処理施設を含む。

2 郡山市及びいわき市に設置されている施設は除く。

## 資料29 産業廃棄物処理業者による処理量

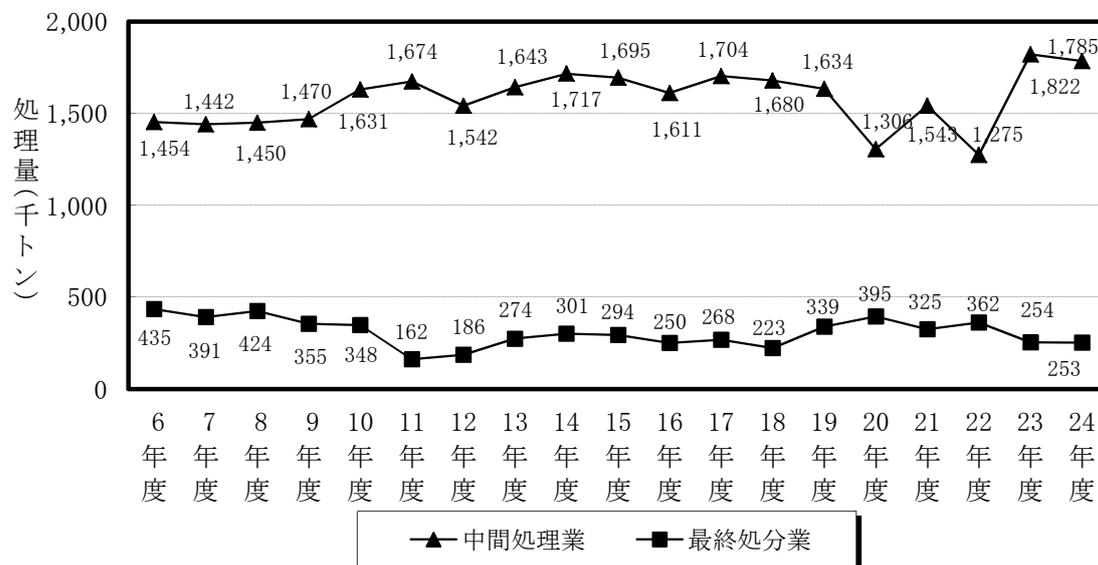
(平成25年3月31日現在)

| 年 度    | 中間処理業 | 最終処分業 |
|--------|-------|-------|
| 6 年 度  | 1,454 | 435   |
| 7 年 度  | 1,442 | 391   |
| 8 年 度  | 1,450 | 424   |
| 9 年 度  | 1,470 | 355   |
| 10 年 度 | 1,631 | 348   |
| 11 年 度 | 1,674 | 162   |
| 12 年 度 | 1,542 | 186   |
| 13 年 度 | 1,643 | 274   |
| 14 年 度 | 1,717 | 301   |
| 15 年 度 | 1,695 | 294   |
| 16 年 度 | 1,611 | 250   |
| 17 年 度 | 1,704 | 268   |
| 18 年 度 | 1,680 | 223   |
| 19 年 度 | 1,634 | 339   |
| 20 年 度 | 1,306 | 395   |
| 21 年 度 | 1,543 | 325   |
| 22 年 度 | 1,275 | 362   |
| 23 年 度 | 1,822 | 254   |
| 24 年 度 | 1,785 | 253   |

(単位:千トン/年)

(注)1 平成9年度以降は郡山市許可業者の処分量を除く。

2 平成11年度以降はいわき市許可業者の処分量を除く。







平成 2 7 年度  
生活環境部事業計画書

編集・発行 福島県生活環境部  
生活環境総務課  
〒960-8670  
福島市杉妻町2番16号  
TEL 024(521)7156